

公共施設配置計画

(2011～2015)

草 加 市

— 目 次 —

第1章 公共施設配置計画について	1
1 計画の目的	2
2 計画の位置付けと計画期間	3
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画の期間	
3 草加市内の公共施設分類	6
4 施設の機能から見たサービス圏域の考え方	9
(1) 利用者の視点にたったサービス圏域の考え方と配置	
(2) 本計画におけるサービス圏域のイメージ	
(3) 本市の生活圏について	
5 公共施設整備基本方針	12
(1) 公共施設の配置と機能	
(2) 公共施設の用地取得	
(3) 公共施設の複合化と新たな機能への転用	
(4) 公共施設の建設、運営、維持管理	
(5) 公共施設設置審査委員会の設置	
第2章 全般的課題	15
1 施設の老朽化等	16
(1) 経常的コストの軽減の必要性	
(2) 人口構成の変化に伴う施設ニーズの変化	
(3) 新たな社会的ニーズの存在	
2 財源について	20
(1) 地方自治体を取り巻く財政難	
(2) 維持管理費用の増加	
第3章 今後の方向性	23
1 今後の方向性	24
(1) 今後の公共施設のあり方	
(2) 今後5年間の重点的な取組み	
2 施設更新の考え方	25
(1) 施設の長寿命化	
ア 耐震改修	
イ 計画的かつ効率的な建替え・修繕等	
(2) 施設の集約・複合化	
(3) 整備手法の検討	
(4) 適正な受益者負担	

第4章 施設別の現状と課題	35
1 行政施設	37
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 行政施設	
イ 防災施設	
ウ 職員厚生施設	
2 社会福祉施設	44
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 社会福祉関係	
3 コミュニティ施設	52
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア コミュニティ関係	
イ その他の施設	
4 子育て施設	59
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 保育園等	
イ 児童館等	
5 学校教育施設	66
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 小中学校	
イ その他の施設	
6 保健・健康・医療・スポーツ施設	76
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 保健・健康・医療関係	
イ スポーツ関係	
7 公営住宅	
(1) 施設全般の現状と課題等	81
(2) 施設分類別の状況	
ア 市営住宅	
8 環境施設	84
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 環境業務センター・リサイクルセンター	

9 産業・観光施設	87
(1) 施設全般の現状と課題等	
(2) 施設分類別の状況	
ア 産業・観光関係	
第5章 地区別の配置状況	91
【参考資料】	115

第1章

公共施設配置計画について

第1章 公共施設配置計画について

1 計画の目的

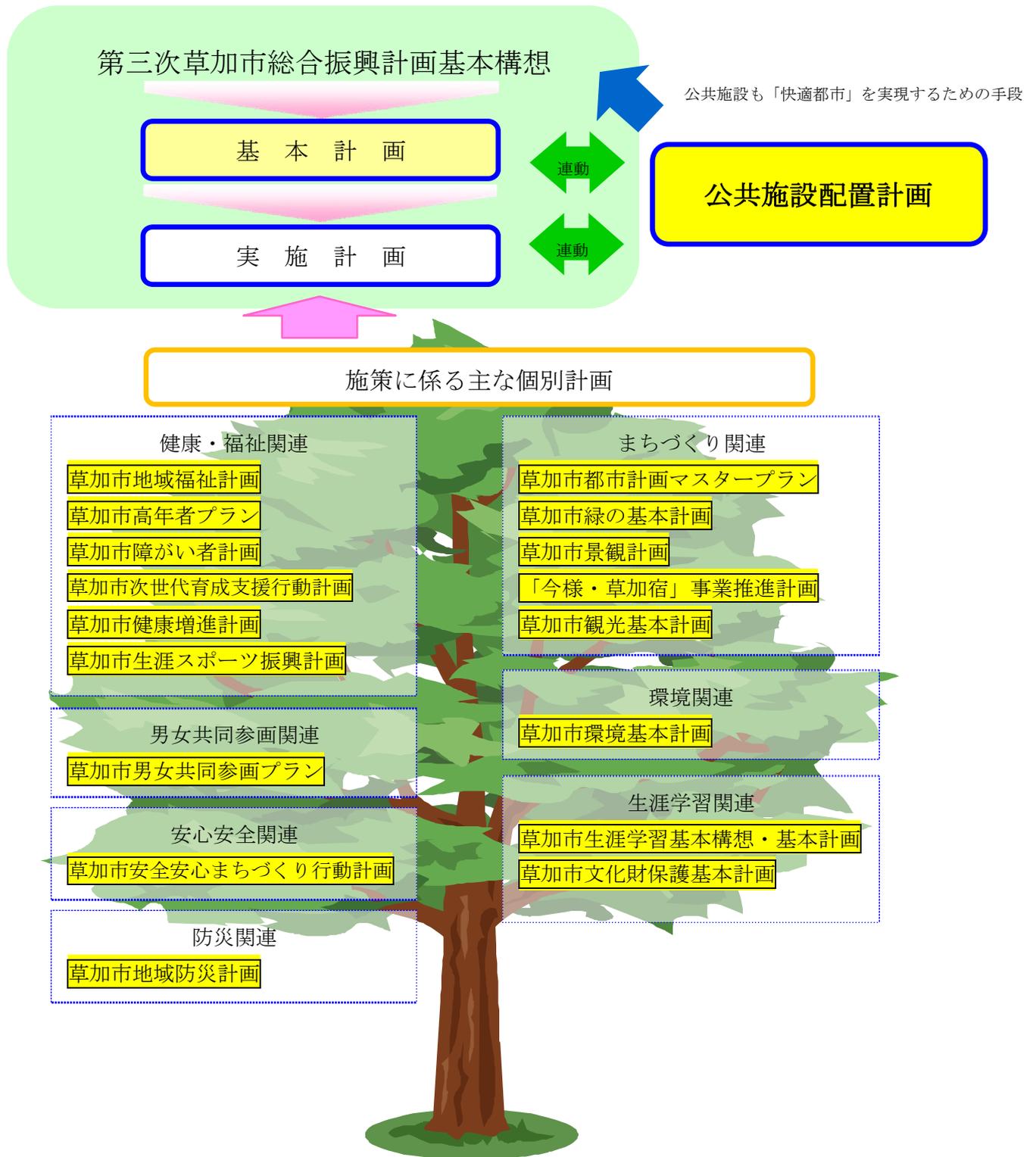
本市における公共施設のうち、多くの施設が建築してから30年以上を経過し、施設の老朽化が進み、今後はさらに、大規模な改修や建替え等が集中する時期を迎えることになるが、既存の施設をどのように維持保全し、あるいは建替えしていくかという取り組みは、今後の市政運営を進めるにあたって大きな課題である。

また、少子高齢化の進展に伴い、将来にわたって税収の増加が見込めない状況の中で、高年者や次代を担う子どもたちに必要な支出は増加が見込まれている。このため、公共施設の保全や整備に係る財源を潤沢に充てることが困難になることは明らかであり、後期基本計画における施策の意図（目標）を実現することを目的として、真に必要な施設サービスの提供を継続していくためには、必要な機能を適正に配置していかなければならない。さらには、施設の総量を抑制していくことは避けて通れない状況にある。

そこで、本市における公共施設の配置状況や全般的な課題、さらに将来、施設ごとに取り組むべき課題を整理した中で、施設更新、集約・複合化の方針を提示するとともに、今後5年間で整備等を計画している主な施設を抽出した。このことにより、現状や課題、今後の方向性を多くの皆様に周知して理解いただくために、「公共施設配置計画（2011～2015）」を策定した。

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け



公共施設配置計画の策定にあたり、次のような視点で検討するものとする。

なお、これからの公共施設の整備や運営などの方向性については、第三次草加市総合振興計画基本構想において、次のような記述がある。

「新しい世紀のまちづくり宣言」

②これからのまちづくりに向けて

(3)施設の整備は知恵をしぼって進めます。

公共施設の整備は順次進んできましたが、利用者にとって、その配置には一部かたよりのあるものもあります。また、管理・運営の仕組みが十分ではないものもみられます。

限りある財源で、市政を運営していくには、ハード中心の都市整備だけでは立ち行かなくなり、ソフト面の知恵や工夫で快適な都市を実現することが、ますます求められるようになりました。

施設の建設にあたっては、少ないコストで、より効果を上げるため、既存の施設の活用や広域的対応、機能の複合化の工夫などが必要です。また、施設の運営にあたっては、多様な人材や情報機器の活用などが必要となります。

草加市は、知恵をしぼって、施設づくりを進めます。

また、計画策定にあたっては、次の視点を重視する。

- ・利用者の視点、サービス圏域からの施設配置バランスを図る。
- ・利用者のニーズを考えた施設機能と複合化を考える。
- ・安全性、ユニバーサルデザイン、環境を意識した施設整備を行う。
- ・効果的効率的な施設建設、サービスの提供などができる民間の活用を図る。

本計画における各公共施設の整備等については、第三次草加市総合振興計画基本構想に基づき策定される基本計画と実施計画によるものとする。限られた財源のなかで調整を図りながら進めなければならないため、本計画に掲載された全ての施設整備を実現できるものではない。

本計画は、次の場合に活用するものとする。

- 1 既存の公共施設の改修、建替えを検討する場合
- 2 公共施設の新設を検討する場合
- 3 土地の買い取り要望・照会等があった場合

(2) 計画の期間

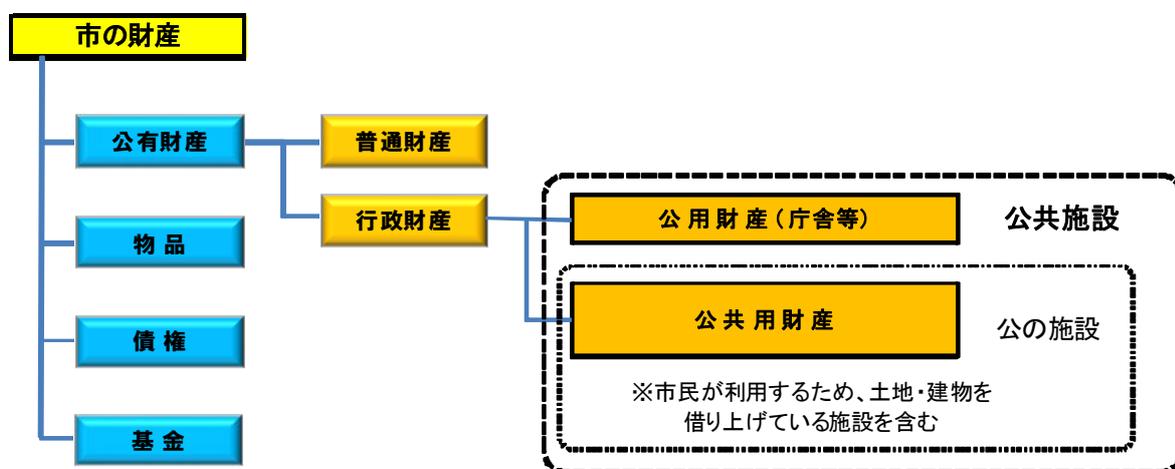
公共施設配置計画の期間は、後期基本計画と連動をさせていくため、平成 23 年度から平成 27 年度までとする。

なお、社会経済状況や市の財政状況等を勘案し、中間年（平成 25 年度）において内容の見直しを行うこととする。なお、「第 5 章 地区別の配置状況」における「計画期間内に整備等を計画している主な施設」については、実施計画に参考資料として掲載するものとする。

3 草加市内の公共施設分類

本市が所有・管理する財産は、地方自治法に基づき、次の図のように分類される。また、公有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産は、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」であり、普通財産は、「行政財産以外の一切の公有財産」をいう。また、市が所有していることを前提にしているが、本市の施設の中には、土地を借り上げて設置しているものもある。

地方自治法では、公の施設を「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とし、その設置及び管理等に関して規定しているが、いわゆる「公共施設」とは、次図の点線内の財産のことをいう。

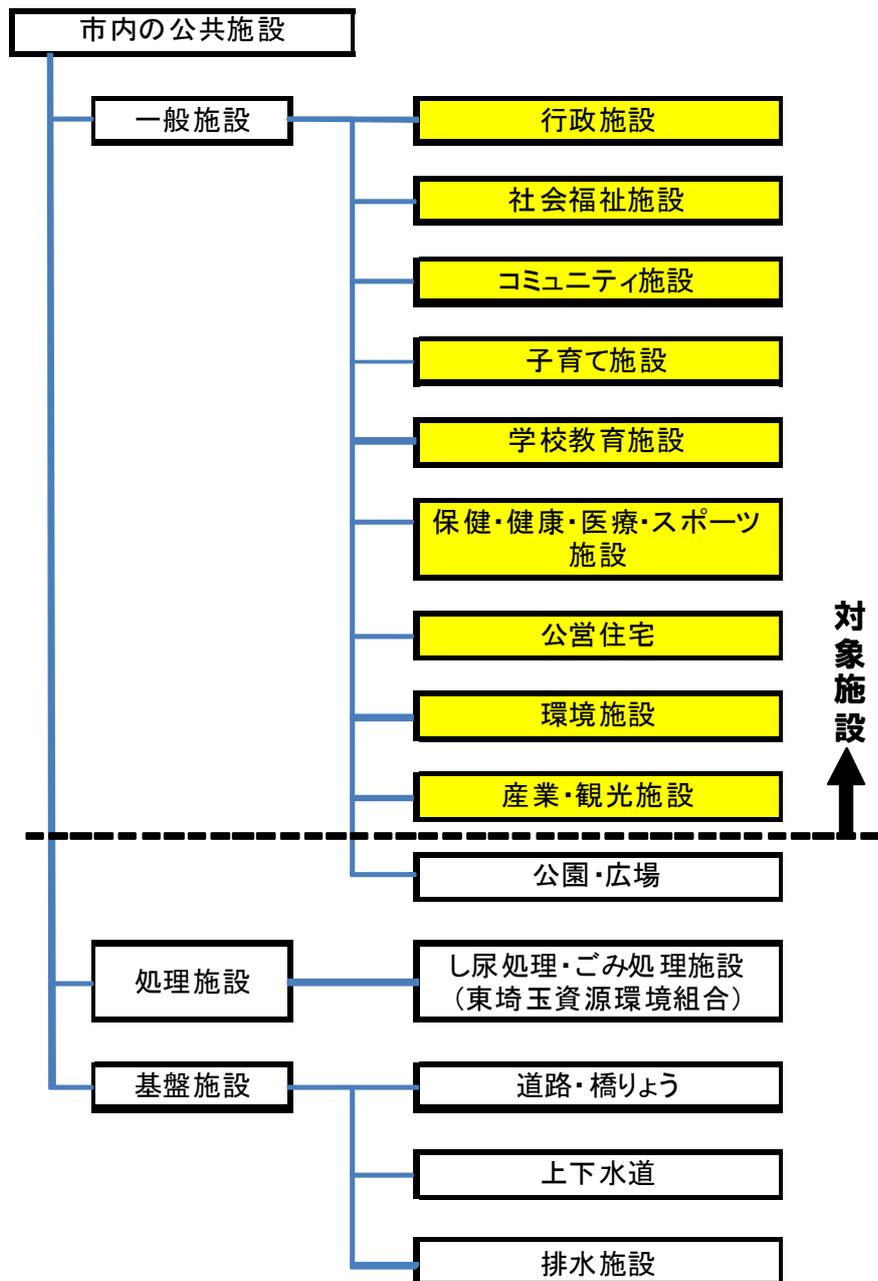


また、本市の公共施設を分類すると、次ページの図のとおりとなる。

本計画は、この図の で示した、市民が利用する教育関係施設や福祉施設、行政サービスを提供する市庁舎や消防庁舎等の公共施設を対象として作成しており、道路や橋りょう、上下水道などの基盤施設等は対象としていない。ただし、運動広場（グラウンド）を含めた体育施設や管理施設については、本計画の対象としている。

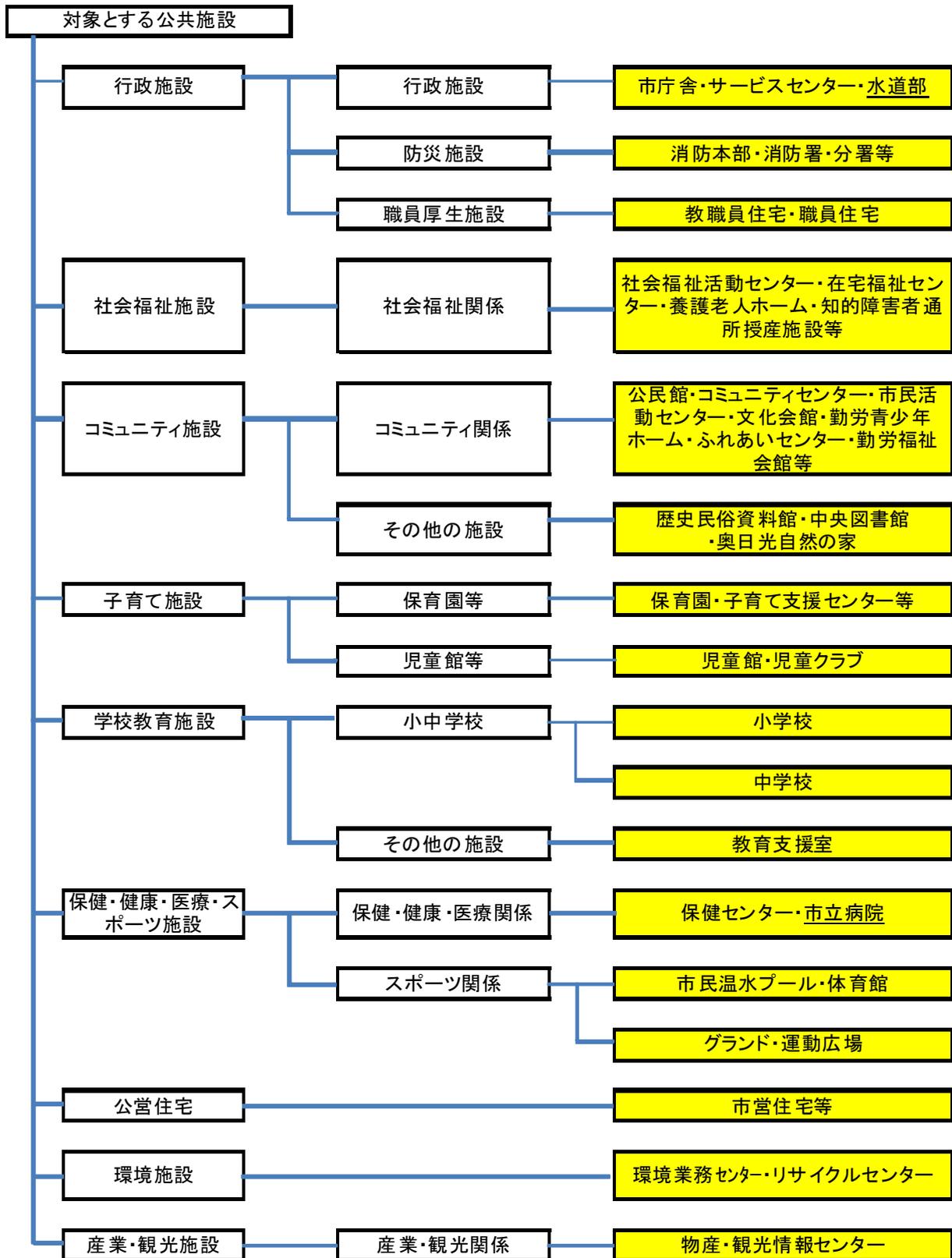
今後は、基盤施設に係る機能更新の中長期的な整備計画を踏まえて、全ての公共施設の更新等の優先度を決めたいうえで、効率的に進めていく必要がある。

【市内の公共施設（全体）】



本計画で対象とする「公共施設」の分類及び名称等については、次ページの図「本計画で対象とする公共施設分類」のとおりとする。

【本計画で対象とする公共施設分類】



※下線部は、企業会計施設

4 施設の機能から見たサービス圏域の考え方

(1) 利用者の視点にたったサービス圏域の考え方と配置

公共施設については、それぞれの施設機能に応じて配置基準を考える必要がある。施設機能により全市的なレベルのもの、コミュニティレベルのものなど、これらを配慮し利用者の視点にたったバランス良く地域に配置していくことが必要である。公共施設の種類と役割に応じた圏域を次のような生活圏の広さを持つ生活圏域として設定する。

一次生活圏：基礎コミュニティを数個束ねる区分で小学校区程度の広がりを持つ。

二次生活圏：一次生活圏を数個束ねる区分で中学校区程度の広がりを持つ。

三次生活圏：二次生活圏を数個束ねる区分で駅勢圏の広がりを持つ。

四次生活圏：市全体、あるいは広域の連携で検討する程度の広がりを持つ。

(2) 本計画におけるサービス圏域のイメージ

公共施設の機能とそのサービス圏域、利用者の視点を考え、表-1 のとおり現況施設を入れたイメージを示した。

表-1 公共施設の配置計画パターンイメージ

	一次生活圏	二次生活圏	三次生活圏	四次生活圏
生活圏域の広さの説明	基礎コミュニティを数個束ねる区分で小学校区程度の広がりを持つ。	一次生活圏を数個束ねる区分で中学校区程度の広がりを持つ。	二次生活圏を数個束ねる区分で駅勢圏の広がりを持つ。	市全体あるいは広域の連携で検討する程度の広がりを持つ。
人口規模	2万人以下	2万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上
圏域数・目安	20程度（小学校区）	10程度（中学校区）	5程度（駅勢圏）	1（市全体）
行政 ・市役所 ・サービスセンター ・消防関係 ・その他			サービスセンター 消防署・分署等	市役所 消防本部 リサイクルセンター 市立病院
社会福祉 ・授産施設 ・特養施設		授産施設等	総合福祉施設 特別養護老人ホーム	
スポーツ ・体育館 ・スポーツ施設			グラウンド・運動広場	総合体育館 野球場
コミュニティ ・公民館 ・コミセン等 ・文化関係 ・その他	ミニコミュニティセンター ふれあいセンター	公民館 コミュニティセンター 勤労福祉会館 勤労青少年ホーム		市民交流活動センター 文化会館、アコスホール（ギャラリー） 歴史民俗資料館 中央図書館
教育 ・学校 ・その他	小学校	中学校		教育支援室
子育て ・保育園 ・児童館 ・児童クラブ ・その他	保育園 児童クラブ		児童館	子育て支援センター あおば学園

(3) 本市の生活圏について

本市における生活圏のパターンとして、市内を10ブロックに分けた町会単位の集合としてコミュニティブロックがある。これは表-1の二次生活圏にあたる。このコミュニティブロックは現況の中学校の通学区域と必ずしも一致していない。

また、二次生活圏より広範囲なエリアとして市内を5つに分けた三次生活圏や現状の鉄道、河川、幹線道路などで12の地域に分けた、都市計画マスタープランの地域割りがある。

本計画では、第5章で示すとおり市内を10地区に区分し、地区ごとの施設配置図、既存施設の一覧表及び「計画期間内に整備等を計画している主な施設」を掲載している。表-2に地区別の現況を示した。

表-2 地区別一覧表

(平成22年1月1日現在)

名称	面積 (ha)	人口 (人)	年齢三区分別人口					
			年少人口 (0歳~14歳)		生産年齢人口 (15歳~64歳)		高齢人口 (65歳以上)	
			人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
①新田西部地区	2,065	18,840	3,078	16.3	12,303	65.3	3,459	18.4
②新田駅周辺地区	1,677	18,818	2,484	13.2	12,657	67.3	3,677	19.5
③草加西部地区	2,876	29,195	4,274	14.6	19,816	67.9	5,105	17.5
④松原団地駅周辺地区	2,466	26,307	3,123	11.9	17,350	66.0	5,834	22.2
⑤草加駅西側周辺地区	2,246	24,906	3,464	13.9	16,846	67.6	4,596	18.5
⑥南西部地区	3,131	25,155	3,672	14.6	16,660	66.2	4,823	19.2
⑦谷塚駅周辺地区	2,625	31,435	4,246	13.5	21,669	68.9	5,520	17.6
⑧北東部地区	5,141	24,338	3,786	15.6	15,979	65.7	4,573	18.8
⑨東部地区	3,089	15,918	2,509	15.8	10,669	67.0	2,740	17.2
⑩草加駅東側地区	2,104	27,265	3,948	14.5	18,574	68.1	4,743	17.4
市全体	2,742.0	242,177	34,584	14.3	162,523	67.1	45,070	18.6

5 公共施設整備基本方針

本市の公共施設の多くは建設されて30年余が経過し、今後その建替え等が大きな課題となってくる。また、現状の施設配置は、早い時期に宅地化が進み、人口が増加した駅近郊の地域に多くが配置され、市の周辺部にあたる地域には施設が少ない状況にある。このようなことから、今後については新設や建替えを計画する場合、次のような方針の基に検討を行い、効果的効率的な施設の配置や機能の転換、新たな機能の導入などを図るものとする。

(1) 公共施設の配置と機能

■既存公共施設の建替えを行う場合は、市民のニーズの多様化、情報化などによる機能の複合化等を検討する必要がある。

■近年は学校建替え時に、地域において必要な施設との複合化を検討し、可能な部分で複合化を実施するようになってきている。

■現況の公共施設のサービス圏域をみると、施設利用が不便な地域がみられることから、近接する学校の建替え等を行う際に、機能の重複が生じないように、施設ごとの市内の配置状況を考慮したうえで、機能統合を含めた検討を行う。

【基本方針1】公共施設の配置と機能

現況の公共施設の建替え、新設を計画する場合は、次の項目を検討し、適切な施設の配置を図る。

- ①サービス圏域との整合 ⇒ 市内の公共施設の配置状況、地域に必要な機能の配置状況との整合を図る。
- ②施設面積と機能の検討 ⇒ 地域に必要な機能について複合化を検討し、必要な面積を確保するように努める。
- ③今後の社会動向に耐えられる機能の検討 ⇒ 今後の少子高齢化、情報化など社会状況や市民意識の変化などを考え、新たな機能も視野に入れた検討を行う。

(2) 公共施設の用地取得

■新たに公共施設用地を取得する場合

生産緑地の買取り請求や土地の買取り要望が出された場合、公共施設の配置状況や建替え時の施設面積などを総合的に検討したうえで、用地取得について判断を行っている。

■借地をしている公共施設の用地の取り扱い

現在、コミュニティセンター、保育園などにおいて、地域の土地所有者から借地をしている施設がある。現在の借地の方法では、相続など土地所有者の事情により、市に買取りの申出が出され、用地取得費について早急な対応が迫られることが想定

されることから、市の財政負担も厳しいものとなる。

■本市は、市街化が進んでいることや東京から近い立地であるため、新たな公共施設の建設などで一定の面積を有する用地を確保することが大変困難となっており、新たな取得はかなりの財政負担となる。

【基本方針 2】公共施設の用地取得

- ①新たに用地を取得して、公共施設を建設する場合は、公共施設の配置状況とそのサービス圏域を考えて位置を選定する。また、施設の規模のほか、将来の建替えなどを考え、必要な面積を取得する。
- ②借地による用地の確保については、定期借地権の活用や借地権の設定など将来を考えた借地の方法を採用する。

(3) 公共施設の複合化と新たな機能への転用

■公共施設の機能については、単独であることよりも複合化し、一つの場所で総合的に利用することで、市民サービスの向上につながり、より効果的効率的な利用が図れる機能もある。

■今後の少子化や高年者の増加、また市民ニーズの多様化など、変化の激しい時代となっている。このことから、時代の変化による施設機能の転換が必要となるため、機能の転換が容易にできるように建物内の間仕切りについても検討することが必要である。例えば、本庁舎西棟では、将来、他の機能に転換できるように間仕切りを極力少なくしている。

【基本方針 3】公共施設の複合化

①機能の複合化

公共施設の新設、建替えを行う場合は、施設の空白地域の解消も考え、機能の複合化を検討する。ただし、複合化にあたっては、雑居とならないよう総合的な「機能の連携」を図る。

②施設の統廃合

公共施設の新設、建替えにおいては、機能が重複するような施設の統廃合を実施する。

③機能の転用が可能な設計の導入

公共施設の新設、建替えを行う場合は、施設内の間仕切りをできるだけ変更可能なものとし、市民ニーズの変化に対応できるように長期的な視点で設計を行う。

(4) 公共施設の建設、運営、維持管理

■公共施設のライフサイクルコストを考えた新たな手法の検討

公共施設の整備については、企画、計画段階から公共施設の設計、建設、運営、維持管理を総合的に検討し、その機能が市民に提供するサービスを最大限に発揮でき、かつ最小限の費用で賄えるよう検討を行う必要がある。現在では、設計から建設、運営、維持管理までを総合的に捉えたライフサイクルコストの考えが検討されるようになってきている。

【基本方針 4】公共施設の建設、運営、維持管理

公共施設のライフサイクルコスト（計画から設計、建設、運営、維持管理まで）について、次の項目を検討し、効率的で効果的な手法を取り入れる。

- ①従来どおりの事業手法だけではなく、PFI やリース方式、入札・契約時の手法、民間の活用による運営・維持管理の手法などについて、コスト、効率、効果などを比較検討し、最も有利な手法を採用する。
- ②建設コストについて、資材等の単価や諸経費などの設定にあたり、市場価格や民間の建設コストを意識するとともに、仕様や耐久性など総合的な比較検討を実施し、コストパフォーマンスを高める。

(5) (仮称) 公共施設設置審査委員会の設置

■公共施設の設置、建替えなどについては、それぞれの所管課が状況に応じ施設の建替え、大規模修繕などについて、基本計画に基づく実施計画策定時に計画に盛り込み、計画・設計段階で予算要求を行い、所管課が主体となって、本計画の基本方針に基づき複合化など総合的に検討されてきた。今後、第5章の「計画期間内に整備等を計画している主な施設」に掲載した公共施設の「建替え」、「耐震補強工事」及び「施設の長寿命化に係る取組」に関しては、総合的な施設配置の検討や必要な機能などを調整するため、(仮称) 公共施設設置審査委員会を設置し、財務内容や複合化など様々な観点からの審査を経たうえで、中間年（平成25年度）における見直しの際に、計画に反映していく。

【基本方針 5】(仮称) 公共施設設置審査委員会の設置

公共施設の建替えや耐震補強工事などを行うにあたっては、事前に(仮称) 公共施設設置審査委員会において、財政面や配置上の適正性、機能の複合化など総合的な審査を行う。担当部局は、審査内容を踏まえたうえで経営会議を経て市長決裁を行う。その後、中間年（平成25年度）における計画見直しの際に反映していく。

なお、審査委員会のメンバーは、総合政策課長、財務調整課長、公共建築課長、自治推進課長、契約課長、管財課長で組織し、必要に応じて関係課長の出席を求めることができるものとする。

なお、事務局は、総合政策課とする。

第 2 章

全般的課題

第2章 全般的課題

1 施設の老朽化等

本市では、高度経済成長期における人口増加に対応するため、小学校、中学校をはじめ昭和40年代から50年代に多くの公共施設を集中的に建設してきた。

また、平成7年の阪神・淡路大震災から小中学校を中心とした公共施設の耐震補強も実施されるようになった。その流れは、平成19年の中越沖地震、平成20年の中国四川省の大地震、岩手宮城内陸地震等の影響もあって、さらに強まっている。

今後、公共施設が一斉に建替えの時期を迎え、財政的に大きな負担になることや、今後の少子高齢化、多様化する市民ニーズへの対応、地域ブロックにおける施設配置のバランス、地域活動の受け皿として市民の施設運営への参加、民間やNPOを活用した施設運営など、公共施設を取り巻く様々な課題を解決していく必要がある。

公共施設が民間と比較して料金の安い貸館施設となっているようにも言われているが、公共施設が位置付けられている施策の目的を実現するために、その施設がどのような役割を果たすべきかを整理する必要がある。

先ほども触れたように、多くの公共施設が昭和40年代から50年代の人口急増期に集中して建設されているため（図1）、施設の老朽化が同時期に進行し、現在市内には築30年以上の公共施設が数多く存在する（図2）。グラフから分かるとおり、最も多いのは築35年以上40年未満の建物である。

また、施設の老朽化を考える時に、施設の構造との関係が重要となる。同じ築30年でも、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物と木造の建物では、耐用年数が大きく異なる。

図1 公共施設の年度別建築数（単位：棟数）

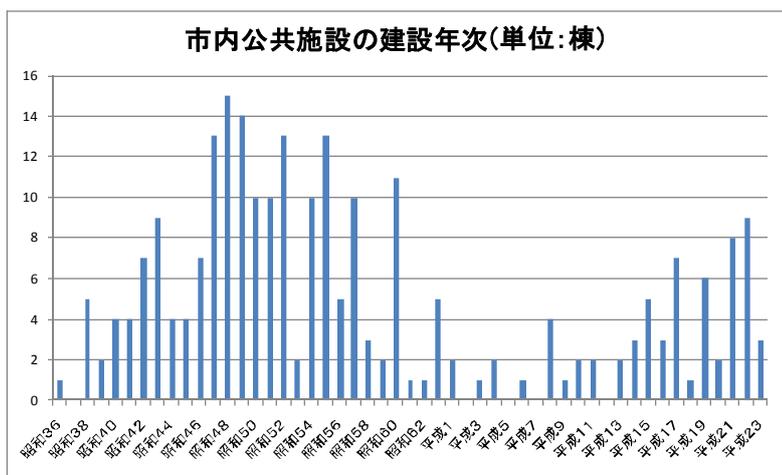
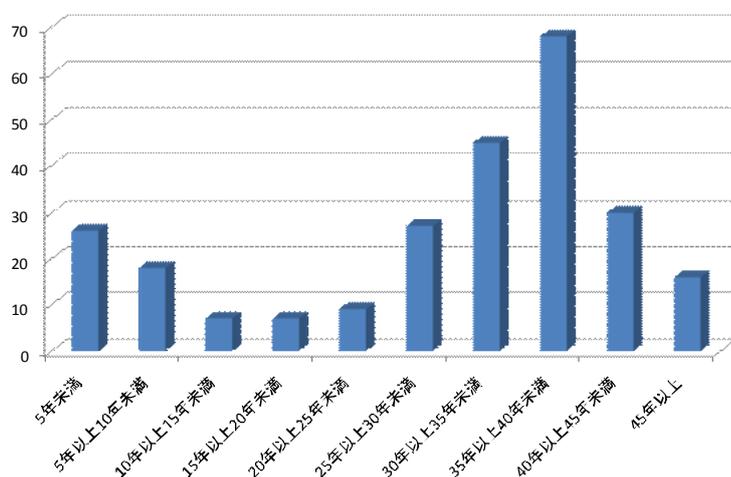


図2 市内公共施設の築年数（単位：棟数）



そこで、次のように施設の老朽化度を算定してみた。

$施設の老朽化度 = 施設の築年数 \div 施設の耐用年数 \times 100$ (単位：%)

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、次のとおり設定した。

鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)、鉄筋コンクリート造 (RC) 50年
 鉄骨造 (S) 38年
 軽量鉄骨造 30年
 木造 24年

※プレハブは軽量鉄骨系プレハブと想定し、30年とした。

老朽化度を施設の大分類別に整理したものが、図3である。耐用年数の80%以上を経過している割合(棟数ベース)が最も多いのは、子育て施設である。次に公営住宅、学校教育施設、行政施設が続いている。学校教育施設と子育て施設は、すでに耐用年数を超過(老朽化度が100%以上)しているものがあるという点で、問題は深刻である。

特に学校教育施設は、耐用年数の50%以上を経過した割合が最も多い状況である。また、床面積、棟数とも市内公共施設の約6割を占めており、その対応には多額の財源が必要になるため、少子化が進行する中、現在の施設配置が本当に適正かを改めて見直す必要がある。

子育て施設については、比較的新しいものとかかなり老朽化の進んでいるものに二極化しており、老朽化が進んだ施設への対応を検討する必要がある。なお、耐用年数を経過した施設が多いのは、鉄骨造や木造など、耐用年数の短い施設が多いことが原因でもある(図4参照)。

社会福祉施設や保健・健康・医療・スポーツ施設、環境施設については、耐用年数はまだ若干余裕があるが、これらの施設の中には非常に施設規模が大きいものがある。機能が停止した場合、市民への影響も大きく、機能回復に大きな費用と時間を要することが予想されるため、未然に防ぐために予防も含めた総合的な施設マネジメントを

図3 市内公共施設の老朽化度(単位：%)

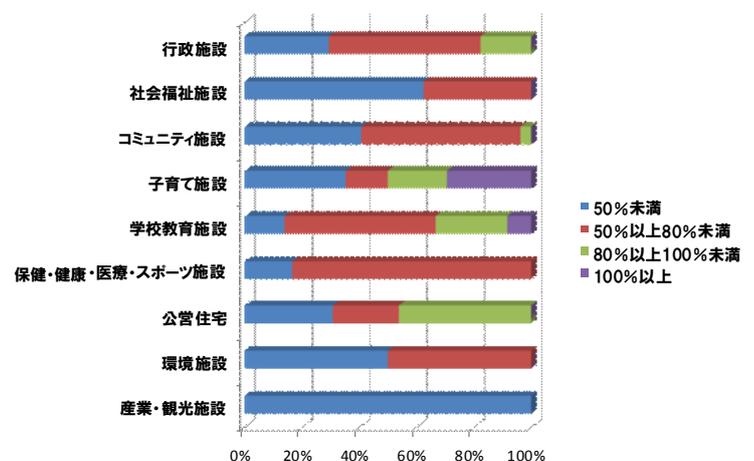
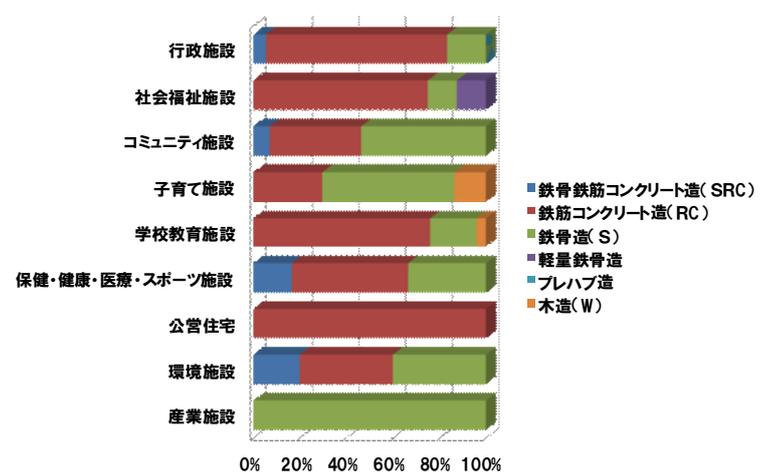


図4 市内公共施設の構造



行っていく必要がある。

これら施設について、今後、維持・補修・建替え等を早急に進める必要が生じているが、次のような事情を考慮する必要がある。

(1) 経常的コストの軽減の必要性

少子高齢化の進展に伴う義務的経費の増大が、今後本市の財政を圧迫することが予想される中で、経常的に発生する経費をなるべく減らし、財政の自由度を確保するために、老朽化した施設の統廃合を検討するなど、維持管理コストの軽減を図る必要がある。

(2) 人口構成の変化に伴う施設ニーズの変化

今後の少子高齢化の進展は、人口構造の変化をもたらし、公共施設に対するニーズも今後大きく変化することが予想される。

本市の高齢化率は、平成23年1月現在で19.1%となっているが(図5参照)、平成26年には21.7%となり、「超高齢社会」に突入することが予想される。

これまでは、人口急増期に学校建設が急ピッチで進んだことから、市内の公共施設についても学校がほとんどを占めている(図6,7)が、今後は、高年者の趣味や生きがい、健康増進や介護関係の施設のほか、地域活動やボランティア等の施設に対するニーズも高まってくるものと思われる。

図5 年齢3区分別人口の推移

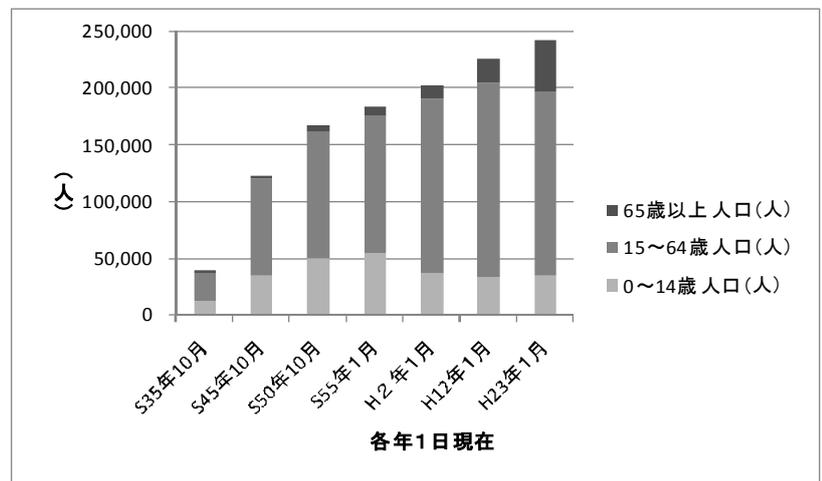


図6 市内公共施設の割合(分類別・床面積ベース)

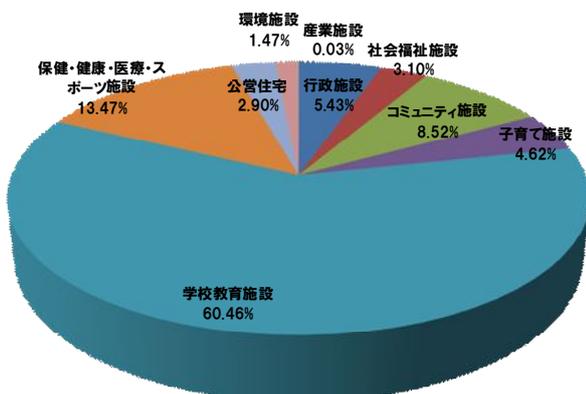
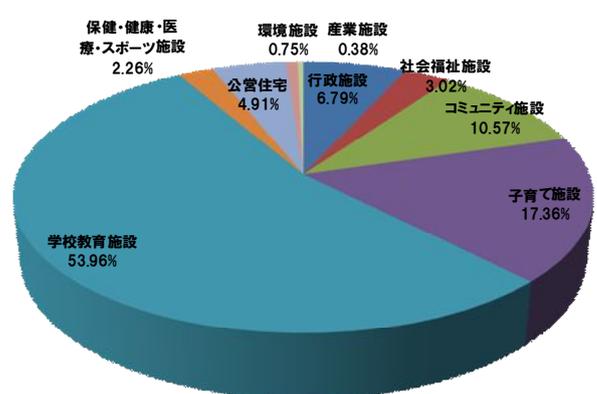


図7 市内公共施設の割合(棟数ベース)



(3) 新たな社会的ニーズの存在

社会の変化に伴い、公共施設に求められるニーズも大きく変化するが、近年では、阪神・淡路大震災の際、昭和 56 年の建築基準法改正以前の建築物が数多く倒壊したことに伴い、公共施設等の耐震診断・耐震改修が全国的に進められてきた。

また、近年の環境意識の高まりやユニバーサルデザインの普及、安全に対する意識の高まり等を受け、環境負荷の低減や太陽光発電等を利用した施設、防犯・事故防止対策、バリアフリー化などが公共施設に求められるようになってきた。

こうした事情を踏まえて、今後老朽化が進む公共施設について、計画的に機能更新（※）を進め、集約・複合化を図るなど、施設の建設コストの軽減及び維持管理の効率化を図るとともに、時代のニーズにふさわしい施設としていかなければならない。

※「機能更新」については、施設の建替えだけでなく、他施設の建替えにあわせた複合化や民間施設との複合化、民間施設の借上げなど、様々な方法を意図している。

2 財源について

(1) 地方自治体を取り巻く財政難

地方自治体の運営を支える「財政」については、非常に厳しい状況が続いている。

平成 22 年度末の全国の地方自治体における地方債務残高は、200 兆円となる見通しである。減税による減収の補てんや景気対策に伴う地方債の増発により、平成 3 年と比較して 2.9 倍となっており、ここ十数年の間に急速に拡大している（図 8）。

また、法令等により支出が義務付けられている義務的経費の増加による財政の硬直化が深刻な問題となっている。そのうち、公債費や人件費は、各自治体の行財政改革等の効果もあって近年では現状維持又は微減となっているが、社会保障関係法令により支出が義務付けられている扶助費については増加傾向が続いており（図 9）、今後高齢化の進展により更なる増加が見込まれる。

本市においても、市の自主財源である市税については、平成 5 年ころまで安定的に増加していたが、次第に伸び悩むようになっており、平成 20 年におきたリーマンショック後の世界的な経済不況を受けて、平成 21 年は税収が落ち込むなど、歳入が伸び悩んでいる。少子高齢化・人口停滞または減少が進む中では、市税収入の増加はあまり期待できず、国・県の補助金等についても、財政難のなか期待ができない。また、市債に頼った場合、後に市の財政を圧迫することになるため、公共施設の維持・更新に充てる財源を歳入の増加に頼ることは難しい。一方で、高齢化の進展等により民生費を中心に歳出が増加してきているため、財政状況は非常に厳しいものとなっている。

投資的経費に分配する財源の確保が難しい状況となってきたことから、公共施設の整備等においても施策の目的との整合性を整理し、公共施設の優先度を決めて効果的に財源配分を行っていく必要がある。

図 8 地方財政の借入金残高の状況（平成 21 年度）

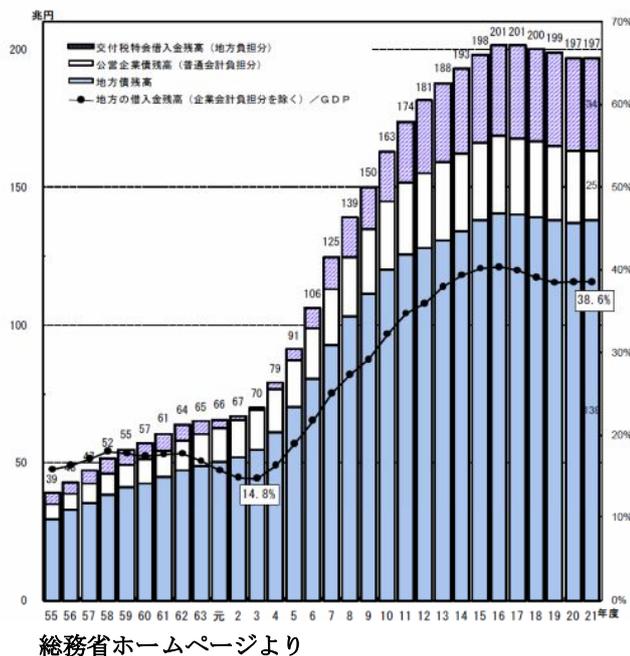
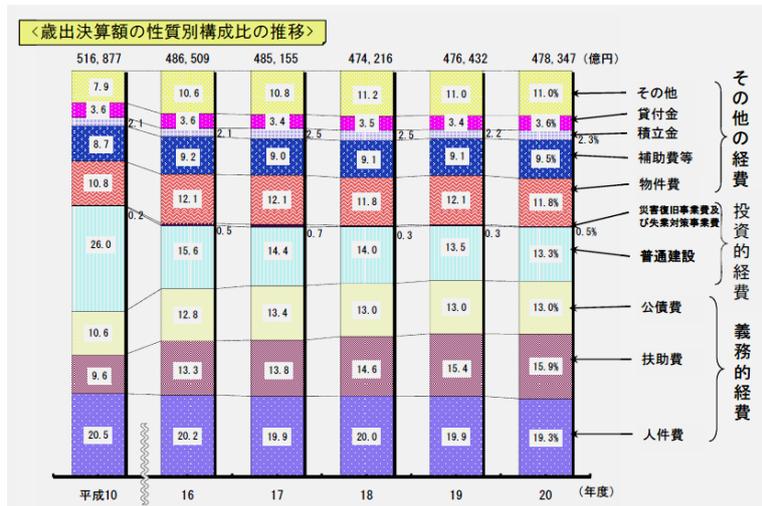


図 9 歳出決算額の性質別構成比の推移



(2)維持管理費用の増加

平成 22 年度に各施設所管課を対象に行った調査において、年間の維持管理費を集計した。今後は老朽化した施設について、修繕を行いながら維持管理を行っていく場合と、建替えを行う場合とのコストの経年比較・分析ができるように、運営に係る人件費や減価償却費を算出するなど、さらに調査の精度を上げていきたいと考えている。

また、現在の厳しい財政状況や市税の増収が期待できない状況等を踏まえて、基本的には施設の新規設置及び既存施設の建替えは行わないこととし、市内に必要とする機能（施設）の配置状況（バランス）を考慮しながら、建替えが必要となった場合は、近隣施設との複合的な利用を図るなど、新たな建設費や維持管理費を発生させずに、現在のサービス水準を確保していかなければならない。

第 3 章

今後の方向性

第3章 今後の方向性

1 今後の方向性

(1) 今後の公共施設のあり方

公共施設は、事務事業と同様に目的達成のための手段であると考えられる。その施設を有効活用することにより、後期基本計画に位置付けている各施策の意図（目標）を達成し、最終的には第三次草加市総合振興計画基本構想における将来都市像「快適都市」を実現することができる。

本計画の計画期間である平成23年度から平成27年度においては、後期基本計画と密接に連動しながら、市内の各施設所管が本計画の主旨を踏まえて、必要とする公共施設の機能を整理するとともに、将来の財政負担を考慮した適切な維持管理及び機能更新を進めていく必要がある。

その際、実施計画に位置付けられた事業を毎年度の予算編成過程を経て実施することが基本となる。

(2) 今後5年間の重点的な取組み

上記で述べた各施策の意図（目標）を達成するために、今後5年間は公共施設に関して、次の各項目について重点的に取り組んでいく。

- 1 市民の命を守る。
- 2 将来の施設のあり方について検討する。
- 3 他施設との複合化について検討する。
- 4 民間との役割分担を進める。
- 5 計画的な修繕等を実施する。
- 6 施設のソフト面の充実を図る。

以下、各項目における主な取り組み内容を示しておく。

1 市民の命を守る

- 119番通報を受けて、出動から災害現場到着までの時間を6分以内とする目標を掲げ、市域の90%以上をカバーできるようにする。
- 市立病院と地域の医療機関が連携を図ることにより、地域医療環境の整備を進める。
- 避難場所となりうる小中学校の耐震化を促進する。

2 将来の施設のあり方について検討する

- 必要とされる機能集約に向けて、将来への準備を進める。
- 草加の魅力を発信する機能を検討する。
- 長寿命化計画（修繕計画）の策定に係る調査・研究を進める。
- 民間施設の活用について検討する。

- 3 他施設（機能）との複合化について検討する。
 - 老朽化した施設の更新にあたっては、他施設（機能）との複合化を前提として検討する。
 - 将来の児童生徒数の推移を的確に把握しながら、今後の学校配置のあり方や学校施設整備の方針を検討したうえで、大規模な建替等を行う必要がある。
- 4 民間との役割分担を進める。
 - 民間との役割分担（33 ページ「(3)整備手法の検討」を参照）を行いながら、民間施設の誘致や活用、既存公共建築物のあり方について検討する。
- 5 計画的な修繕等を実施する。
 - 施設更新については、計画的でない修繕や安易な建替えを行うのではなく、建物の劣化を防ぎ、良好な状態を保つために、保全を主体とする考え方に改め、計画的に長寿命化を図っていく。
- 6 施設のソフト面の充実を図る。
 - 既存施設のソフト面での強化・充実を図る。
 - 草加らしい豊かなまちづくりにつながる活動を推進できる環境をつくる。

2 施設更新の考え方

ここでは各施設について、施策の目標を達成する上での必要性・重要性を踏まえて、①行政が整備すべき施設かどうか、②当該施設での行政サービスを継続する必要があるか、を考慮しながら、施設更新の考え方を整理する。

また、施設の更新を行う場合は、全市的な視点に立ち、施策間の連携を図りながら、市民ニーズを踏まえて、必要な機能を確保することを基本として、施設の集約や複合化を進めるものとする。その際、施設内や近隣施設において、機能が重複することがないように留意する。

(1) 施設の長寿命化

ア 耐震改修

まず学校施設については、将来のまちづくりの担い手である児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための教育施設である。

また、地震発生時には生命身体の安全を守るだけでなく、災害発生時には地域住民の一時的な避難場所としても利用されることから、耐震化を進めることが重要な課題となっている。

現在、学校等の建築に必要な設計基準は、昭和 56 年に施行された新耐震基準が採用され、昭和 56 年以前の旧耐震基準に比べ倒壊などの被害を最小限に抑えられるよ

うに設計されている。しかし、市内小中学校の校舎や体育館は、人口が急増した昭和40年代から50年代に旧耐震基準で建設されたものが多い状況にある。

このような背景により国では、平成18年に耐震化を促進する「耐震改修促進法」を改正し、県でも平成22年に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を策定し、県内の小中学校などの校舎を平成27年度までに耐震化率100パーセントとする目標を定めた。

市内小中学校の校舎及び体育館の耐震化率は、平成22年4月1日現在で50.96パーセントであるが、本計画の期間内である平成25年度末までに耐震補強工事を完了させ、耐震化率を100パーセントとするため、重点施策に位置付け耐震化（耐震補強設計、耐震補強工事）を進めていく。

次に、学校施設以外の公共施設については、平成21年3月に、「草加市建築物耐震改修促進計画」を策定した。

内容としては、子どもたちの環境、市民が多く利用する環境の整備を優先に、市役所本庁舎、西町職員住宅及び花栗町教職員住宅以外の市有建築物の耐震化を進めるもので、計画期間内である平成27年度までに、耐震化率を97.5%とすることを目標としている。

イ 計画的かつ効率的な新築・建替え・修繕等

これまで施設の維持保全は、施設管理を行うなかで、不具合や劣化が生じたら修繕するという対応を図ってきたところが多かった。そのため、施設更新の考え方としては、建物の劣化を防ぎ、良好な状態を保つために、安易に建替えをせずに、保全を主体とする考え方に改め、計画的に長寿命化を図る必要がある。

築30年以上の公共施設は155棟（全体の約62%）、延床面積約22万3千㎡で、その多くが建替えや大規模改修を行う時期を迎えている。今後20年間で全て建替えた場合、仮に1㎡当たりの費用を30万円として計算すると、総額で約670億円に上り、1年当たり約33億5千万円となる。これは、市の平成21年度の市税の収入済額340億円の約1割に相当し、同年度の普通建設事業費が約106億円であることを考慮すると、現在の施設規模を今後も維持していくのかを検討しなければならない。また、公共施設や施設における行政サービスのあり方を見直し、適正な配置や施設の規模についても検討する必要がある。

また、老朽化した施設に係る維持管理費の現状と建替えによる初期投資及びその後の維持管理費との比較を行い、延命利用を図るのか、あるいは建替えをするのか検討していく必要がある。

建替えが必要となる場合、今後、（仮称）消防谷塚ステーションの建設、谷塚西公民館及び栄小学校の建替え等が予定されている状況で、同時期に複数の施設の建替えを進めていくと、財源調整が困難となるため、市民ニーズや施策の目標を達成するための必要性などを考慮しながら、優先度を決めて時期を調整しなければならない。

このような状況の中、計画期間内においては、新たな施設の建設及び既存施設の建替えについては、税の増収が期待できない市の財政状況を考えると、必要な事業費を確保することが非常に困難である。そのため、新たに改修等が必要となった施設については、施設担当部門が基本計画等を策定する段階において、次の観点から検討を行い、できる限りコストの縮減を図ることとする。

- 建替えは同じ場所で行わなければならないのか。
- 市所有で他の土地や施設を活用して事業を行うことができないのか。（他の市有地や施設を活用できれば、仮設建物の設置が不要となる。）
- 建替えした場合と既存施設を活用した場合のコストを比較する。

多額の費用が必要な学校施設や庁舎等の大規模な施設の改修や建替えを行う場合は、早い段階から施設のあり方やPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）などの整備手法、その後の管理運営手法などを含めた新たな事業手法について検討を行い、計画的な施設の修繕等に取り組んでいく。

また、「草加市庁舎建設基金」や平成22年度につくられた「草加市公共施設整備基金」に基づき、公共施設の修繕、改修その他の整備に必要な資金を基金に積み立てるなどの手段により、施設更新時の財源確保を図っていく。

さらに、コスト低減を図るため、施設の建替え及び改修に当たっては、部材や機器は、できる限り汎用性の高い資材を使用し、または環境に配慮し、省エネルギータイプを導入するなど、ライフサイクルコスト（設計から建設、維持管理、解体までに要するすべての費用）を抑えていくことを検討する。

新たに用地確保が必要な施設整備を行う場合は、原則として周辺施設や機能を集約することにより、跡地の売却益や未利用地を活用するなど、市有財産を有効に活用することで財源を捻出していくことを基本とする。

なお、今後5年間は、「第5章 地区別の配置状況」に掲載した「計画期間内に整備等を計画している主な施設」以外の施設の新築や建替え等は原則として行わないこととする。仮に、新たに実施する必要がある場合は、財源の確保が必要となるため、優先順位の見直しを行い、既に予定されている建替え等の実施年度を先送り、または取りやめることとする。

今後、5年間において、施設の修繕等を行うにあたっては、機能の必要性を検討しながら、利用者の安全確保などの観点から3段階程度の優先度の基準を定め、限られた財源の範囲内で、より優先度の高いものから、年度間の調整を図りながら進めていく。

(2) 施設の集約・複合化

これまでに公共施設の整備は順次進んできたが、利用者にとって、その配置には一部かたよりもみられる。また、管理・運営の仕組みが十分でないものもみられる。

限りある財源で、市政を運営していくには、ハード中心の施設整備だけでは立ち行かなくなり、ソフト面での知恵と工夫により快適な都市を実現することが求められるようになってきた。

施設の建設にあたっては、より少ないコストで成果を上げるため、既存の施設の活用や広域的対応、施設の複合化などの工夫が必要である。また、施設の運営にあたっては、多様な人材や情報機器の活用など、知恵を出しながら、施設づくりを進めていくこととする。

本項目の主題である施設の統合については、地域ニーズを踏まえた必要な機能を備えた施設を配置することとし、効率的に運営するために、同種施設については、一次(小学校区)または二次(中学校区)生活圈程度の広さの施設間で検討する。

また、生活圈が異なる施設間の統合についても併せて考えていく。本計画では市内を10地区に区分し、施設配置の方針を示しているが、複数の地区間でも役割分担をすることで、より広域的な施設の活用を進めていく。

そこで、機能統合が可能な施設(※1)については、今後、当該施設や近接する学校等の建替えを行う際に、施設ごとに市内の配置状況を考慮したうえで、機能統合を図っていく。今後、施設の集約・複合化を進めるにあたっては、全市的な視点に立ち、後期基本計画における施策間の連携を図ることが必要である。その結果、市民の利便性の向上や機能の連携(市民や市民団体間の交流)など、今後の高齢化の進展にも配慮した相乗効果が期待できる。さらに、敷地の有効活用や維持・管理の効率化など、将来の財政負担においても効果的である。

その反面、施設間の管理区分など、単独施設に比べて複雑な調整を必要とする問題があるため、利用者にマイナスの影響を及ぼさない方策を検討しなければならない。

基本的には、多様なサービスを一つの施設の中で提供できるよう、施設の複合化・多機能化を進めることとし、将来の市民ニーズの変化に対応するために、利用形態を柔軟に変更できる構造・仕様とすることも検討していく。

近隣に当該施設と同様の機能を有する施設がある場合は、将来、建替えの時期を迎えた際に、機能統合ができるかどうかを、また、近接する小中学校が建替えを行う場合は、施設の統合ができるかどうかを検討する。

施設の複合化を検討するにあたり、複合による効果が期待できるかを考えるとともに、施設の設置目的、利用者、利用方法などを踏まえて、各施設の機能に支障が生じないようにする必要がある。

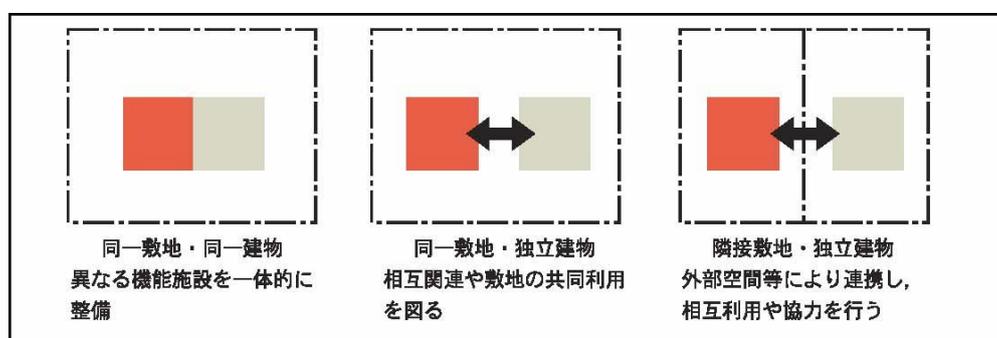
施設の複合化については、次の事項を検討し、より高い効果が得られることを基本とする。(※2)

- ・施設機能相互の相性について、複合化によるマイナスが生じないか。

- ・各施設の共通機能と専用機能を整理し、機能の重複が発生しないか。単に物理的に集合させるのではなく、複合施設としての多機能化の効果が発生するか。
- ・設備は単純に集約させるのではなく、利用時間帯を考慮して、効率的な利用を図ることができるか。
- ・運営及び維持管理の効率化による効果をあげるために、個別に管理するのではなく、施設相互の弾力的な運用・管理ができるか。
- ・賑わいや楽しさを創出し、各施設利用者間の交流を図り、地域社会の核（市民生活の拠点）とすることができるか。
- ・民間商業施設との複合化など、既成概念にとらわれない幅広い複合化を実現できるか。

また、複合化による敷地と建物の組み合わせについては、次の3つのパターンが考えられる。

- ・同一敷地の同一建物内に異なる機能施設を一体的・複合的に計画する組み合わせ。建物内の専用機能の配置を水平分離、垂直分離、混合型等から最適な形態で計画。
- ・建物はそれぞれが独立しているが、相互連携や敷地の共同利用を図り、同一敷地内に計画する組み合わせ。
- ・敷地が隣接する個々の施設を相互利用や活動の協力を行い、外部空間等により連携する組み合わせ。



※1 組み合わせにもよるが、市庁舎（サービスセンター含む）、消防庁舎、コミュニティセンター、保育園、小中学校などが考えられる。

※2 以下、複合化に係る検討事項及び複合化による敷地と建物の組み合わせについては、千葉市「公共建築整備指針」を参照した。

(3) 整備手法の検討

これまで公共施設によるサービス提供は、市が建物を建設し、市もしくは市が出資した法人など公共性の高い法人がサービスを直接提供するという考え方が中心であった。今後は、土地活用による収益の確保を含めて、民間のノウハウを活用していくことも検討する必要がある。

最近では、P F I の活用や指定管理者制度の導入など、施設の運営や維持管理の部分で民間事業者がサービスを提供しているケースが数多く見受けられるようになっている。さらに、公共施設を市が建設しなければならないという考え方にこだわらず、民間事業者所有のテナント等を賃借するなど、市民サービスを低下させずにコストの削減を図ることも必要である。

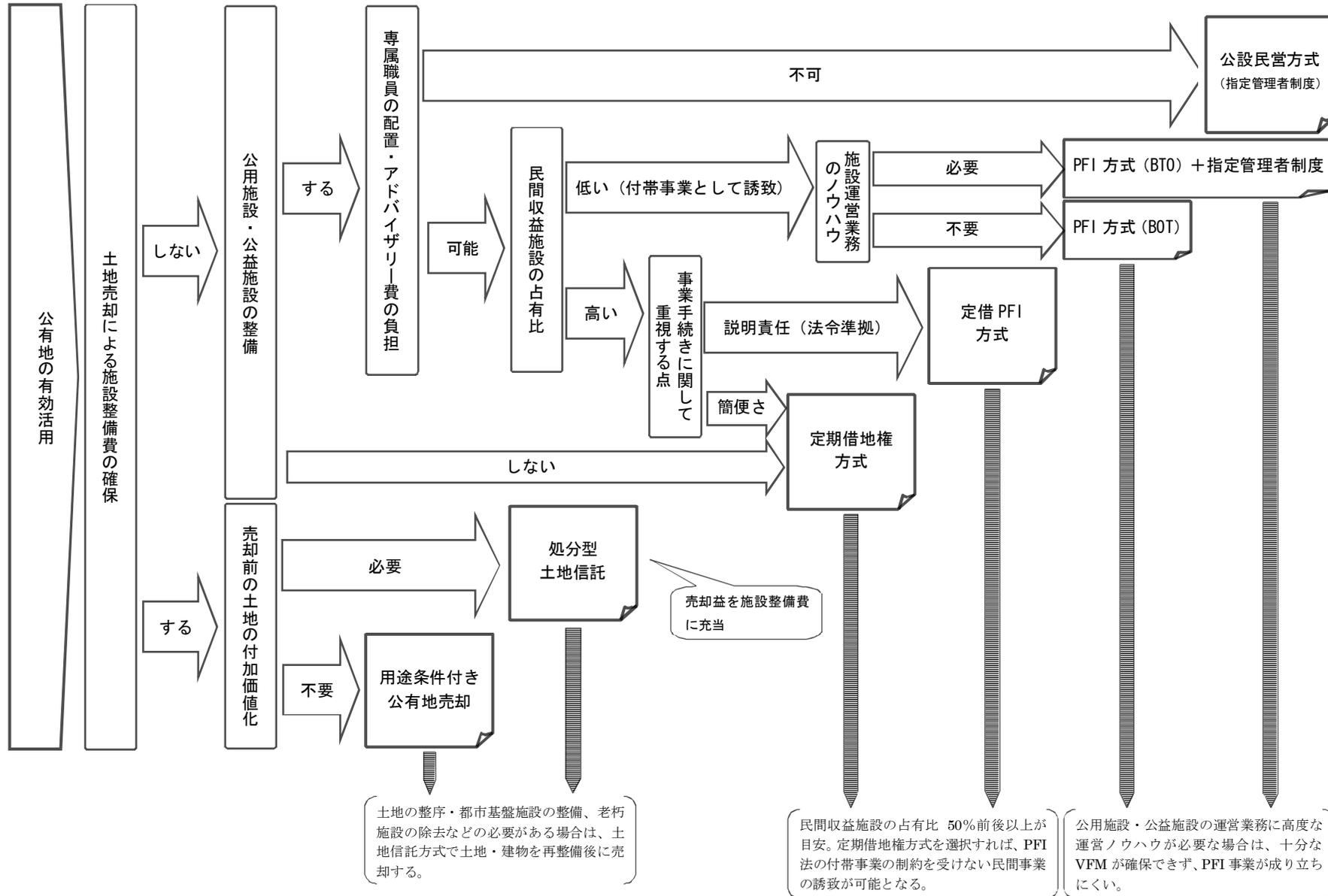
次の表の中で、市直営事業に対して、民間活力・ノウハウを活用する手法を抽出し、その特徴を整理した。なお、土地信託や公有地売却という手法は、既存施設の移転を行った場合のその跡地への活用が想定される。

民間活力の活用手法

事業方式	公設民営方式 (指定管理者制度)	PFI方式 (BTO方式)	定期借地権方式	定借PFI方式	土地信託方式	公有地売却 (用途条件付き)
仕組み	<p>○市が資金調達、施設を設計、建設などの施設整備に関わるすべての業務を行う。または、PFI (BTO方式) で施設を整備する。</p> <p>○市は、施設の維持管理業務、運営業務を民間事業者へ委託する。PFI (BTO方式) で施設整備を行った場合は、運営業務を指定管理者に委託することが多い。</p>	<p>○PFI法にもとづき、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を設計、建設し、施設の所有権を公共に移転した上で、施設の維持管理、運営などを行う。</p> <p>○市は、事業期間中にわたって、施設の維持管理、運営などの対価を支払う。</p> <p>○BTO方式で施設整備を行った後、運営は指定管理者制度を利用し、民間委託する事例も多い。</p> <p>○BTO方式が選択される傾向にある。BOT方式は施設の運営ノウハウや運営リスク、固定資産税の課税、補助金の適用困難(福祉・教育等)などの観点から、VFMを確保しにくい。</p>	<p>○市と民間事業者が借地契約を締結し、市が土地を民間事業者へ貸し付ける。</p> <p>○民間事業者は自ら資金調達を行い、施設を設計、建設し、施設を所有した上で、施設の維持管理、運営を行う。</p> <p>○借地期間終了時に、土地は更地で市に返還される(原状回復)。または、土地、施設の所有権が市に移転される(無償譲渡)。</p>	<p>○民間収益施設の事業規模が公用施設および公益施設に比べ大きく、長期的な公有地の利用によって高い収益が見込まれる場合、民間収益施設の土地に定期借地権を設定し、付帯施設として整備する。</p> <p>○公用施設・公益施設は、PFI方式で整備する。</p>	<p>○市と信託銀行が信託契約を締結し、市が土地を信託銀行に信託する。</p> <p>○信託受託者(信託銀行)が、企画、資金調達し、施設の工事発注、維持管理、運営を行う。</p> <p>○市は信託配当を受け取るとともに、信託受託者が建設する建物の一部を賃貸する。</p> <p>○信託受託者(信託銀行)が、土地・建物の再整備によって付加価値を付けた上で第三者に売却し、信託配当を交付する「処分型土地信託」、その売却費を施設整備資金に充当する「処分・竣工型土地信託」がある。</p>	<p>○地区計画の決定など、処分後の土地利用に関して何らかの方針を示した上で、国・公有地を民間に売却し、地域のまちづくり等へ活用する。</p> <p>○豊島区新庁舎の考え方を参考にすると、市街地再開発事業で整備した建物を区分所有し、庁舎が入居する方法も考えられる。</p>
官民の役割分担						
資金の調達	市	民間	民間	民間	民間	民間
設計・建設	市	民間	民間	民間	民間	民間
管理・運営	民間	民間	民間	民間	民間	民間
事業実施主体	市	民間(SPC)	民間(不動産開発事業者等)	民間(SPC)	民間(信託銀行)	民間
建物の所有	市	市	民間	市・民間	民間(信託銀行)	民間
土地の所有	市	市	市	市	市	民間
リスク	民間(管理・運営)	契約にもとづきSPCへ移転	民間(不動産開発事業者等)	契約にもとづきSPCへ移転	民間(信託銀行)	民間
事業期間	条例にもとづく。	PFI契約にもとづく。	事業用借地権10年以上50年未満。	PFI契約にもとづく(事業用借地権10年以上50年未満)。	10-20年が多く、建物整備資金の回収時期が目安となる(信託契約にもとづく)。	—
議会の議決	必要(条例・管理者指定時)	必要(PFI契約締結時)	不要	必要(PFI契約締結時)	必要(不動産の信託)	必要
税制	土地：対象外 建物：対象外	土地：対象外 建物：非課税	土地：対象外 建物：課税	土地：対象外 建物：非課税(BTO方式)・課税(定期借地権)	土地：非課税(固定資産税等課税) 建物：非課税(固定資産税等課税)	土地：課税 建物：課税

事業方式	公設民営方式 (指定管理者制度)	PFI 方式 (BTO 方式)	定期借地権方式	定借 PFI 方式	土地信託方式	公有地売却 (用途条件付き)
事業着手期間 (設計開始までの準備)	-	1.5-2 年	1.5 年	1.5-2 年	1.5 年	-
財政効果	<p>◎維持管理・運営に民間事業者のノウハウが導入でき、コストの効率化が図れる。</p> <p>◎一般的な業務委託方式に比べ長期契約が可能となるので、各種契約に関わる事務量の軽減が図れる。</p>	<p>◎初期投資が発生しない。</p> <p>◎設計、建設、維持管理・運営業務に民間事業者のノウハウが導入でき、コストを民間事業者が一体的に負担するため、経費が軽減できる。</p> <p>◎契約期間が長期になるので、各種契約に関わる事務量が軽減できる。</p>	<p>◎初期投資が発生しない。</p> <p>◎地代収入が見込める。</p> <p>◎設計、建設、維持管理・運営業務に民間事業者のノウハウが導入でき、かつ、市の施設整備費が不要となる。</p> <p>◎契約期間が長期になるので、各種契約に関わる事務量が軽減できる。</p>	<p>◎初期投資が発生しない。</p> <p>◎地代収入が見込める。</p> <p>◎設計、建設、維持管理・運営業務に民間事業者のノウハウが導入でき、かつ、コストを民間事業者が一体的に負担するため、経費が軽減できる。</p> <p>◎契約期間が長期になるので、各種契約に関わる事務量が軽減できる。</p>	<p>◎初期投資が発生しない。</p> <p>◎設計、建設、維持管理・運営業務に民間事業者のノウハウが導入でき、かつ、コストを民間事業者が一体的に負担するため、経費が軽減できる。</p> <p>◎契約期間が長期になるので、各種契約に関わる事務量が軽減できる。</p> <p>◎信託実績に応じて、信託配当が得られる。</p>	<p>◎初期投資が発生しない。</p> <p>◎売却益が得られる。</p> <p>◎維持管理・運営業務に関わる事務負担が発生しない。</p>
特長	<p>◎条例にもとづき公共性の高い運営が可能である。</p>	<p>◎法に則っているため、事業手順の透明性が法的に担保される。</p> <p>◎必要が認められ、その用途または目的を妨げない限度において、民間施設の併設も可能である。</p>	<p>◎事業者選定等の手続きが簡略化でき、事務負担が軽減できる。また、PFI と異なり、VFM の算定が柔軟に行えるので、VFM を確保しやすい。</p> <p>◎借地期間終了時に土地・建物が返還されるので、将来の行政需要に対応できる。</p> <p>◎地代一括前払方式を利用すると、市は定期借地権を利用した資金調達が可能となる。また、借り手は前払い地代を借地期間に分割して、経費として毎年損金処理できる。</p>	<p>◎法に則っているため、事業手順の透明性が法的に担保される。</p> <p>◎事業用借地権の設定などによって、大規模な集合住宅・商業業務施設の複合施設などの民間収益施設が長期に立地可能になる。</p> <p>◎借地期間終了時に土地・建物が返還されるので、将来の行政需要に対応できる。</p> <p>◎地代一括前払方式を利用すると、土地所有者は定期借地権を利用した資金調達が可能となる。また、借り手は前払い地代を借地期間に分割して、経費として毎年損金処理できる。</p>	<p>◎市の方針に則った土地活用が可能である。</p> <p>◎受託者が管理運営を行うため、人的負担が少ない。</p> <p>◎信託期間終了時に土地・建物が返還されるので、将来の行政需要に対応できる。</p> <p>◎議会の議決は必要だが、借入が不要なので予算計上は必要ない。</p> <p>◎事業実施までの期間が短い。</p> <p>◎信託銀行に公有地を信託し、信託銀行が信託された土地を処分する「処分型」土地信託は、信託銀行が付加価値を付けて売却することによって売却益の上昇が期待できる。</p>	<p>◎総合評価選定方式（企画提案と価格提案を総合的に評価）の採用によって、処分価格と整備内容の両面を重視可能である。また、売却価格の下限を定めた上で民間提案方式を採用する方法もある。</p> <p>◎処分後の用途は、民間提案方式にともなう募集要項、地区計画、まちづくり計画等を活用し条件設定を行う。</p> <p>◎活用条件については、公共施設整備、公開空地、活性化用途の指定（民間収益施設）、公益施設、環境保全・景観条件などがある。</p>
留意点	-	<p>×PFI 法の手続きが煩雑で、長期の準備期間が必要である。</p> <p>×法務・財務・金融の専門家が必要となり、その経費が発生する。</p>	<p>△高い地代収入は見込めない（相続税路線価の 6%程度）。</p> <p>△適地が限定される。</p> <p>×賃借料が発生する。</p> <p>×事業期間中は、原則、土地を他用途に活用できない。</p> <p>×開発ポテンシャルの低い土地には向かない。</p> <p>×権利金方式の利用は、権利金は取得時に一括課税され、税負担が重い。</p> <p>×保証金方式の利用は、借地期間終了後に保証金を借り手に返還する必要がある。</p>	<p>△高い地代収入は見込めない（相続税路線価の 6%程度）。</p> <p>×PFI 法の手続きが煩雑で、長期の準備期間が必要である。</p> <p>×PFI に関わる法務・財務・金融の専門家が必要となり、その経費が発生する。</p> <p>×権利金方式の利用は、権利金は取得時に一括課税されるため税負担が重い。</p> <p>×保証金方式の利用は、借地期間終了後に保証金を借り手に返還する必要がある。</p>	<p>△契約対象が信託銀行に限定されるので、競争原理が相対的に働きにくい。</p> <p>△適地が限定される。</p> <p>△企画料として、建築費の 3-5%を支払う必要がある。</p> <p>△信託報酬として、賃料収入等から 10%前後を支払う。</p> <p>×手数料・賃借料が発生する。</p> <p>×信託配当が不安定である。</p> <p>×賃料収入の減少などで損失が発生した場合、受益者が事業運営に必要な資金を負担する必要がある。</p>	<p>×財源不足にもかかわらず、計画重視・価格軽視の選定を行った場合、選定結果を合理的に説明しにくい。</p> <p>×売却後の土地利用次第で、日影・風害・騒音、居住環境・地元商店街、街並み・自然景観などの環境悪化を招く場合がある。</p>

民間活力・ノウハウを活用する手法の検討に係るフロー【参考】



(4) 適正な受益者負担

施設使用料等の受益者負担については、利用頻度が低い市民からも納得が得られるように、公平で適正なものにしなければならない。

施設を多く利用する人と利用頻度の低い人との負担の公平性を保つ観点から、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較し、適正な受益者負担となるよう施設使用料や手数料等の見直しを検討する必要がある。なお、類似する施設については、原則として基準等の統一を図ることを検討する。

第4章

施設別の現状と課題

第4章 施設別の現状と課題

1 行政施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成23年3月31日現在、本計画で対象とする行政関係施設は18施設ある。その床面積の合計は、約2万2,200㎡と、本計画で対象とする公共施設の約5.4%を占めている。また、土地は約2万8,100㎡であり、約2.6%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況									
			建設年月				土地面積 (㎡)	建物総床 面積(㎡)	階 層	構 造	土地所有 状況	
市 役 所	市庁舎(本庁舎)	高砂一丁目	昭和	40	年	11	月	5,216.49	4,099.00	3	RC	市所有
	市庁舎(西棟)	高砂一丁目	平成	10	年	3	月		3,505.00	5	SRC	市所有
	市庁舎(別館)	高砂一丁目	昭和	40	年	11	月		576.00	2	RC	市所有
	市庁舎(第二庁舎)	中央一丁目	昭和	40	年	11	月	1,687.68	2,103.00	2	RC	市所有
	公用車管理棟	吉町一丁目	平成	8	年	9	月	1,966.63	447.02	1	S	市所有
	北谷書庫	北谷二丁目	昭和	47	年	7	月	730.57	728.16	4	RC	市所有
	松原サービスセンター	松原一丁目	平成	10	年	2	月	339.00	166.36	1	RC	借地(無償)
	新田サービスセンター	旭町六丁目	昭和	50	年	7	月	勤労福祉会館に掲載	158.30	3	RC	市所有
	谷塚サービスセンター	谷塚町	昭和	51	年	3	月	市民活動センターに掲載	91.50	3	RC	市所有
	水道部庁舎	吉町四丁目	昭和	47	年	6	月	8,012.14	2,108.50	3	RC	市所有
消 防 庁 舎 等	消防本部・消防署	神明二丁目	昭和	43	年	9	月	1,530.96	1,266.15	3	RC	市所有
	消防署西分署	西町	平成	23	年	3	月	1,845.31	1,098.88	3	S	市所有
	消防署青柳分署(合同庁舎内)	青柳六丁目	昭和	54	年	10	月	環境業務センターに掲載	729.90	2	RC	市所有
	消防署青柳化学車庫	青柳六丁目	平成	17	年	3	月	—	110.00	1	RC	市所有
	消防署北分署	清門町	平成	11	年	3	月	1,610.00	909.49	2	RC	市所有
	(仮称)消防谷塚ステーション	谷塚町	平成	—	年	—	月	520.29	306.55	2	S	市/開発公社
職 員 住 宅	花栗町教職員住宅	花栗三丁目	昭和	48	年	9	月	2,745.00	1,871.15	5	RC	市所有
	西町職員住宅	西町	昭和	48	年	3	月	1,914.00	1,895.15	5	RC	市所有
	合計							28,118.07	22,170.11			

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

(2) 施設分類別の状況

ア 行政施設

【設置の目的】

市民に行政サービスを提供し、効果的効率的な行政運営を推進するため。

【現状と課題】

(現状)

○市役所本庁舎と第二庁舎は、昭和 40 年に建設されており、かなり老朽化が進んでいるため、大地震に対する安全性が確保されておらず、庁舎機能を停止することなく、耐震補強工事を実施することが困難な状況にある。

○市役所関係の施設として、市庁舎（本庁舎、西棟等、第二庁舎）及びサービスセンター3 か所があり住民票発行などの窓口関係業務等を行っている。

○住民票交付などの業務と納税、国民健康保険等の受付や収納事務を取扱うサービスセンターは、3 か所（松原・新田・谷塚の各サービスセンター）あり、住民票交付などの業務を行う連絡所及び取次所が 5 か所（谷塚西連絡所、新田西連絡所、川柳連絡所、柿木連絡所及び物産・観光情報センター）ある。

○各サービスセンターは、駅から 10 分圏内にあり、比較的便利な位置にある。

○北谷書庫（旧北谷町教職員住宅）は、現在、市の各所管が書類等の保存のために利用している。

○連絡所の機能がある北東部地区では、取扱業務の範囲が広いサービスセンター機能を求める声もあるが、市役所、サービスセンター、連絡所の配置については、概ね良好な配置であるといえる。

(課題)

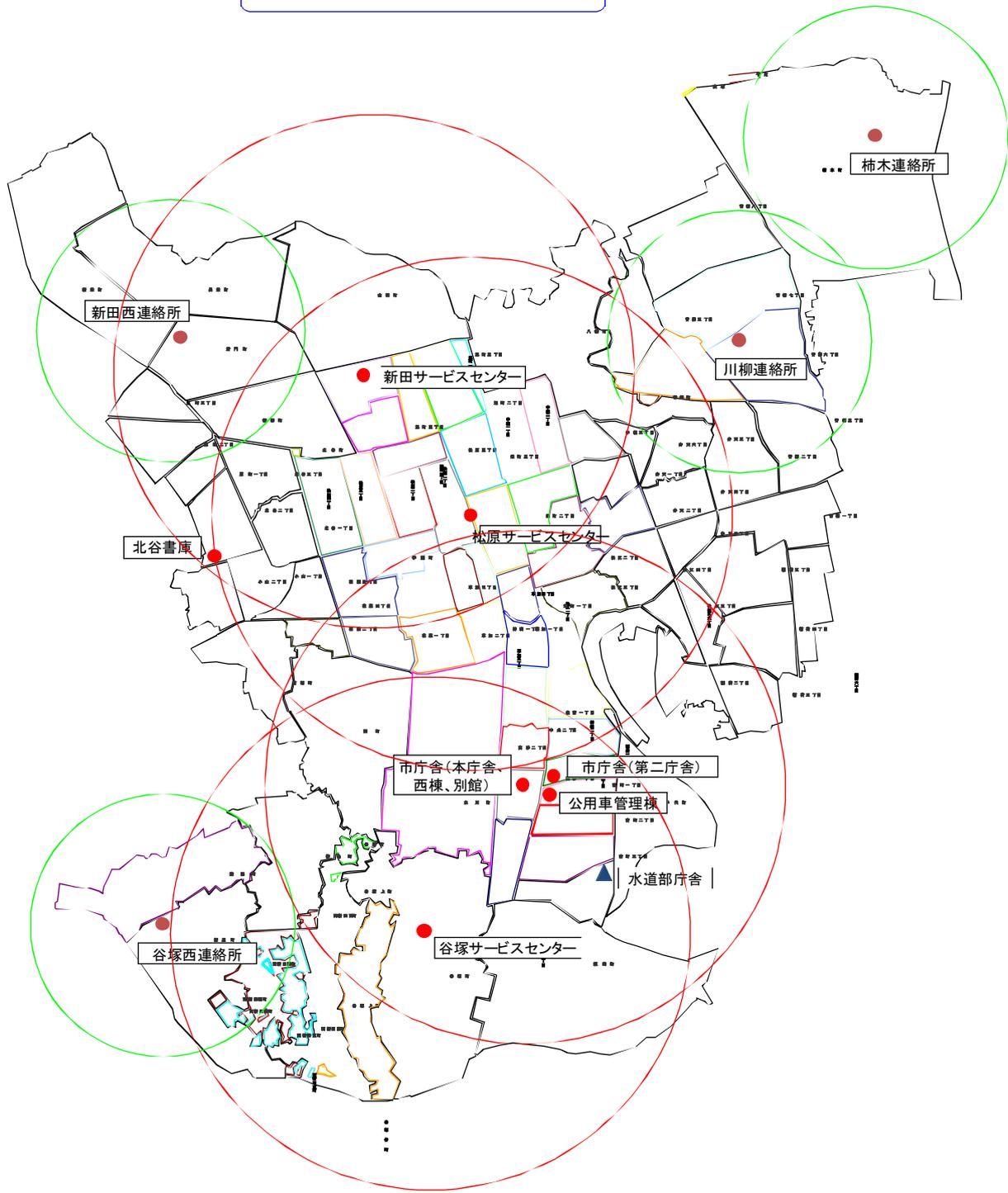
○今後、本庁舎の位置および更新の時期を含め、市庁舎の建替えについて検討をしていく必要があるが、建設費を確保するため、平成 21 年に草加市庁舎建設基金条例を制定した。また、一つの候補地として、左岸地区に総合行政機能の集約を図ることを視野に入れるとともに、既存施設および敷地の売却を含め、これらの利活用についても検討する必要がある。

○本庁舎と第二庁舎が約 300m 離れているなど、庁舎が複数に分かれているため、それぞれの窓口がどこにあるか利用者に分かりにくい状況となっている。

○松原サービスセンターは、平成 10 年に建設され、3 か所の中では最も新しい単独施設である。新田サービスセンターは、昭和 50 年に建設された、勤労福祉会館との複合施設であり、現在建替え等の予定はないが、今後、機能更新の方向性を検討していく。谷塚サービスセンターは、昭和 51 年に建設され、市民交流活動センターとの複合施設であるが、平成 13 年に改修されている。

【施設配置状況】

行政施設配置図



◆市庁舎等の利用圏域は直径 4 km、連絡所の利用圏域は直径 2 km で示す。

イ 防災施設

【設置の目的】

国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため。

【現状と課題】

(現状)

○消防本部・消防署に関しては、昭和 43 年に建設され、平成 11 年度に耐震補強工事を実施しているが、施設全体の老朽化は否めない。

○常備消防施設（消防署・分署）は、市内に 4 か所配置されているが、火災の延焼率は火災の発生現場から最も近い消防署・分署からの現場到着時間が 4～5 分を超えると急に高くなる。現在の配置はやや北にかたよっているため、市南部の瀬崎町、新里町及び遊馬町などは現場到着時間が 6.5 分を超え、火災発生時の延焼拡大が懸念される。

○非常備消防施設（消防団施設）は、市内に 14 か所あり適切に配置されている。

○常備消防施設のうち、消防署西分署は昭和 43 年 3 月に建設され、老朽化が激しい状況にあることから、現在建替えを進めており、平成 23 年 3 月に完成する見込みである。

(課題)

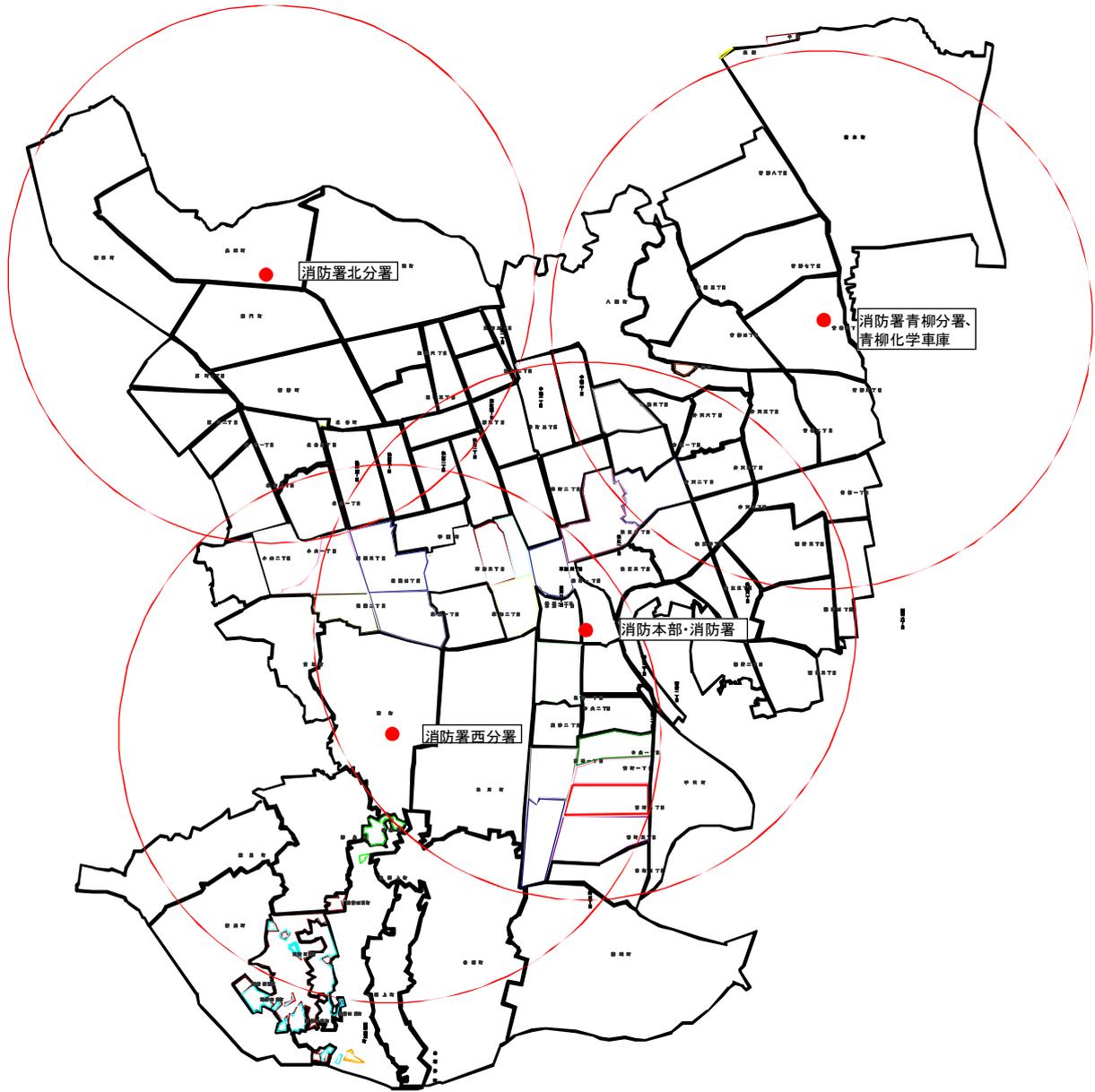
○谷塚地区の消防機能を強化するため、(仮称)消防谷塚ステーションの建設に向けた事業を進めている。幹線道路に面した位置に設置し、消防署、西分署との連携による消防活動を想定している。

○各種災害発生時の 119 番通報を受けて、出動から災害現場到着までの時間を 6 分以内とする目標を掲げており、同ステーションの整備を実現することにより、市域の 90% 以上が 6 分以内で到着できるようになる。残りのエリアについては、近隣市との応援協力体制により対応していく。なお、瀬崎東町線など都市計画道路の整備が進んだことにより、現場到着までの時間の短縮につながっていることから、今後の都市計画道路の整備が急がれる。

○消防力を強化するために、消防団や自主防災組織との連携を図っていくことが必要となっている。

【施設配置状況】

防災施設配置図



◆利用圏域は直径 4 km で示す。

ウ 職員厚生施設

【設置の目的】

市内小中学校の教職員及び市職員のうち、現に住宅に困窮しているものの住宅を確保するため。

【現状と課題】

(現状)

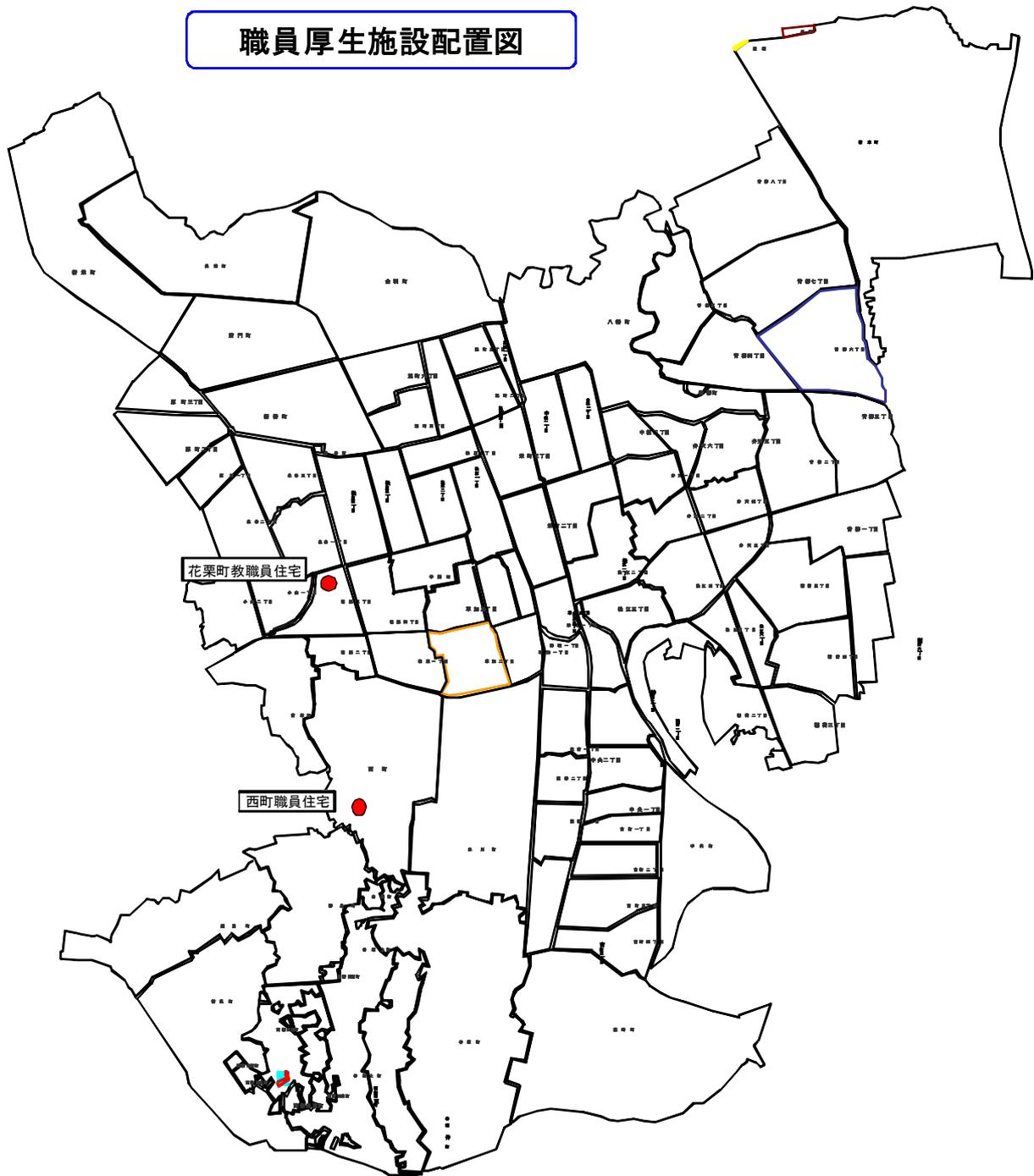
○2施設とも昭和48年に建設されており、老朽化が進んでいる。

(課題)

○教職員や市職員のうち、真に住宅に困窮している者の状況を把握したうえで、施設の必要性を見直し、必要に応じて、民間施設の借上げ、補助金への切り替え、施設の建替え等方策を検討していく。

【施設配置状況】

職員厚生施設配置図



◆職員住宅については、利用圏域の表示はない。

2 社会福祉施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、本計画で対象とする社会福祉施設は 8 施設ある。その床面積の合計は、約 1 万 2,700 ㎡と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 3.1%を占めている。また、土地は約 2 万 4,100 ㎡であり、およそ 2.2%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況					
			建設年月	土地面積 (㎡)	建物総床 面積(㎡)	階 層	構造	土地所有 状況
社会福祉関係	社会福祉活動センター	手代町	昭和 63 年 3 月	981.40	515.00	1	S	市所有
	社会福祉協議会	松江一丁目	昭和 50 年 3 月	1,562.40	374.5	2	RC	市所有
	在宅福祉センター きくの里	谷塚上町	平成 13 年 3 月	897.58	766.36	2	RC	市所有
	総合福祉センター であいの森	柿木町	平成 4 年 10 月	8,136.00	4,927.00	2	RC	借地(有償)
	養護老人ホーム 松楽苑	柿木町	昭和 51 年 3 月	3,063.00	1,247.76	1	RC	市所有
	高年者福祉センター ふれあいの里	新里町	平成 17 年 8 月	2,707.38	2,457.72	3	RC	市所有
	知的障害者授産施設 つばさの森	柿木町	平成 1 年 3 月	4,433.00	852.84	1	RC	市所有
	障害者ケアホーム ひまわりの郷	柿木町	平成 22 年 3 月	2,291.48	1,525.32	2	軽量鉄骨造	市所有
	合計				24,072.24	12,666.50		

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

(2) 施設分類別の状況

ア 社会福祉関係

【主な施設の設置の目的】

＜社会福祉活動センター＞市民の自主的な社会福祉活動を推進し、社会福祉の増進を図るため。

＜在宅福祉センターきくの里＞高年者及び高年者を介護する家族等の福祉の増進を図るため。

＜総合福祉センターであいの森、高年者福祉センターふれあいの里＞高年者及び障がい者の福祉の増進と文化の向上を図るため。

＜養護老人ホーム松楽苑＞身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅生活が困難な高年者の入所、心身の健康の保持及び生活の安全を図るため。

＜知的障害者授産施設つばさの森＞知的障がい者で雇用されることが困難な人の通所により、自活に必要な訓練を行うとともに、就業により自活を促すため。

＜障害者ケアホームひまわりの郷＞知的障がい者に食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援を提供して、主に夜間において共同生活を送り、住み慣れた地域における障がい者の福祉の増進及び自立生活の助長を図るため。

【現状と課題】

(現状)

○現在、国を中心とした社会福祉制度は大きく変化しており、それにあわせて施設の役割や運営主体も変化してきている。特に平成 12 年の介護保険制度の導入以降、在宅介護における民間のサービス提供主体が市内にも増えてきた。

○そうした民間のサービス提供主体の状況も勘案しながら、公共施設の役割や機能確保のあり方を考えていく必要がある。

○平成 17 年に完成したふれあいの里は、高年者のみならず子どもから大人まで地域住民が利用できるように、また、住民相互の交流の拠点となる市民開放型の複合的機能を持つ施設として整備した。

(課題)

○養護老人ホーム「松楽苑」は昭和 51 年に建設されており老朽化が進んでいるため、他施設との複合化を含めて、将来的な機能更新の検討を行う必要がある。

○民間施設との役割分担が不明確な部分があり、また、地価等の問題もあることから北東部地区に多くの社会福祉施設が設置されている。

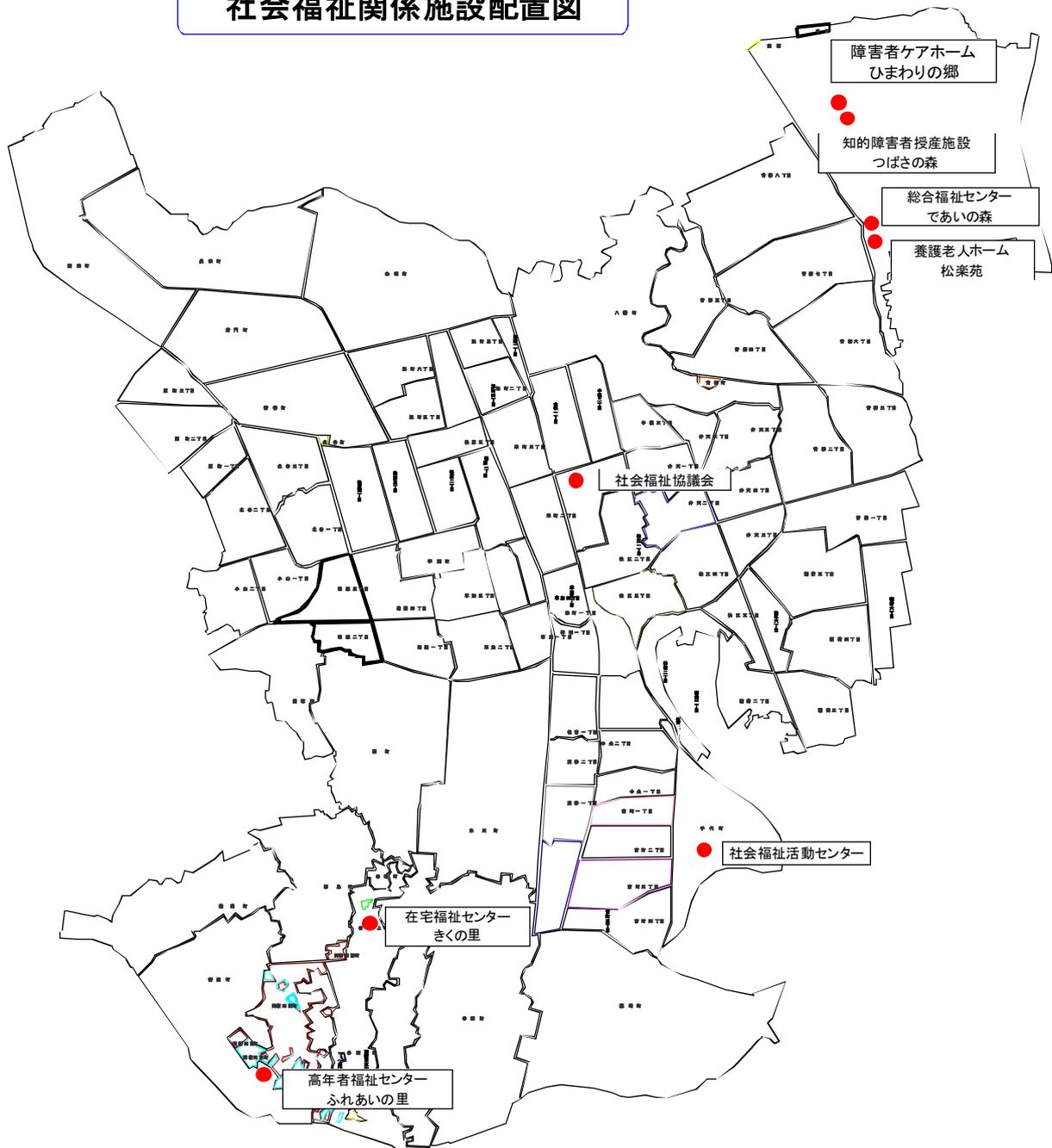
○民間施設の設置が可能な場合には民間に設置運営をまかせ、民間が参入できない領域については行政が担うなど、役割分担を行っていく必要がある。

○高齢化の進展とともに、医療や福祉のコストが増加する傾向があるが、公共施設で健康増進等を図っていくことも必要である。

○総合福祉センターであいの森や在宅福祉センターきくの里は、地域における身近な総合相談窓口として、また、要援護者等支援を進めていくための中核的な存在として、利用促進に努める。

【施設配置状況】

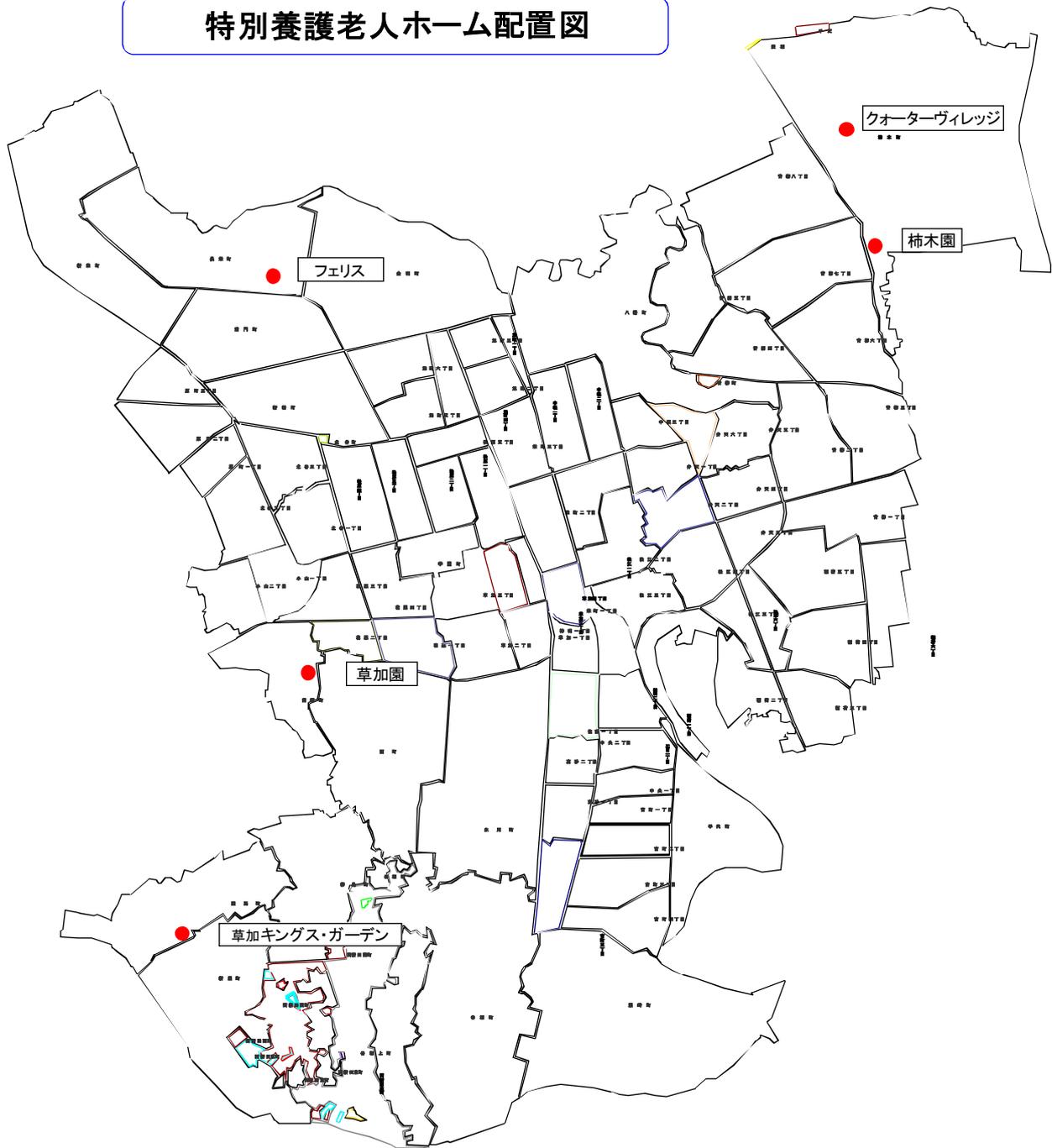
社会福祉関係施設配置図



◆社会福祉関係施設については、利用圏域の表示はない。

【参考①：民間施設】

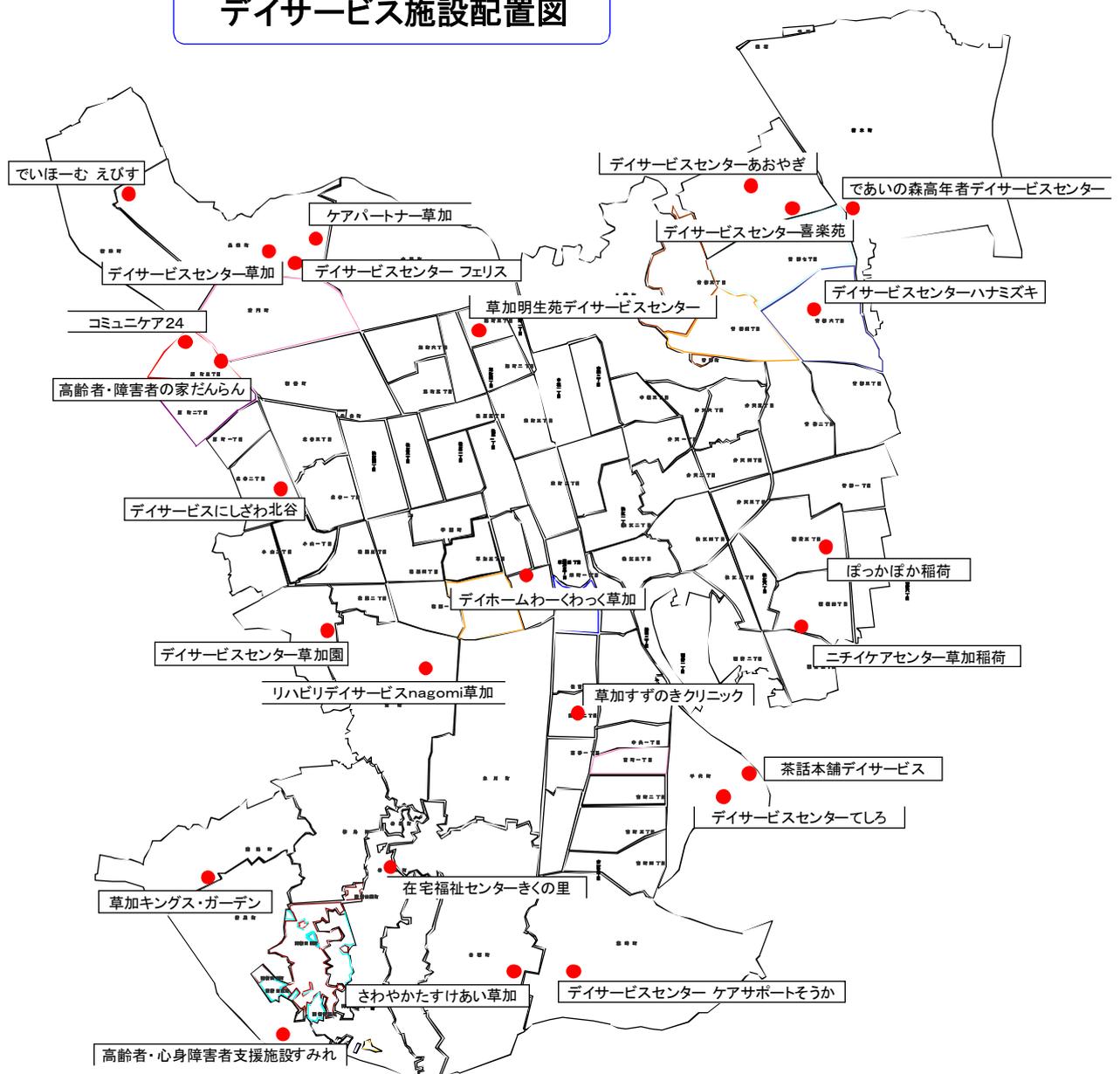
特別養護老人ホーム配置図



◆特別養護老人ホームについては、利用圏域の表示はない。

【参考②：民間施設】

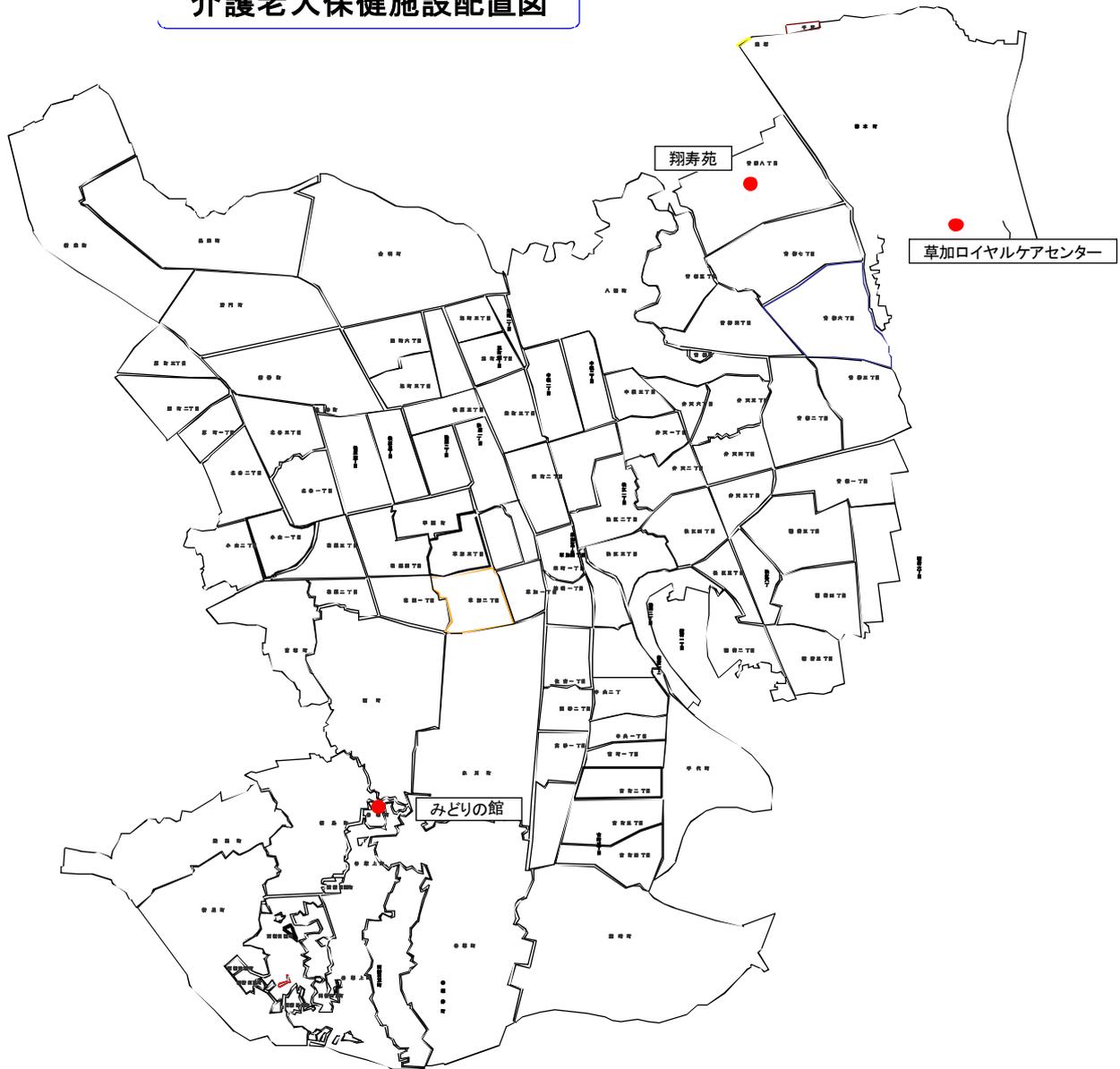
デイサービス施設配置図



◆ デイサービス施設については、利用圏域の表示はない。

【参考③：民間施設】

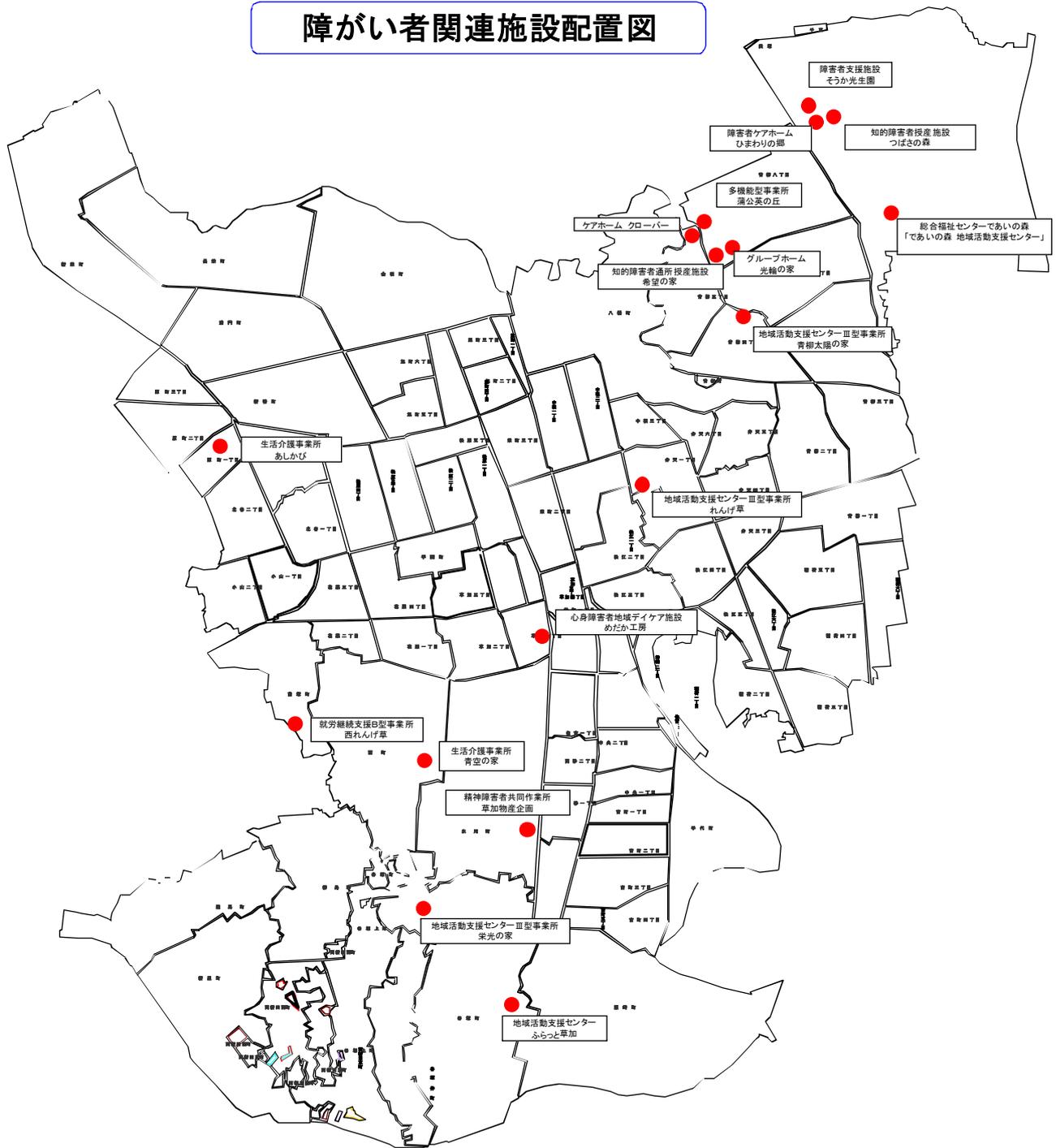
介護老人保健施設配置図



◆介護老人保健施設については、利用圏域の表示はない。

【参考④：民間施設（公共施設含む）】

障がい者関連施設配置図



◆障がい者関連施設については、利用圏域の表示はない。

3 コミュニティ施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、コミュニティ施設は 28 施設ある。その床面積の合計は、約 3 万 4,800 ㎡と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 8.5%を占めている。また、土地は、約 5 万 500 ㎡であり、およそ 4.6%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況									
			建設年月				土地面積 (㎡)	建物総床 面積(㎡)	階 層	構 造	土地所有 状況	
コミュニティ 関係	中央公民館	住吉二丁目	昭和	56	年	9	月	5,146.78	4,497.91	3	RC	市所有/ 借地(有償)
	柿木公民館	柿木町	平成	14	年	7	月	1,976.28	970.27	2	RC	市所有
	谷塚西公民館	新里町	昭和	46	年	3	月	835.08	416.00	2	RC	市所有
	新田西文化センター	清門町	平成	22	年	4	月	2,136.79	1,225.48	2	S	市所有
	谷塚文化センター	谷塚仲町	平成	19	年	4	月	小学校敷地内	2,330.68	4	RC	市所有
	川柳文化センター	青柳六丁目	昭和	55	年	4	月	3,301.00	1,359.23	3	RC	市所有
	原町コミュニティセンター	原町一丁目	昭和	58	年	3	月	3,294.00	545.72	1	S	借地(有償)
	瀬崎コミュニティセンター	瀬崎町	昭和	59	年	3	月	2,285.00	612.59	2	S	借地(有償)
	稲荷コミュニティセンター	稲荷四丁目	昭和	60	年	3	月	1,551.00	622.90	2	S	市所有
	氷川コミュニティセンター	氷川町	昭和	61	年	3	月	3,036.00	714.33	2	S	借地(有償)
	柳島コミュニティセンター	柳島町	昭和	63	年	3	月	2,109.26	631.75	2	S	借地(有償)
	八幡コミュニティセンター	八幡町	平成	1	年	1	月	2,666.00	657.57	2	S	借地(有償)
	谷塚ふれあいセンター	谷塚町	平成	3	年	1	月	312.70	145.35	2	S	市所有
	谷塚南ふれあいセンター	谷塚町	昭和	59	年	12	月	398.76	306.54	2	S	市所有
	草加南ミニコミュニティセンター	谷塚町	平成	8	年	3	月	250.00	133.36	1	S	借地(無償)
	草加北ミニコミュニティセンター	草加一丁目	平成	8	年	3	月	249.91	118.15	1	S	借地(無償)
	松原ミニコミュニティセンター	旭町四丁目	平成	8	年	3	月	246.88	135.17	1	S	借地(無償)
	新田ミニコミュニティセンター	金明町	平成	13	年	3	月	596.00	216.25	1	S	借地(無償)
	市民活動センター (市民交流活動センター)	谷塚町	昭和	51	年	3	月	2,412.00	1,344.80	3	RC	市所有
	高砂コミュニティセンター	中央一丁目	平成	21	年	3	月	小学校敷地内	674.98	2	S	市所有
草加市文化会館	松江一丁目	昭和	47	年	1	月	12,136.45	5841.73	3	SRC	市所有	

	アコスホール	高砂二丁目	平成	4	年	2	月	—	2,421.62	2	SRC	市所有
	勤労青少年ホーム	住吉二丁目	昭和	49	年	12	月	1,719.03	659.22	3	RC	市所有
	青少年交流センター (市民交流活動センター3階)	谷塚町	昭和	51	年	3	月	前掲	438.00	3	RC	市所有
	勤労福祉会館 (消費生活センター)	旭町六丁目	昭和	50	年	7	月	2,477.12	1,699.80	2	RC	市所有
その他の施設	中央図書館	松原一丁目	平成	11	年	9	月	—	5,093.00	4	RC	借地(無償)
	歴史民俗資料館	住吉一丁目	大正	15	年	9	月	762.00	696.44	2	RC	市所有
	吉町集会所	吉町三丁目	昭和	58	年	4	月	578.63	281.5	2	S	借地(無償)
	合計						50,476.67	34,790.34				

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

(2) 施設分類別の状況

ア コミュニティ関係

【主な施設の設置の目的】

＜公民館・文化センター＞学術、文化等に関する事業を行うことにより、市民の教養の向上、健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。

＜コミュニティセンター＞市民のふるさと意識の創造を目指し、市民の福祉の増進及び文化の向上を図るため。

＜市民活動センター＞新たなコミュニティの創造と市民活動の推進を図るため。

＜青少年交流センター＞異世代間で交流できる場所、学校以外で集まれる場所等、青少年の居場所を確保するため。

＜草加市文化会館＞市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民の自主的な活動を支援するため。

＜アコスホール＞豊かな市民生活の形成と地域社会の発展を目指し、市民の文化活動の促進と地域経済の振興を図るため。

＜勤労青少年ホーム＞勤労青少年の福祉の増進及び健全な育成並びに市民の福祉と文化の向上を図るため。

＜勤労福祉会館＞労働団体、消費者団体の活動拠点として、また新田地区の地域コミュニティ活動の拠点とするため。

【現状と課題】

(現状)

○谷塚文化センターが谷塚小学校に併設されたことに伴い、旧谷塚文化センターを利用した市民交流活動センターが平成19年10月に設置された。市民交流活動センターは、市民活動センター、谷塚児童センター、青少年交流センターからなる市民の世代間交流施設である。

○公民館、文化センター、コミュニティセンター、ふれあいセンター、市民活動センター、文化会館、勤労青少年ホーム、勤労福祉会館等は、本計画ではコミュニティ機能を有する施設として位置づけている。

○平成21年4月に高砂コミュニティセンターが新設されたため、草加駅東側地区におけるコミュニティ関連施設の空白地域がカバーされた。

○生涯学習機能、男女共同参画機能等を併せ持つ草加市文化会館及び文化・集会機能を持つアコスホールがある。

○勤労福祉会館は、消費生活センター及び労働センター等の機能を併せ持っている。

(課題)

○コミュニティセンター及び公民館は、地域活動の核として、地域の集会や市民活動の場として利用されており、利用形態の区別がなくなっている。このため、各施

設の利用実態から公民館とコミュニティセンターを同様の機能を有する施設として考え、それぞれの機能を活かしながら、各地域において適正な機能の配置等を検討する必要がある。

○市中央部の草加西部地区が空白になっているが、現在、新たに配置する計画はない。今後、公共施設の複合化等を考慮する中で、機能の配置のあり方について、調査・研究が必要である。

○コミュニティセンター7館のうち5館の敷地は、私有地を有償で借り上げており、賃料の値上げや所有者の相続等による買取請求などのリスクがある。

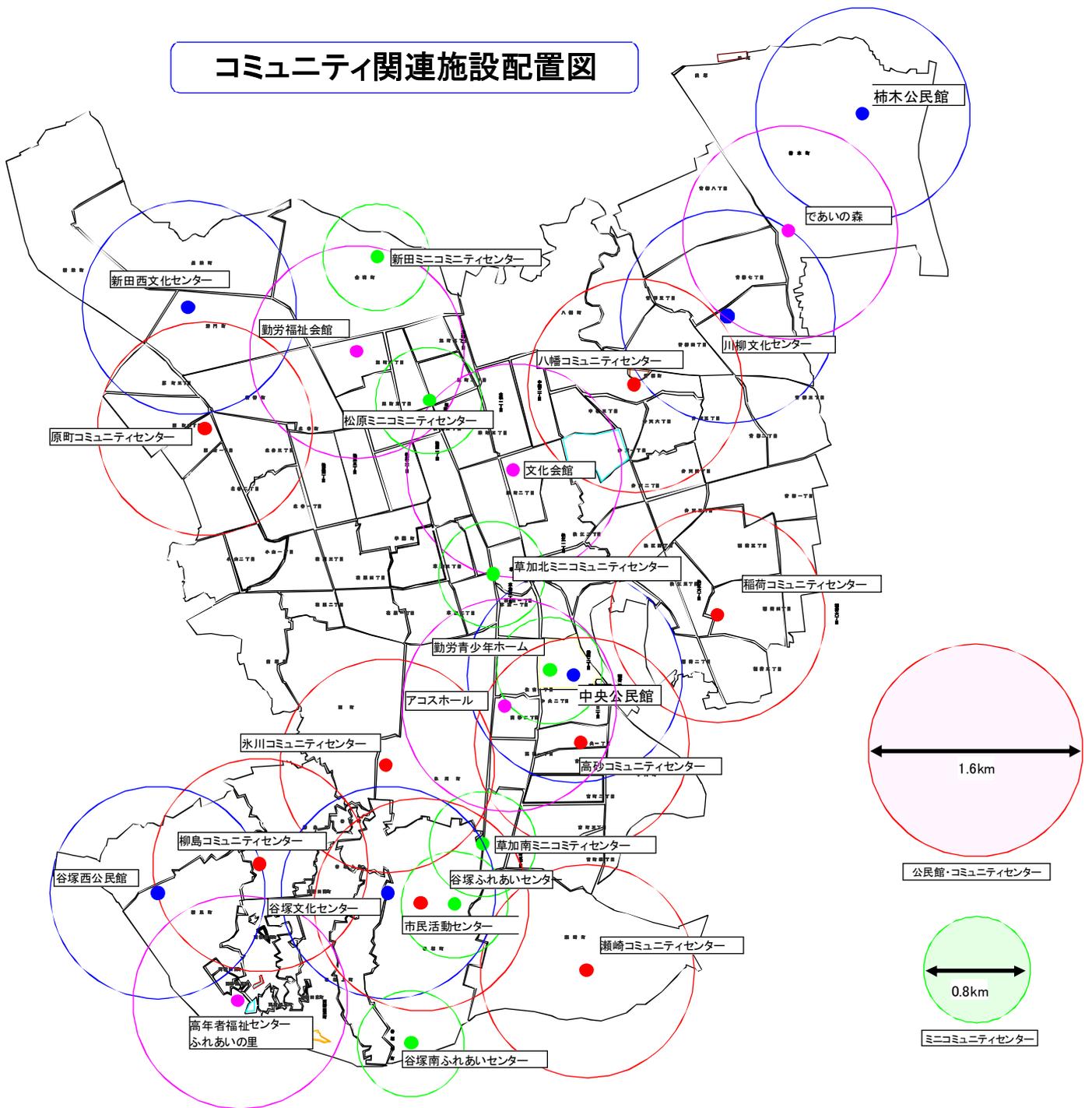
○市民交流活動センターは平成19年10月に設置されているが、建物は昭和51年に建設されており、老朽化が進んでいる。

○勤労青少年ホームや勤労福祉会館は、設置目的以外の利用が多い状況にある。

○草加市文化会館は、昭和47年に建設されており、老朽化が進んでいるため、市役所本庁舎と併せ建替え及び機能集約について検討していく。

【施設配置状況】

コミュニティ関連施設配置図



イ その他の施設

【設置の目的】

<中央図書館> 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。

<歴史民俗資料館> 郷土の民俗資料や歴史資料を収集・保管・展示することにより、教育・学術・文化の発展に寄与し、後世に継承するため。

【現状と課題】

(現状)

○中央図書館は、松原団地駅西口の駅前に位置し、交通の便が良いことなどから年間140万冊以上の図書の貸出がある。また、各公民館、文化センター6か所とネットワークを結んでおり、蔵書検索のほか、図書の貸し出しや返却、受け渡し場所としても利用できる。

○地域開放型図書室が、西町小学校、川柳小学校及び高砂小学校に設置されており、毎週日曜日6時間開館し、3室合計で年間16,000冊以上の図書の貸出しがある。

○歴史民俗資料館は、埼玉県初の鉄筋コンクリート造の校舎であり、平成20年10月に国の有形登録文化財となった。また、来館者数はここ数年増え続けており、平成21年度は約10,700人（前年度費1,077人増）であった。

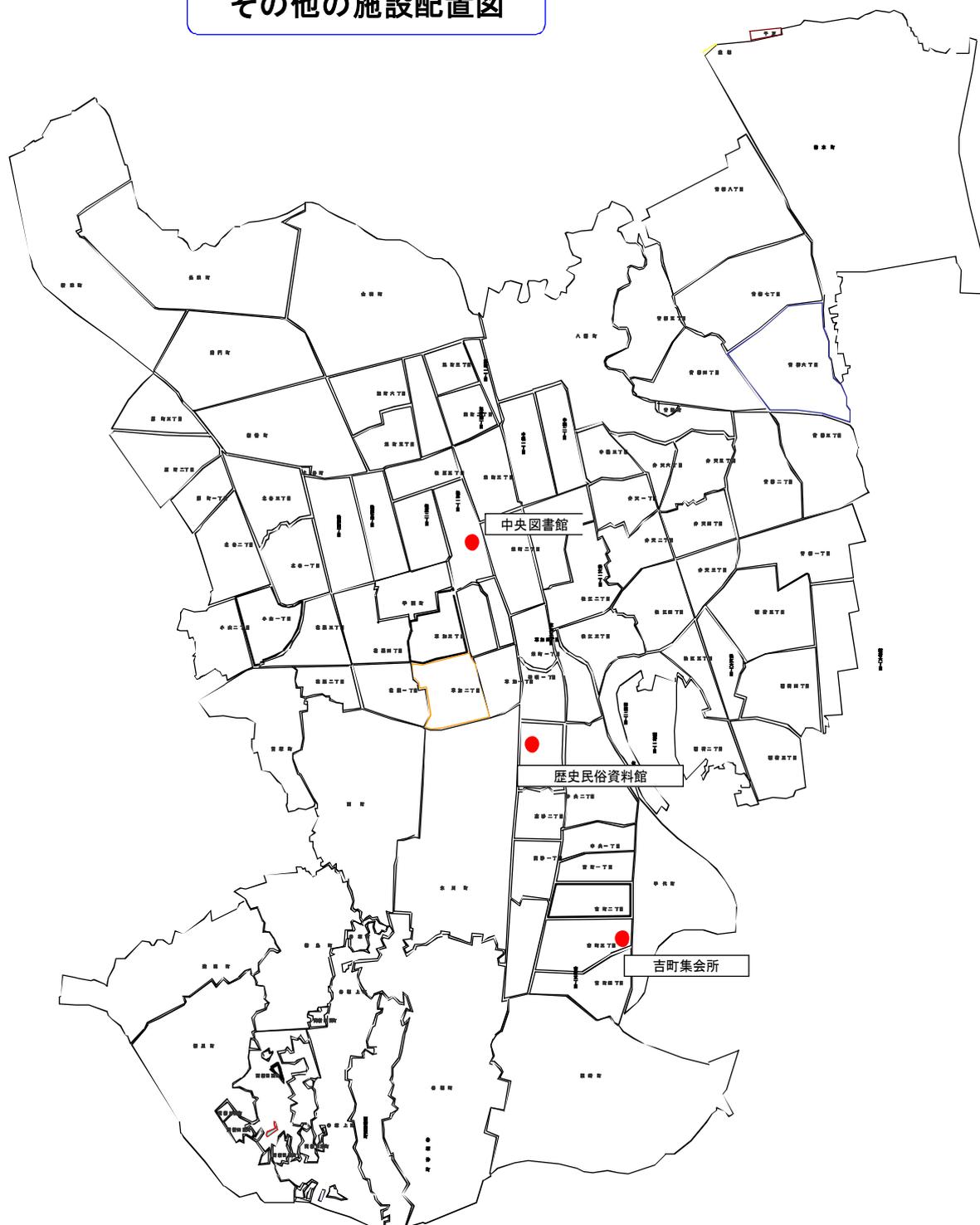
(課題)

○中央図書館は、建設後約10年が経過したことから、空調設備等が交換の時期を迎えている。

○歴史民俗資料館は、貴重な文化財として後世に引き継いでいくため、適切に保存する必要がある。

【施設配置状況】

その他の施設配置図



◆その他の施設（コミュニティ施設）については、利用圏域の表示はない。

4 子育て施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、子育て施設は 46 施設ある。その床面積の合計は、約 1 万 8,900 m²と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 4.6%を占めている。また、土地は、約 3 万 9,200 m²であり、およそ 3.6%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況					
			建設年月	土地面積 (m ²)	建物総床 面積(m ²)	階 層	構 造	土地所有 状況
保 育 園 等	たかさご保育園	吉町五丁目	昭和 43 年 3 月	1,333.10	386.37	2	S	市所有
	きたうら保育園	草加一丁目	平成 15 年 11 月	2,554.40	1,303.91	2	RC	市所有
	やつか保育園	谷塚町	昭和 41 年 4 月	882.64	333.35	1	W	市所有
	きたや保育園	松原四丁目	昭和 42 年 10 月	985.35	489.48	1	S	借地(無償)
	しのは保育園	弁天一丁目	昭和 44 年 3 月	1,365.94	527.96	1	S	市所有
	あさひ保育園	旭町六丁目	昭和 43 年 2 月	1,543.26	529.74	1	S	市所有
	やなぎしま保育園	柳島町	昭和 44 年 10 月	1,246.51	380.16	1	S	市所有
	にしまち保育園	西町	昭和 47 年 3 月	1,637.38	537.21	1	S	市所有
	せざき保育園	瀬崎町	昭和 48 年 3 月	1,612.69	529.18	1	S	市所有
	しんぜん保育園	新善町	昭和 48 年 8 月	1,980.00	527.26	1	S	市所有
	しんえい保育園	新栄町	昭和 49 年 3 月	1,530.00	543.49	1	S	市所有
	やはた保育園	八幡町	昭和 49 年 9 月	1,536.40	530.15	1	S	市所有
	こやま保育園	小山一丁目	昭和 50 年 7 月	1,497.77	534.74	1	S	市所有
	ひかわ保育園	氷川町	昭和 51 年 3 月	1,386.17	538.56	1	S	市所有
	あおやぎ保育園	青柳七丁目	昭和 51 年 3 月	2,370.92	633.64	1	S	借地(有償)
	やつかかみ保育園	谷塚上町	昭和 55 年 3 月	1,631.00	611.57	1	S	借地(有償)
	さかえ保育園	松原一丁目	平成 22 年 3 月	3,378.89	1,248.58	2	RC	借地(無償)
	やはた保育園分園	八幡町	昭和 55 年 3 月	学校教室	94.00		RC	市所有
	あずま保育園	中央一丁目	平成 21 年 6 月	小学校敷地内	1,298.70		S	市所有
	保育ステーション(再開発住宅)	高砂二丁目	昭和 63 年 6 月		344.16	190.23	6	RC
子育て支援センター	松原一丁目	平成 22 年 3 月		3,378.89	1,489.35	3	RC	借地(無償)
あおば学園	青柳六丁目	昭和 49 年 7 月		2,332.00	419.36	1	RC	市所有
小 計				34,527.47	13,676.99			

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造、Wは木造

分類	施設名	所在地	建物状況						
			建設年月	土地面積 (㎡)	建物総床 面積(㎡)	階 層	構造	土地所 有状況	
児童館・児童クラブ	松原児童館・松原児童館児童クラブ	松原二丁目	昭和 48 年 3 月	1,328.32	338.00	1	S	市所有	
	住吉児童館・住吉児童館児童クラブ	住吉二丁目	昭和 49 年 12 月	1,719.03	372.86	3	RC	市所有	
	谷塚児童センター (市民交流活動センター)	谷塚町	昭和 51 年 3 月	市民活動セン ターに掲載	521.00	3	RC	市所有	
	新栄児童センター・新栄児童セン ター児童クラブ	新栄町	昭和 55 年 2 月	659.24	384.31	2	S	市所有	
	氷川児童センター	氷川町	昭和 57 年 5 月	990.89	395.76	2	S	市所有	
	八幡児童クラブ(八幡小学校内)	八幡町	平成 17 年 3 月	小学校敷地内	151.04	1	S	市所有	
	清門児童クラブ(清門小学校内)	清門町	平成 16 年 3 月	小学校敷地内	150.71	1	W	市所有	
	小山児童クラブ(小山小学校内)	小山二丁目	平成 14 年 3 月	小学校敷地内	168.10	1	W	市所有	
	稲荷児童クラブ(稲荷小学校内)	稲荷五丁目	平成 14 年 3 月	小学校敷地内	167.69	1	W	市所有	
	両新田児童クラブ(両新田小学校内)	両新田西町	平成 17 年 3 月	小学校敷地内	151.04	1	S	市所有	
	花栗南児童クラブ(花栗南小学校内)	花栗四丁目	平成 18 年 3 月	小学校敷地内	158.98	2	S	市所有	
	高砂児童クラブ(高砂小学校内)	中央一丁目	平成 21 年 3 月	小学校敷地内	386.56	1	RC	市所有	
	谷塚児童クラブ(谷塚小学校内)	谷塚仲町	平成 19 年 3 月	小学校敷地内	224.00	4	RC	市所有	
	西町児童クラブ(西町小学校内)	西町	平成 23 年 3 月	小学校敷地内	268.30	1	W	市所有	
	氷川児童クラブ(氷川小学校内)	氷川町		校舎内	128.00				
	瀬崎児童クラブ(瀬崎小学校内)	瀬崎町		校舎内	163.07				
	八幡北児童クラブ(八幡北小学校内)	八幡町		校舎内	128.00				
	新田児童クラブ(新田小学校内)	旭町六丁目		校舎内	121.68				
	新里児童クラブ(新里小学校内)	新里町		校舎内	128.00				
	青柳児童クラブ(青柳小学校内)	青柳三丁目		校舎内	122.00				
	長栄児童クラブ(長栄小学校内)	長栄町		校舎内	130.00				
	川柳児童クラブ(川柳小学校内)	青柳七丁目		校舎内	120.00				
	松原児童クラブ(松原小学校内)	松原四丁目	平成 23 年 3 月	小学校敷地内	237.00	3	RC	市所有	
清門児童クラブ分室(清門小学校内)	清門町		校舎内	67.89					
小計				4,697.48	5,183.99				
合計				39,224.95	18,860.98				

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造、Wは木造

(2) 施設分類別の状況

ア 保育園等

【主な施設の設置の目的】

<保育園>児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により、市が実施義務を負っている、保育に欠ける幼児または児童の保育を行うため。

<子育て支援センター>子育て等に関する総合相談（総合相談センター）、診療及び個別訓練（発達支援センター）、児童デイサービス事業（児童デイサービスセンター）を実施するため。

<あおば学園>知的障がい児を日々保護者のもとから通わせ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的に療育を実施するため。

【現状と課題】

（現状）

○多くの公立保育園及びあおば学園が昭和 40 年代から 50 年代の前半に建設されていることから、老朽化が進んでいる。

○保育園については、公立保育園の建替えや民間保育園の開設などにより、定員が増加している。また、平成 16 年度までは、全て公立保育園であったが、平成 21 年度までに民間保育園が 4 園設置され、さらに平成 23 年度には 4 園及び 1 分園（合計定員 315 人）が開設される。

○あずま保育園は高砂小学校の建替にあわせて同校敷地内に移転・併設するとともに定員を 30 人増加した。また、さかえ保育園は建替にあわせて定員を 30 人増加するとともに、新設する子育て支援センターに併設した。

○子育て支援センターは平成 22 年 4 月にオープンし、総合相談、子育て支援ネットワークの構築、発達支援、児童デイサービス等の事業を実施している。

○近年、発達障がいの概念が浸透し、子育て支援センターがオープンしたこともあり、知的障がい児の発達支援の必要性について注目されてきている。また、療育や発達支援が受けられるという観点で、あおば学園の利用希望者が増加傾向にあるとともに、子育て支援センターとの連携も求められている。

（課題）

○保育園については公設公営にとらわれず、民間保育園や家庭保育室の整備により、必要とする定員数をいかに確保するかを考えるとともに、公立保育園の適正な配置を検討する。

○南西部地区、東部地区及び北東部地区は、保育園の機能を有する施設の配置がない状況にある。これらの地域においては人口の増加に伴い、新たな保育ニーズが発生した場合は、既存の保育園では受け入れが難しくなる。

○あおば学園について、現在 30 人である定員数、療育指導体制や施設の位置や規模等見直しを検討する必要がある。

イ 児童館等

【設置の目的】

<児童館>地域の子どもたちや乳幼児の親子等を対象として、各種教室、異世代交流事業、季節に応じた行事・イベント等を実施し、子どもたちの健やかな育成と子育てを支援するため。

<児童クラブ>就労等により放課後に保護者が家庭にいない子どもたちを対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、子どもたちの健やかな育成を図るため。

【現状と課題】

(現状)

○児童館・児童センターについては、市の北東部が空白地域となっているが、児童・生徒数などの状況を踏まえて市内に5か所設置されていることから、必要な機能は確保されている。

○児童クラブについては、児童館・児童センター内及び小学校の敷地内に建設、または転用可能教室を活用する方法により全小学校区に設置している。

(課題)

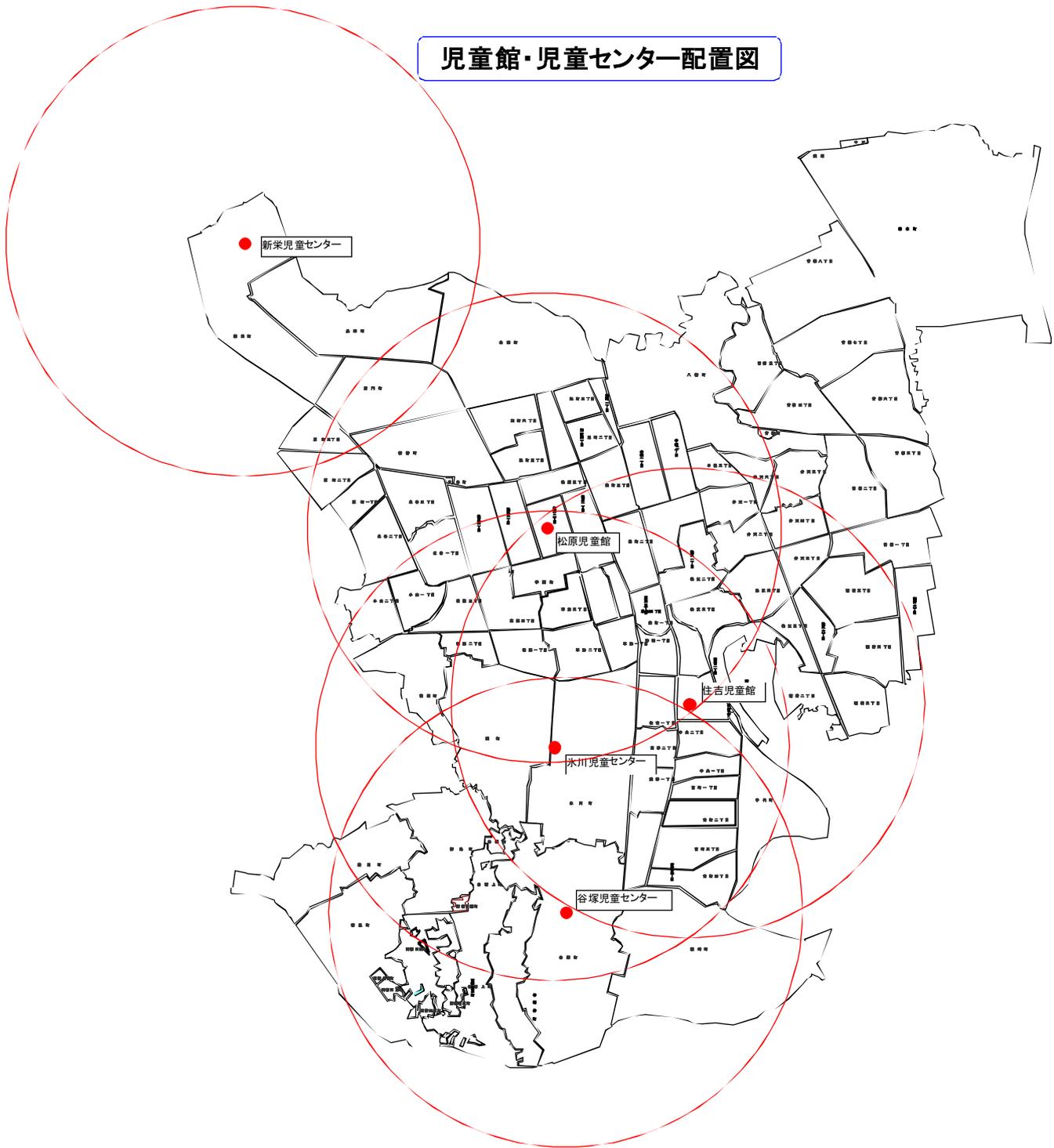
○児童館・児童センターは、昭和40年代後半から50年代に建設されているため、老朽化が進んでいることから、市民サービスの向上や施設建設のコスト削減を図ることを視野に入れながら、他施設との機能統合などを検討する必要がある。また、現在、児童館・児童センター（一部の児童センターを除く）には児童クラブが設置されているが、今後、小学校の建替えなどにあわせて児童クラブが移設された後は、児童館の機能を充実させた施設としていく。

○松原児童館については、松原団地の建替えにあわせて、建替えの時期及び必要な規模を検討する。

○今後も、児童クラブについては、小学校の転用可能教室を活用するなどの方法で必要な機能を確保していく。

【施設配置状況①】

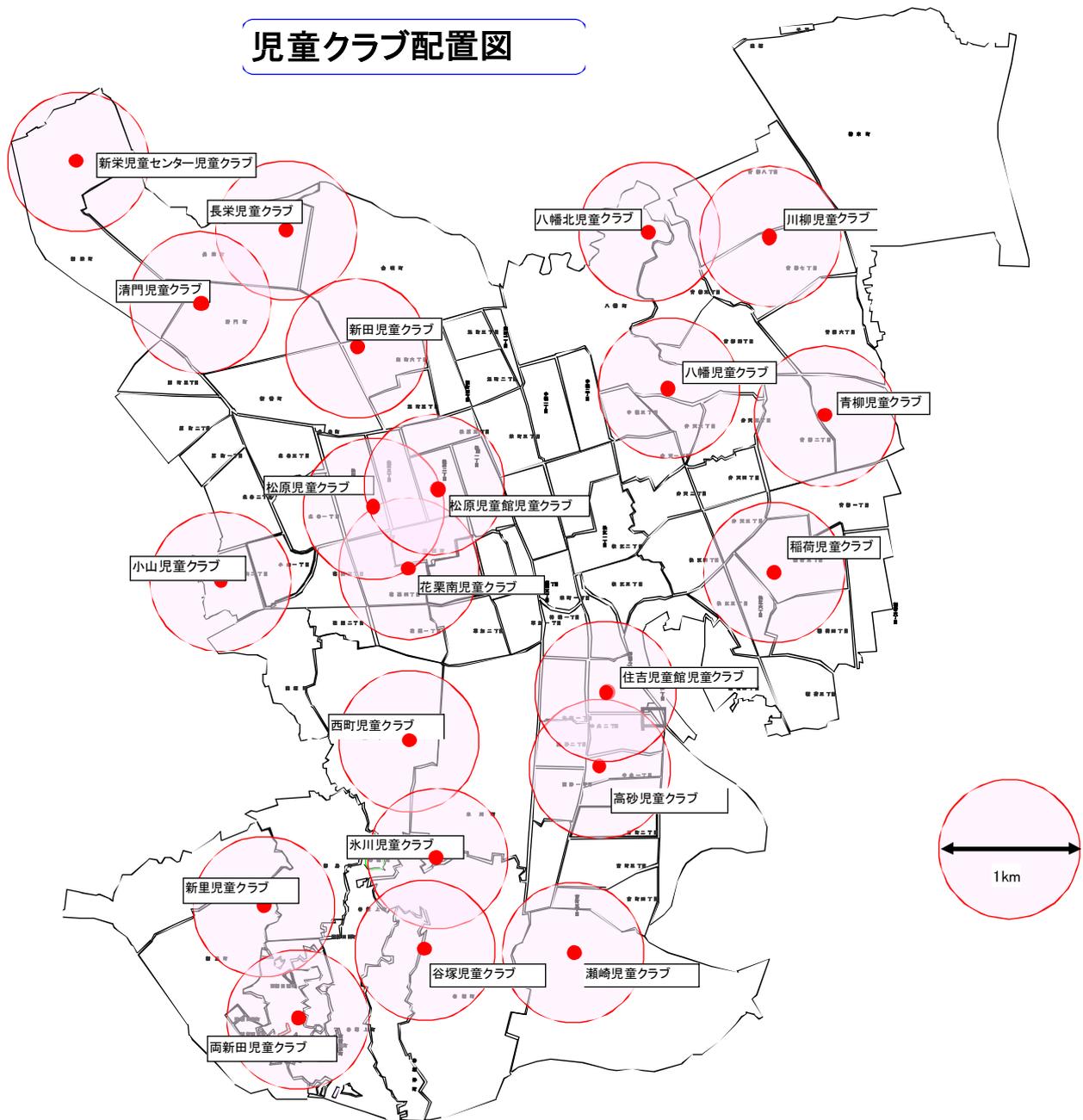
児童館・児童センター配置図



◆利用圏域は直径 4 km で示す。

【施設配置状況②】

児童クラブ配置図



5 学校教育施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、学校教育施設の建物は、本計画で対象とする公共施設のおよそ 60.5%に当たる約 24 万 6,900 m²であり、土地は、およそ 55.2%に当たる約 60 万 2,400 m²となっている。

【小学校】

分類	施設名	所在地	建物状況					
			建設年月	土地面積 (m ²)	建物総床 面積(m ²)	階 層	構 造	土地所有 状況
草加小学校	A棟	住吉一丁目	昭和 41 年 3 月	14,200.00	2,092.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 48 年 12 月		2,151.00	3	RC	
	C棟		昭和 55 年 3 月		1,185.00	3	RC	
	給食室(別棟)		昭和 49 年 8 月		204.00	1	S	
	屋内運動場		昭和 53 年 3 月		890.00	2	S	
高砂小学校	A棟	中央一丁目	平成 21 年 3 月	25,357.00	8,084.00	4	RC	市所有
	B棟		平成 21 年 3 月		654.00	2	RC	
	C棟		昭和 57 年 2 月		3,067.00	4	RC	
	給食室(A棟)		平成 21 年 3 月		606.00	1	RC	
	屋内運動場		平成 21 年 3 月		1,475.00	2	RC	
新田小学校	A棟	旭町六丁目	昭和 44 年 3 月	15,032.00	2,202.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 46 年 8 月		2,342.00	3	RC	
	C棟		昭和 47 年 3 月		1,420.00	3	RC	
	給食室(A棟)		昭和 45 年 5 月		223.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 47 年 3 月		901.00	2	S	
谷塚小学校	A棟	谷塚仲町	平成 19 年 3 月	17,311.00	6,241.00	4	RC	市所有
	B棟		平成 19 年 3 月		2,303.00	4	RC	
	給食室(A棟)		平成 19 年 3 月		464.00	1	RC	
	屋内運動場		平成 19 年 3 月		985.00	3	RC	

栄小学校	A棟	松原一丁目	昭和 38 年 3 月	18,423.00	2,091.00	2	RC	市ノ借地(無)
	B棟		昭和 38 年 3 月		1,559.00	2	RC	
	C棟		昭和 45 年 8 月		1,767.00	3	RC	
	給食室(別棟)		昭和 55 年 8 月		319.00	1	S	
	屋内運動場		昭和 48 年 3 月		906.00	2	S	
川柳小学校	A棟	青柳七丁目	平成 15 年 3 月	22,971.00	3,181.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 47 年 8 月		1,472.00	3	RC	
	C棟		昭和 52 年 3 月		1,182.00	3	R	
	給食室(別棟)		平成 6 年 3 月		317.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 50 年 4 月		899.00	2	S	
瀬崎小学校	A棟	瀬崎町	昭和 42 年 3 月	12,783.00	1,220.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 42 年 3 月		1,713.00	3	RC	
	C棟		昭和 53 年 3 月		2,187.00	4	RC	
	給食室(B棟)		昭和 42 年 3 月		142.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 48 年 8 月		916.00	2	S	
西町小学校	A棟	西町	平成 15 年 3 月	18,909.00	4,836.00	4	RC	市所有
	C棟		昭和 47 年 6 月		1,814.00	4	RC	
	給食棟(A棟)		平成 16 年 3 月		317.00	4	RC	
	屋内運動場		昭和 49 年 3 月		922.00	2	S	
新里小学校	A棟	新里町	昭和 46 年 5 月	15,189.00	1,572.00	2	RC	市所有
	B棟		昭和 46 年 5 月		2,410.00	3	RC	
	C棟		昭和 47 年 5 月		1,014.00	3	RC	
	D棟		昭和 50 年 8 月		1,383.00	3	RC	
	給食室(B棟)		昭和 46 年 5 月		226.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 50 年 3 月		897.00	2	S	
花栗南小学校	A棟	花栗四丁目	昭和 47 年 5 月	15,666.00	2,301.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 47 年 5 月		3,330.00	4	RC	
	給食室(別棟)		昭和 47 年 5 月		302.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 49 年 8 月		883.00	2	S	
八幡小学校	A棟	八幡町	昭和 48 年 4 月	22,735.00	3,448.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 48 年 4 月		2,623.00	4	RC	
	C棟		昭和 50 年 8 月		1,754.00	4	RC	
	給食室(B棟)		昭和 48 年 4 月		315.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 48 年 4 月		907.00	2	RC	

新栄小学校	A棟	新栄町	昭和 49 年 3 月	16,500.00	5,259.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 55 年 3 月		704.00	2	RC	
	給食室(別棟)		昭和 49 年 3 月		290.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 49 年 3 月		892.00	2	S	
清門小学校	A棟	清門町	昭和 51 年 9 月	14,837.00	4,995.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 54 年 3 月		1,474.00	4	RC	
	給食室(別棟)		昭和 51 年 9 月		250.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 51 年 9 月		902.00	2	S	
稲荷小学校	A棟	稲荷五丁目	昭和 52 年 3 月	16,324.00	4,406.00	4	RC	市所有
	給食室(別棟)		昭和 52 年 3 月		305.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 52 年 3 月		902.00	2	S	
氷川小学校	A棟	氷川町	昭和 52 年 9 月	16,430.00	2,602.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 52 年 9 月		4,287.00	4	RC	
	給食室(B棟)		昭和 52 年 9 月		315.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 52 年 9 月		949.00	2	S	
八幡北小学校	A棟	八幡町	昭和 54 年 4 月	15,441.00	3,752.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 54 年 4 月		2,571.00	4	RC	
	給食室(A棟)		昭和 54 年 4 月		315.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 54 年 4 月		934.00	2	S	
長栄小学校	A棟	長栄町	昭和 55 年 3 月	16,029.00	5,695.00	4	RC	市所有
	給食室(屋体下)		昭和 55 年 3 月		427.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 55 年 3 月		821.00	2	RC	
青柳小学校	A棟	青柳三丁目	昭和 57 年 3 月	11,568.00	2,797.00	2	RC	市/借地 (有)
	B棟		昭和 60 年 2 月		2,181.00	3	RC	
	給食室(A棟)		昭和 57 年 3 月		319.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 60 年 2 月		1,121.00	2	RC	
小山小学校	A棟	小山二丁目	昭和 57 年 3 月	14,123.00	5,100.00	4	RC	市所有
	給食室(別棟)		昭和 57 年 3 月		273.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 57 年 3 月		936.00	2	RC	
両新田小学校	A棟	両新田西町	昭和 57 年 3 月	13,531.00	5,098.00	4	RC	市/借地 (有)
	給食室(A棟)		昭和 57 年 3 月		244.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 57 年 3 月		936.00	2	S	

松原小学校	A棟	松原四丁目	平成 22 年 11 月	18,337.00	3,476.00	3	RC	市所有
	B棟		平成 22 年 11 月		3,191.00	3	RC	
	C棟		平成 22 年 11 月		1,581.00	3	RC	
	給食室(D棟)		平成 22 年 11 月		391.00	1	RC	
	屋内運動場		平成 22 年 11 月		902.00	1	RC	
	小 計			352,196.00	160,207.00			

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

【中学校】

分類	施設名	所在地	建物状況					
			建設年月	土地面積 (㎡)	建物総床 面積(㎡)	階 層	構 造	土地所有 状況
草加中学校	A棟	氷川町	昭和 36 年 11 月	21,506.00	1,855.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 49 年 3 月		3,380.00	4	RC	
	給食室(屋内運動場)		平成 17 年 10 月		426.00	3	S	
	屋内運動場		平成 17 年 10 月		2,095.00	3	S	
	武道場(屋内運動場)		平成 17 年 10 月		515.00	3	S	
栄中学校	A棟	松原三丁目	昭和 38 年 9 月	26,479.00	887.00	2	RC	市所有
	B棟		昭和 38 年 9 月		2,285.00	3	RC	
	C棟		昭和 45 年 12 月		1,438.00	3	RC	
	D棟		昭和 52 年 2 月		1,006.00	3	RC	
	給食棟(別棟)		昭和 38 年 9 月		241.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 43 年 4 月		899.00	2	S	
谷塚中学校	A棟	谷塚上町	昭和 48 年 6 月	22,591.00	2,104.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 60 年 2 月		5,287.00	4	RC	
	給食室(B棟)		昭和 60 年 2 月		322.00	2	RC	
	屋内運動場		昭和 43 年 4 月		782.00	2	S	
川柳中学校	A棟	青柳七丁目	昭和 42 年 3 月	20,180.00	1,913.00	3	RC	市所有
	B棟		昭和 50 年 9 月		3,159.00	4	RC	
	給食室(B棟)		昭和 50 年 9 月		215.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 46 年 6 月		919.00	2	S	
新栄中学校	A棟	新栄町	昭和 49 年 4 月	15,819.00	3,780.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 54 年 3 月		2,161.00	4	RC	
	給食室(A棟)		昭和 49 年 4 月		210.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 49 年 4 月		809.00	2	S	
瀬崎中学校	A棟	瀬崎町	昭和 51 年 3 月	17,702.00	5,580.00	5	RC	市所有
	B棟		昭和 58 年 3 月		397.00	5	RC	
	給食室(別棟)		昭和 51 年 3 月		221.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 51 年 3 月		945.00	2	S	

花栗中学校	A棟	花栗四丁目	昭和 52 年 4 月	17,078.00	2,476.00	4	RC	市所有
	B棟		昭和 52 年 4 月		4,105.00	5	RC	
	給食室(別棟)		昭和 52 年 4 月		314.00	1	RC	
	屋内運動場		昭和 52 年 4 月		891.00	2	S	
両新田中学校	A棟	両新田西町	昭和 54 年 3 月	17,572.00	5,477.00	5	RC ・S	市所有
	給食室(A棟)		昭和 54 年 3 月		309.00	2	RC	
	屋内運動場		昭和 54 年 3 月		936.00	2	S	
新田中学校	A棟	長栄町	昭和 55 年 3 月	17,581.00	6,717.00	5	RC	市所有
	給食室(長栄小屋体下)		昭和 55 年 3 月		長栄小と共用	0	RC	
	屋内運動場		昭和 55 年 3 月		938.00	2	RC	
青柳中学校	A棟	青柳八丁目	昭和 56 年 3 月	17,063.00	3,733.00	5	RC	市所有
	B棟		昭和 56 年 3 月		2,993.00	5	RC	
	給食室(B棟)		昭和 56 年 3 月		256.00	5	RC	
	屋内運動場		昭和 56 年 3 月		930.00	2	S	
松江中学校	A棟	松江三丁目	昭和 60 年 3 月	17,302.00	6,887.00	5	RC	市所有
	給食室(A棟)		昭和 60 年 3 月		266.00	5	RC	
	屋内運動場		昭和 60 年 3 月		816.00	2	RC	
	武道場		昭和 60 年 3 月		403.00	2	RC	
	小 計			210,873.00	82,278.00			
その他	教育支援室	松江一丁目	昭和 50 年 3 月	1,562.40	442.25	2	RC	市所有
奥日光自然の家	本館	栃木県日光市	昭和 41 年 7 月	37,791.00	552.42	2	W	借地 (有償)
	東館		昭和 40 年 10 月		848.90	2	W・ RC	
	南館		昭和 41 年 7 月		981.72	2	W	
	西館		昭和 39 年 9 月		472.30	2	W	
	体育館		昭和 42 年 11 月		442.20	1	S	
	クラブ室		昭和 42 年 12 月		175.55	1	W	
	給食棟		昭和 39 年 9 月		556.80	2	W・ RC	
	小 計			39,353.40	4,472.14			
	合 計			602,422.4	246,957.14			

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造、Wは木造

(2) 施設分類別の状況

ア 小中学校

【設置の目的】

学校教育法第 38 条及び第 49 条の規定により、学齢児童生徒を就学させるため。

【現状と課題】

(現状)

○学校教育施設については、現在、小学校 21 校、中学校 11 校の計 32 校がある。平成 21 年 4 月に北谷小学校と花栗小学校を統合し松原小学校となり、平成 23 年度から新しい校舎に移転する予定となっており、今後も児童生徒の推移を確認しながら、小中学校の適正配置を検討していく必要がある。

○昭和 40 年代から 50 年代にかけての人口急増期に一斉に建設をした小中学校のうち昭和 56 年以前に建設した学校が耐震基準を満たしていないことから、平成 25 年度までに耐震化率 100%とすることを目標に取り組んでいる。

○中学校の配置状況を見ると、谷塚中学校と両新田中学校との配置が接近している。

(課題)

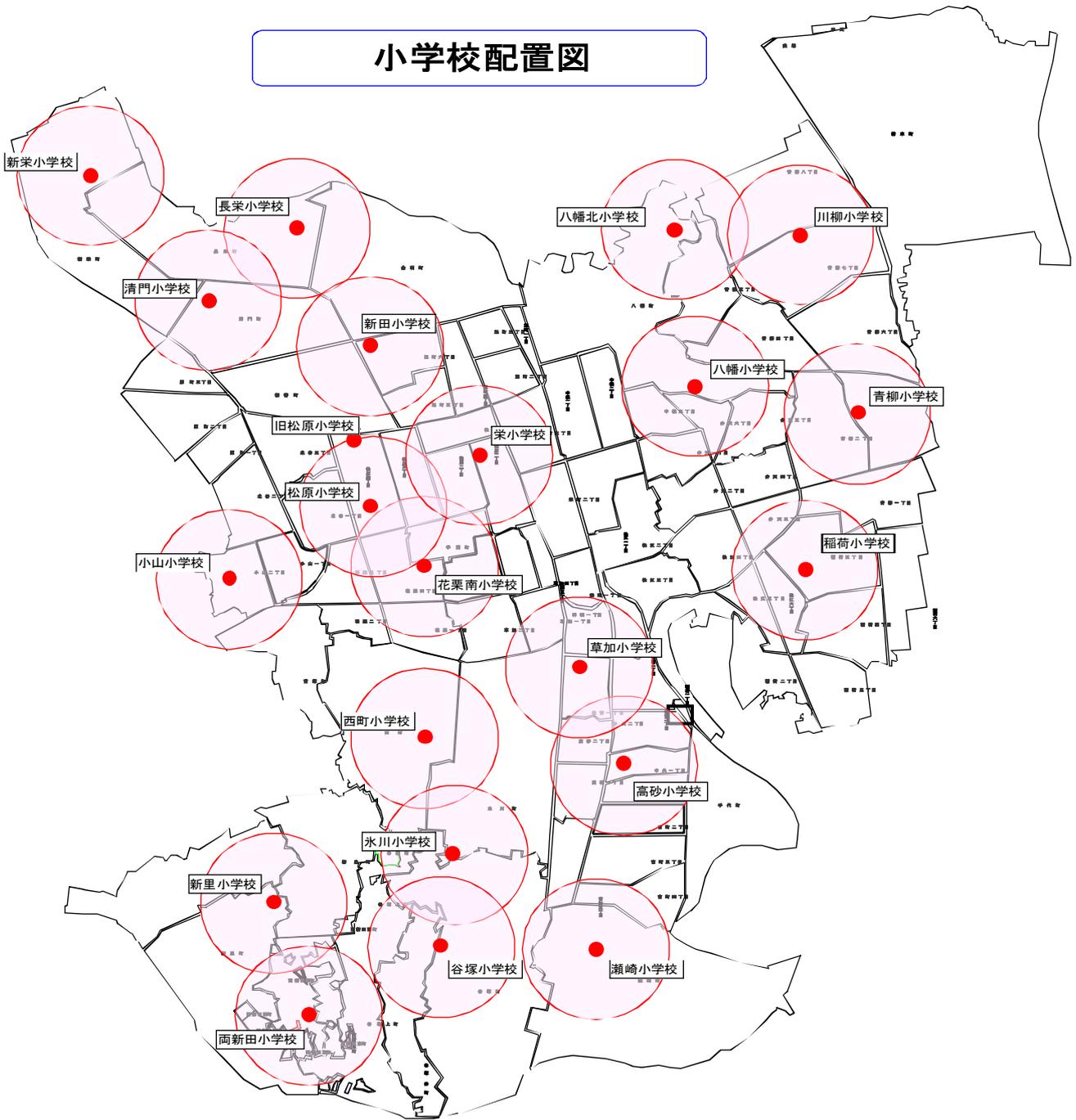
○市が設置する公共施設で最も多くの敷地を有していること、及び地域の核として配置されている状況から、地域住民のコミュニティの拠点としての施設、さらには、保育園、児童クラブ等幼児に係る施設等との複合化を進めてきた。

今後、公共施設の集約を進めるにあたって、学校施設の改修等の際に、学校施設の適正な配置や他施設との複合化についても引き続き検討しながら進めていく必要がある。なお、複合にあたっては単に施設の複合だけでなく、児童生徒や幼児または高年者等が交流することにより、双方の機能が向上するような複合化を推進する。

○将来の児童生徒数の推移を的確に把握しながら、学校施設の適正な配置を検討したうえで、大規模な建替等を行う必要がある。また、今後、栄小学校の建替えを行う予定となっているが、建替えに際して今後の学校配置のあり方や学校施設整備の方針を定めていく必要がある。

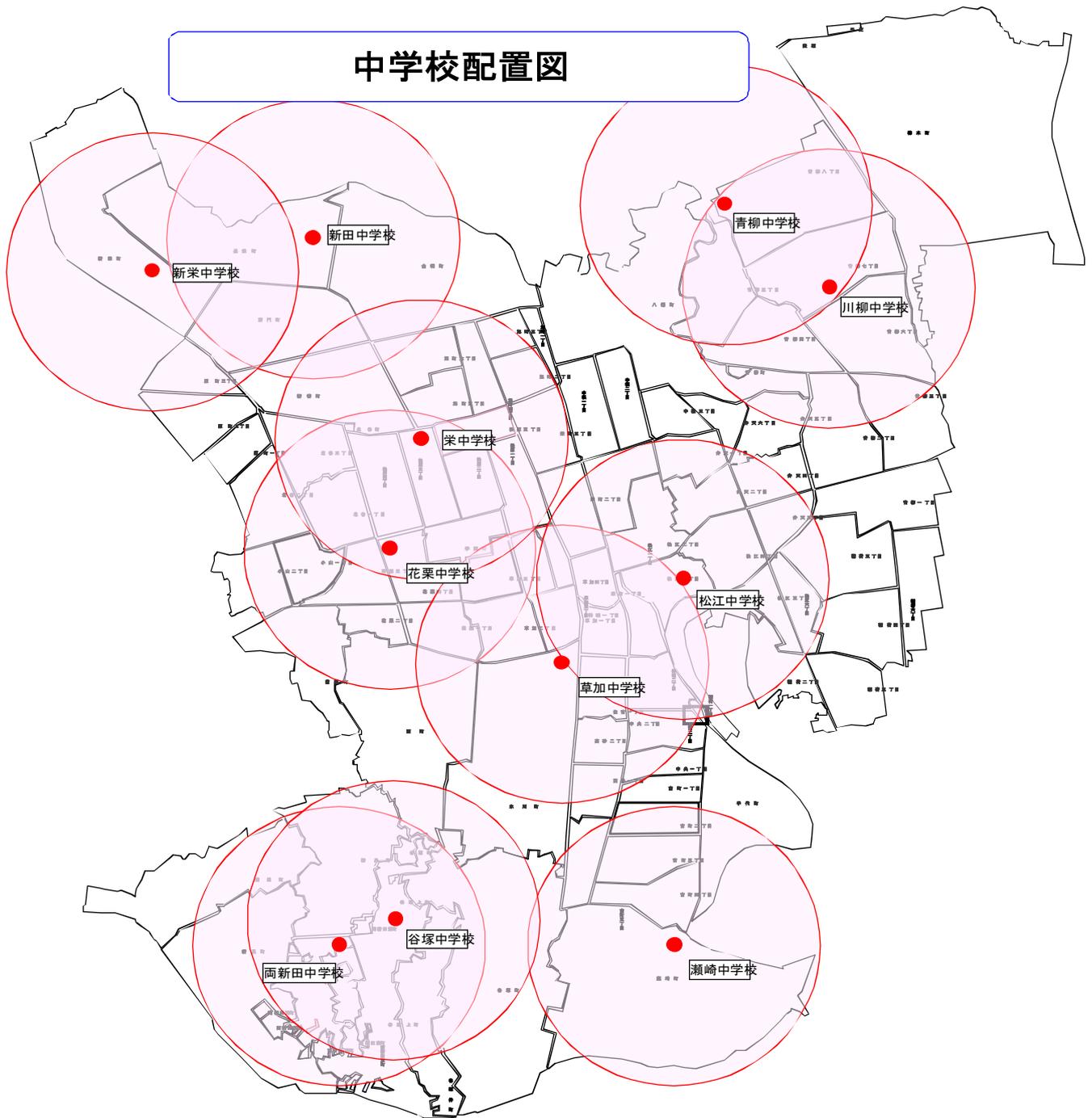
【施設配置状況】

小学校配置図



◆利用圏域は直径 1 km で示す。

中学校配置図



◆利用圏域は直径 2 km で示す。

イ その他の施設

【設置の目的】

<教育支援室>不登校・いじめ・非行問題及び特別支援教育について、市民からの相談に応じるとともに、学校適応指導教室の運営を通して不登校児童生徒の自立と学校生活への復帰を支援するため。

<奥日光自然の家>豊かな自然環境の中で、児童及び生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図るとともに、市民の健康増進に資するため。

【現状と課題】

(現状)

○教育支援室の設置場所は、かつて（旧）市立図書館として利用されていた建物を活用しているため、適応指導教室の設置場所として良い立地条件にある。

○奥日光自然の家は毎年、5月から11月初旬まで一般の方が利用し、6月から9月にかけて市内の小中学生を対象に自然教室を開催している。位置的には自然に囲まれた国立公園内にあり、本市にない貴重な環境の中にある。

(課題)

○教育支援室は昭和50年3月に建設された建物であり、老朽化していることから恒久的に使用できる保障がないため、機能更新の方策を検討していく。

○奥日光自然の家は、昭和39年から41年に建設されており老朽化が進んでいる。建替え等については、相当厳しい条件もあり、コストも割高になることが想定されるため、現在地で改築するのか、あるいは他の場所に移転するのか、方向性について総合的に検討する必要があることから、不必要な投資を行わないよう留意していく。

6 保健・健康・医療・スポーツ施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、本計画で対象とする保健・健康・医療・スポーツ施設は 16 施設ある。その建物に係る床面積の合計は、約 5 万 5,000 m²と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 13.5%を占めている。また、土地は、約 32 万 3,200 m²であり、およそ 29.7%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況						
			建設年月	土地面積 (m ²)	建物総床 面積(m ²)	階 層	構 造	土地所有 状況	
健康・医療関係	保健センター・夜間急患診療所	中央一丁目	昭和 62 年 3 月	2,162.09	1,599.60	3	S	市所有	
	市立病院	草加二丁目	平成 16 年 3 月	18,876.63	32,266.25	8 B1	SRC	市所有	
スポーツ関係	市民温水プール	柿木町	昭和 60 年 3 月	5,424.00	2,356.34	2	RC	借地 (無償)	
	スポーツ健康都市記念体育館	瀬崎町	昭和 60 年 11 月	11,315.00	14,299.00	4	RC	市所有	
	市民体育館	松江一丁目	昭和 48 年 3 月	2,771.00	3,756.45	3	RC	市所有	
	総合運動場	青柳七丁目	昭和 47 年 6 月	30,283.00				市所有	
	吉町テニスコート	吉町四丁目	昭和 54 年 5 月	2,973.00				市所有	
	瀬崎グラウンド	瀬崎町	昭和 57 年 7 月	12,224.00				市所有	
	吉町グラウンド	吉町四丁目	昭和 54 年 4 月	4,565.00				市所有	
	柿木グラウンド	柿木町	昭和 63 年 4 月	11,656.00				借地 (有償)	
	新里グラウンド	新里町	昭和 57 年 12 月	2,689.00				市所有	
	柳島治水緑地多目的運動場	西町	平成 16 年 4 月	17,000.00				借地 (無償)	
	花栗南グラウンド	花栗四丁目	昭和 63 年 7 月	4,700.75				借地 (無償)	
	そうか公園クラブハウス	柿木町	昭和 63 年 3 月		721.40	2	S	市所有	
	そうか公園 多目的運動広場、 テニスコート	柿木町	昭和 63 年 月	178,000.00				市所有	
	工業団地公園野球場	稲荷五丁目	昭和 41 年 月	18,604.00				市所有	
合計				323,243.47	54,999.04				

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

(2) 施設分類別の状況

ア 保健・健康・医療関係

【設置の目的】

＜保健センター＞市民、医療関係団体、健康づくり推進団体及び各種保健事業推進の拠点とするため。

【現状と課題】

（現状）

○草加市保健センターは、乳幼児の健診、成人の健康診断など市民の健康保全・増進に関する利用が多い施設である。

○夜間急患診療所は、昭和62年4月保健センター開設と同時に開所した。

○平成16年7月に、地域の中核病院として新たな市立病院が開院した。

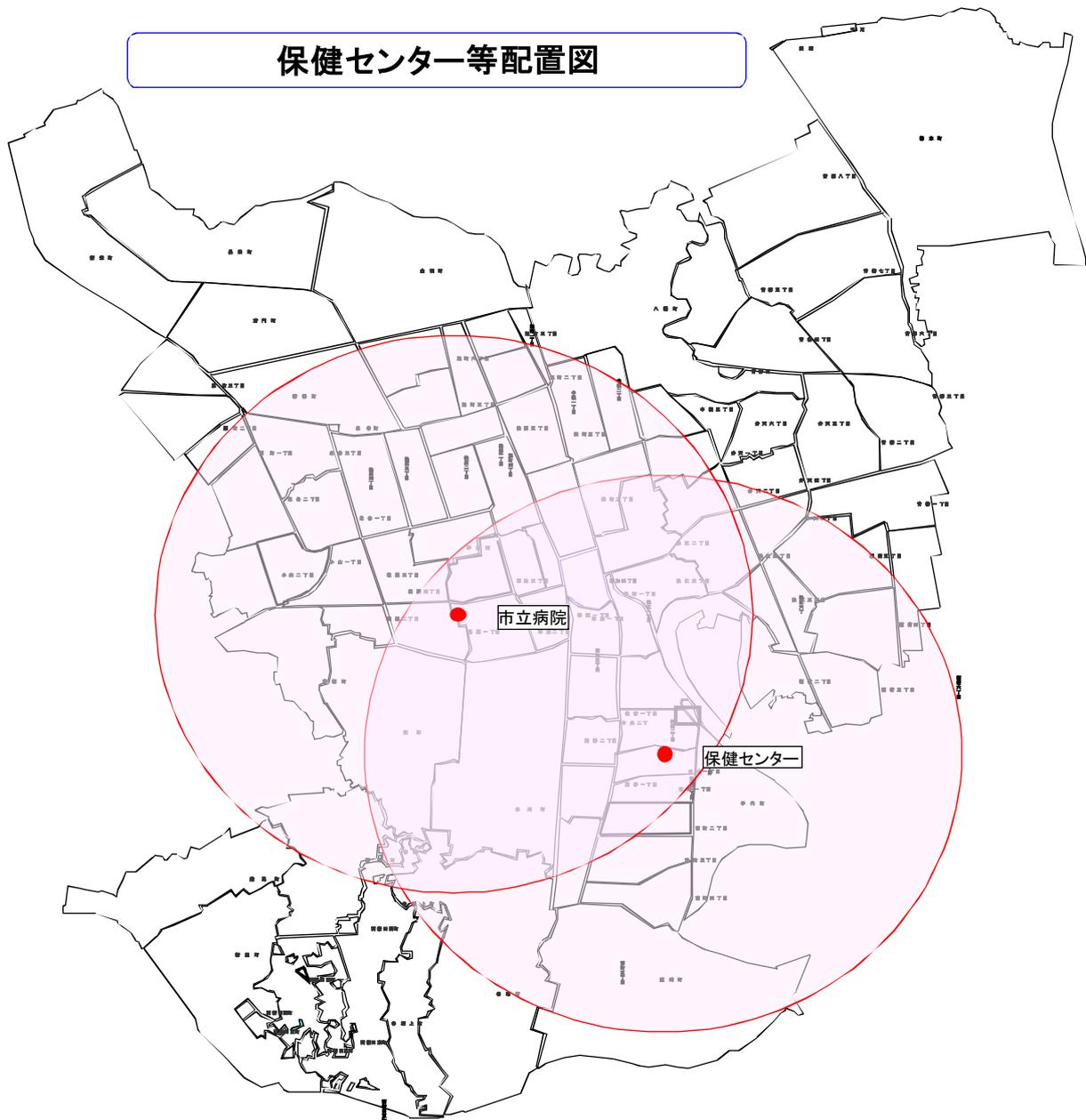
（課題）

○市民が医療や健康に関し不安なく生活できるよう、市立病院や地域の医療機関との連携を図り、地域医療環境の整備を行っていく。そのため、二次医療機関として（仮称）新医療センターを開設するなど、市立病院の機能をさらに充実させていく必要がある。

○夜間急患診療所は、今後、市立病院と連携を図り、小児医療体制をさらに充実させていくために、（仮称）新医療センター内に小児夜間救急センターとして移転する予定である。

○保健センターは、中央一丁目に位置しているが、利用者から交通の便の改善が多く指摘され、また、集団健（検）診等の受診のため、市内全域からの利用者が特定の日集中することが多く、待ち時間が長くなるなどの課題がある。

【施設配置状況】



イ スポーツ関係

【設置の目的】

体育及びスポーツの振興を図り、市民の健康増進と体力向上に資するため。また、オープンスペースを保全・整備することで、快適な生活環境を提供するため。

【現状と課題】

（現状）

○屋内のスポーツ施設としては、学校を除くと市民体育館、スポーツ健康都市記念体育館、温水プールの3館がある。屋外のスポーツ施設としては、同じく総合運動場、吉町テニスコート、そうか公園（多目的運動広場、テニスコート）など10施設がある。

○市民体育館は、市中央部の松江一丁目にあって比較的交通の便が良いが、スポーツ健康都市記念体育館は市の南東部の瀬崎町に、また、温水プールは市北東部の柿木町にあり、交通の便はあまり良くない。

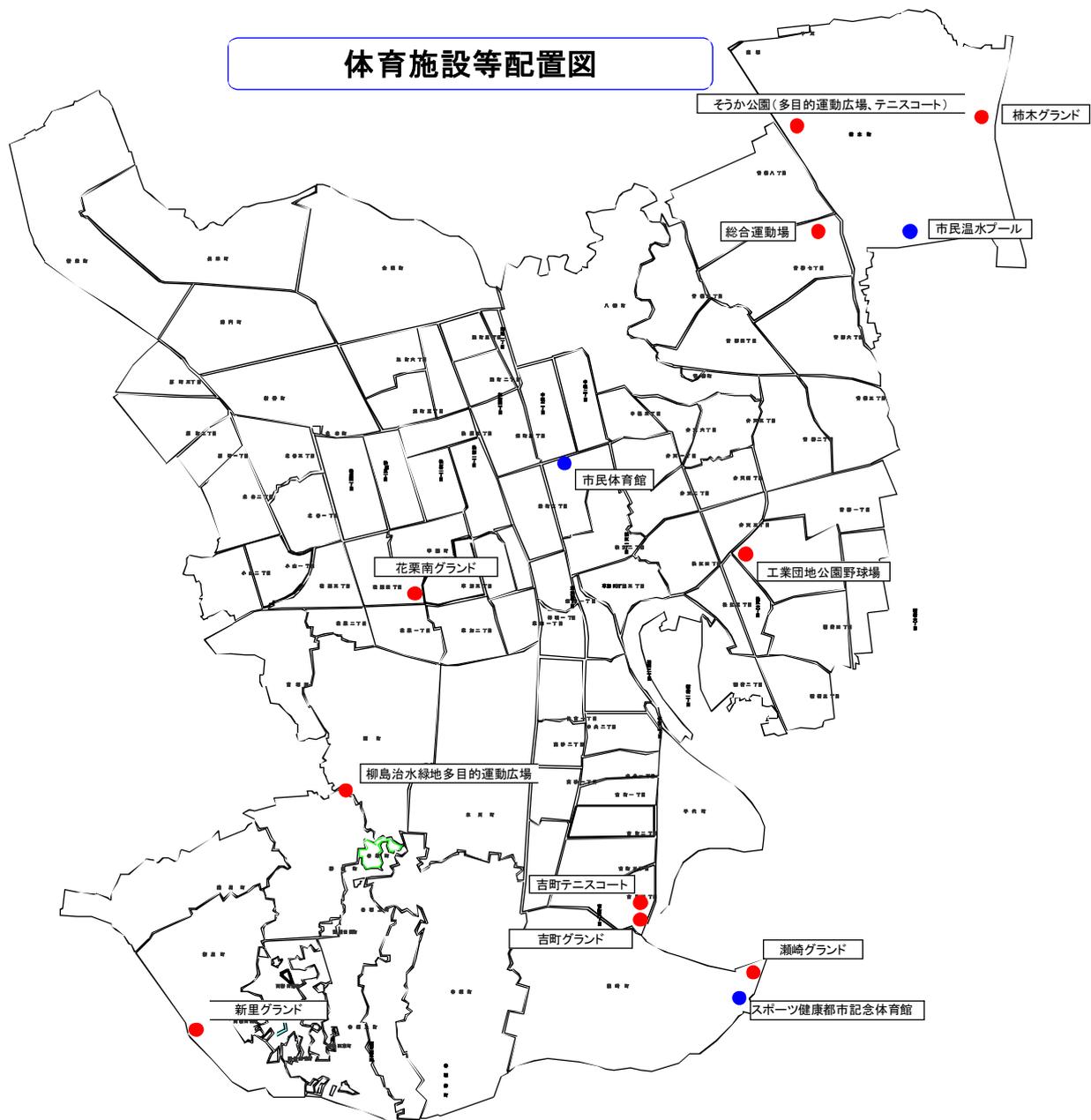
（課題）

○現在、地権者から借りているグラウンド等については継続的に活用できなくなるケースがある。

○昭和48年に建設した市民体育館の老朽化が進んでいるため、隣接する草加市文化会館と同様に建替え及び機能集約について検討していく。

○草加市は、狭い敷地に住宅等が密集しており、スポーツを行うことのできる施設用地の確保が難しい。したがって、新設するのではなく、学校施設などの既存施設の有効活用について検討する必要がある。

【施設配置状況】



◆体育施設については、利用圏域の表示はない。

7 公営住宅

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、本計画で対象とする公営住宅は 10 施設ある。その床面積の合計は、約 1 万 1,800 m²と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 2.9%を占めている。また、土地は、約 1 万 2,200 m²であり、およそ 1.1%を占めている。

分類	施設名		所在地	建物状況					
				建設年月		土地面積 (m ²)	建物総床 面積(m ²)	階 層	構 造
市 営 住 宅	神明住宅	①	神明一丁目	昭和 43 年 3 月	1,305.47	632.00	2	RC	市所有
		②	神明一丁目	昭和 43 年 3 月			2	RC	市所有
		③	神明一丁目	昭和 43 年 3 月			2	RC	市所有
	原町第 1 住宅		原町三丁目	昭和 44 年 3 月	951.85	797.00	5	RC	市所有
	原町第 2 住宅		原町三丁目	昭和 45 年 3 月	2,097.73	1,265.27	5	RC	市所有
	柳島住宅		柳島町	昭和 46 年 3 月	1,544.33	1,345.63	5	RC	市所有
	篠葉住宅		弁天六丁目	昭和 47 年 3 月	1,959.92	1,354.44	5	RC	市所有
	花栗住宅		花栗三丁目	昭和 48 年 3 月	2,067.54	1,471.64	5	RC	市所有
	青柳住宅		青柳八丁目	昭和 50 年 3 月	1,879.00	1,516.51	5	RC	市所有
	中央二丁目住宅(コンフォール草加 8 号棟)		中央二丁目	平成 15 年 8 月	—	2,074.80	一部 ※1	RC	民間所有 (借上げ)
松原第 1 住宅	コンフォール 松原 2 号棟	松原一丁目	平成 20 年 8 月	—	299.2	一部 ※1	RC	民間所有 (借上げ)	
	コンフォール 松原 4 号棟		平成 20 年 8 月	—	151.2	一部 ※1	RC	民間所有 (借上げ)	
その他	草加市再開発住宅		高砂二丁目	昭和 63 年 6 月	344.16	929.00	6	RC	市所有
	合 計				12,150.00	1,1836.69			

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

※1 中央二丁目住宅については、コンフォール草加 8 号棟の 2～8 階の一部、松原第 1 住宅については、コンフォール松原 2 号棟の 2～3 階の一部、コンフォール松原 4 号棟の 2～4 階の一部を市営住宅として借上げている。

(2) 施設分類別の状況

ア 市営住宅等

【設置の目的】

<市営住宅>住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、または、転貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。

<その他>草加市都市計画草加駅東口第一種市街地再開発事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる者に賃貸するため。

【現状と課題】

(現状)

○現在、市営住宅は7施設、転貸を行っている施設は2施設あり、平成23年3月末現在、供給戸数は239戸となっている。

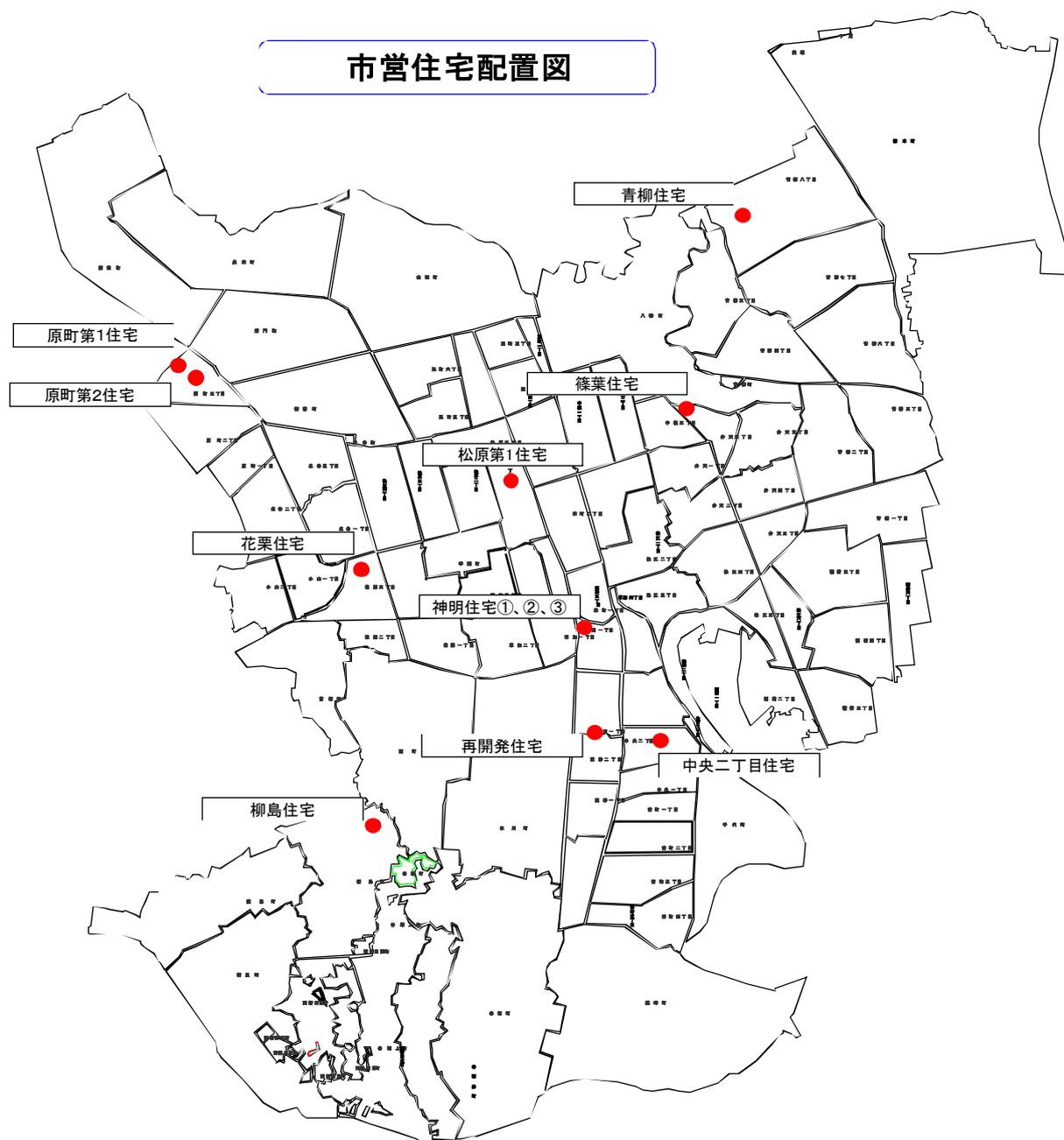
○市営住宅のほとんどが新耐震基準を満たしていない。

○草加市再開発住宅は1施設あり、供給戸数は10戸となっている。

(課題)

○公営住宅は、昭和40年代にその多くが建築されており、老朽化が進んでいるため、計画的に耐震化や修繕を行っていく必要がある。その他、耐震化等を検討する上では、中央2丁目住宅や松原第1住宅のように民間の住宅等を市営住宅として借り上げることも含めて、対応策を検討する。

【施設配置状況】



◆市営住宅については、利用圏域の表示はない

8 環境施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、本計画で対象とする環境施設は 2 施設ある。その床面積の合計は、約 6,000 m²と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 1.5%を占めている。また、土地は、約 1 万 1,100 m²であり、およそ 1.0%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況					
			建設年月	土地面積 (m ²)	建物総床 面積(m ²)	階 層	構造	土地所有 状況
環境 施設	環境業務センター(合同庁舎内)	青柳六丁目	昭和 54 年 10 月	5,272.52	998.10	2	RC	市所有
	リサイクルセンター(プラザ棟、リサイクル棟、ストックヤード棟)	稲荷一丁目	平成 21 年 10 月	5,847.31	5,012.14	4	S、 SRC 一部 S、 RC	市所有
	合計			11,119.83	6,010.24			

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

(2) 施設分類別の状況

ア 環境業務センター・リサイクルセンター

【設置の目的】

<環境業務センター>市民の生活環境の保全及び資源が循環して利用される都市の形成を図るため。また、廃棄物の発生を抑制し、適正な処理及び再利用を促進するため。

<リサイクルセンター>循環型社会の構築に向けた効率的な廃棄物行政を展開するとともに、環境学習を推進し、環境問題を身近なものとするための啓発を推進するため。

【現状と課題】

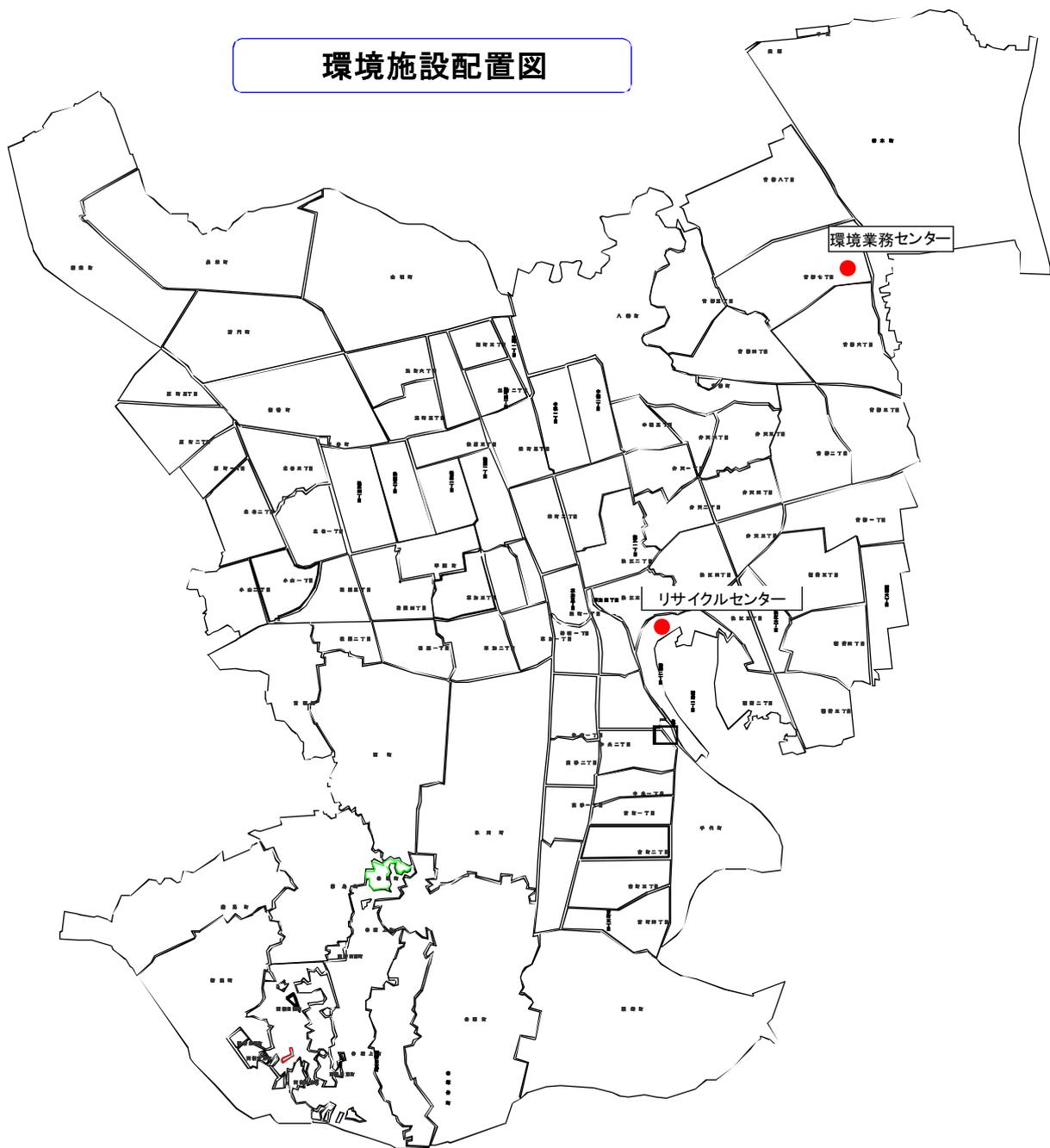
(現状)

○平成21年10月にリサイクルセンター(プラザ棟、リサイクル棟、ストックヤード棟)が建設され、可燃ごみの排出量の削減や缶・びん・古紙等の資源化率の向上などに取り組んでいる。

(課題)

○リサイクルセンターにおける、不燃ごみや不燃性粗大ごみの再資源化等を行う設備やリサイクル啓発施設などの機能を最大限に発揮するための取組みを進める必要がある。

【施設配置状況】



◆環境施設については、利用圏域の表示はない

9 産業・観光施設

(1) 施設全般の現状と課題等

【全体の状況】

平成 23 年 3 月 31 日現在、本計画で対象とする産業施設は 1 施設ある。その床面積は、約 140 m²と、本計画で対象とする公共施設のおよそ 0.03%を占めている。また、土地は、約 200 m²であり、およそ 0.02%を占めている。

分類	施設名	所在地	建物状況					
			建設年月	土地面積 (m ²)	建物総床 面積(m ²)	階 層	構造	土地所有 状況
産業・ 観光施設	物産・観光情報センター	氷川町	平成 9 年 10 月	198.99	137.41	1	S	借地(無償)
	伝統産業展示室	松江一丁目	昭和 47 年 1 月	草加市文化会館内		3	SRC	市所有

※RCは鉄筋コンクリート造、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

(2) 施設分類別の状況

ア 産業・観光関係

【設置の目的】

市内の地場産業製品、工業製品、農産物等の展示、実演、販売等の用に供し、産業の振興に資するとともに、市内の観光情報を発信するため。

【現状と課題】

(現状)

○草加の観光軸である草加駅東口から松原団地駅東口の範囲に観光関連資源が点在している。

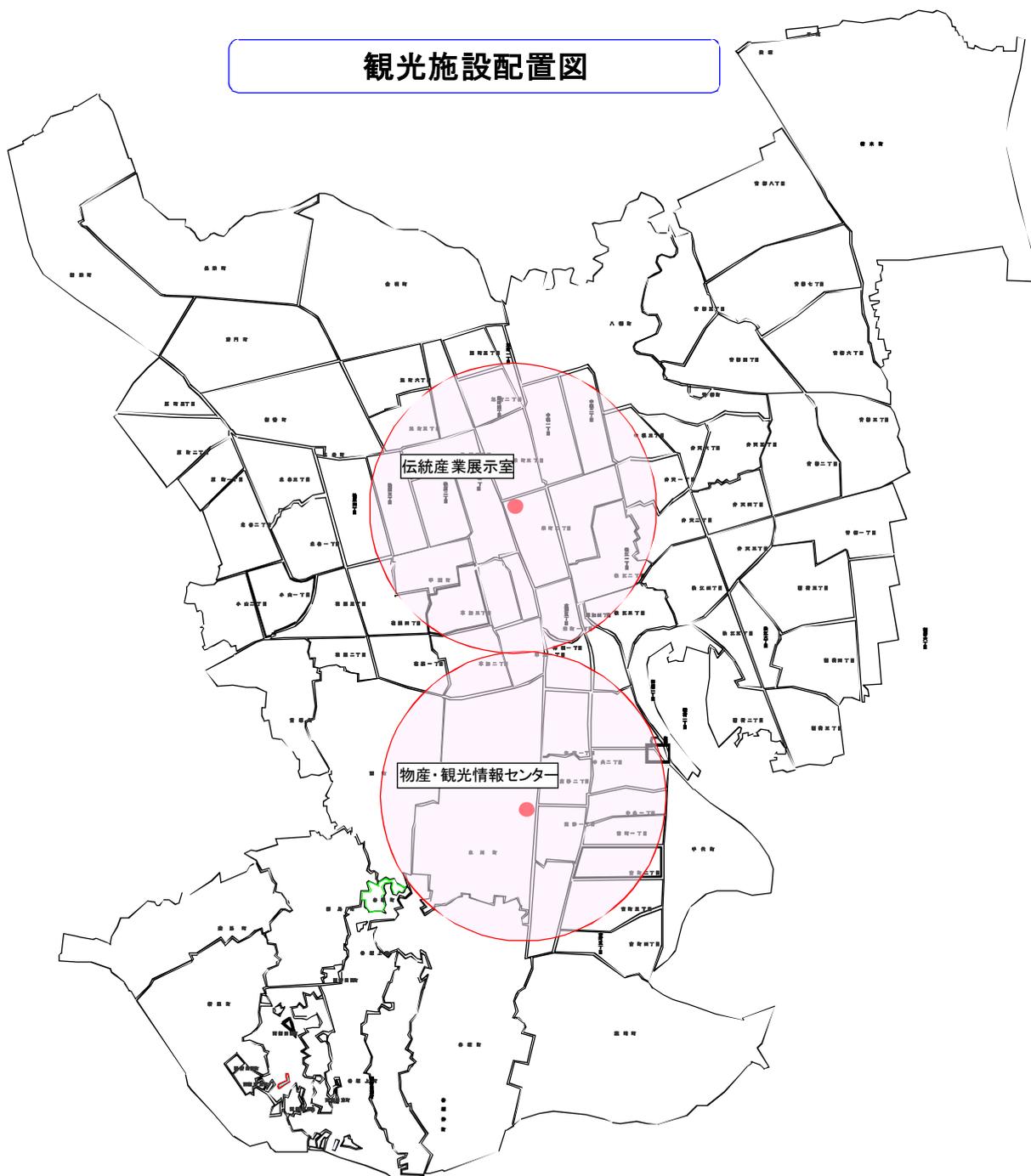
○物産・観光情報センターのほかに、地場産業製品の販売・紹介及び草加せんべいの手焼き体験等を行っている伝統産業展示室が草加市文化会館内に開設されている。

(課題)

○草加駅の高架下に物産・観光情報センターがあるが、今後、他施設との複合化や連携を含めて、産業振興拠点のあり方を検討していく。

【施設配置状況】

観光施設配置図



◆利用圏域は直径 2 km で示す。

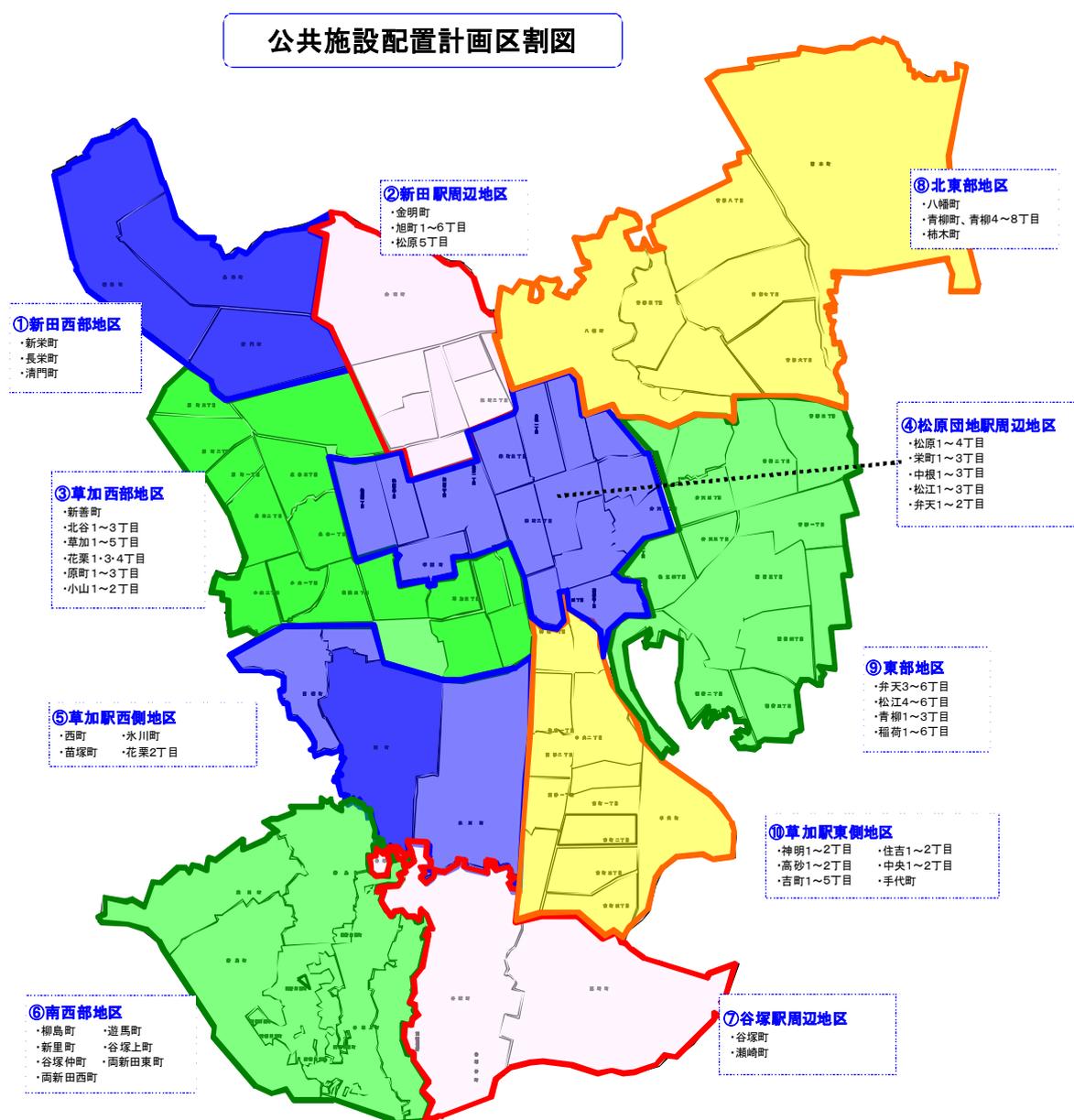
第5章

地区別の配置状況

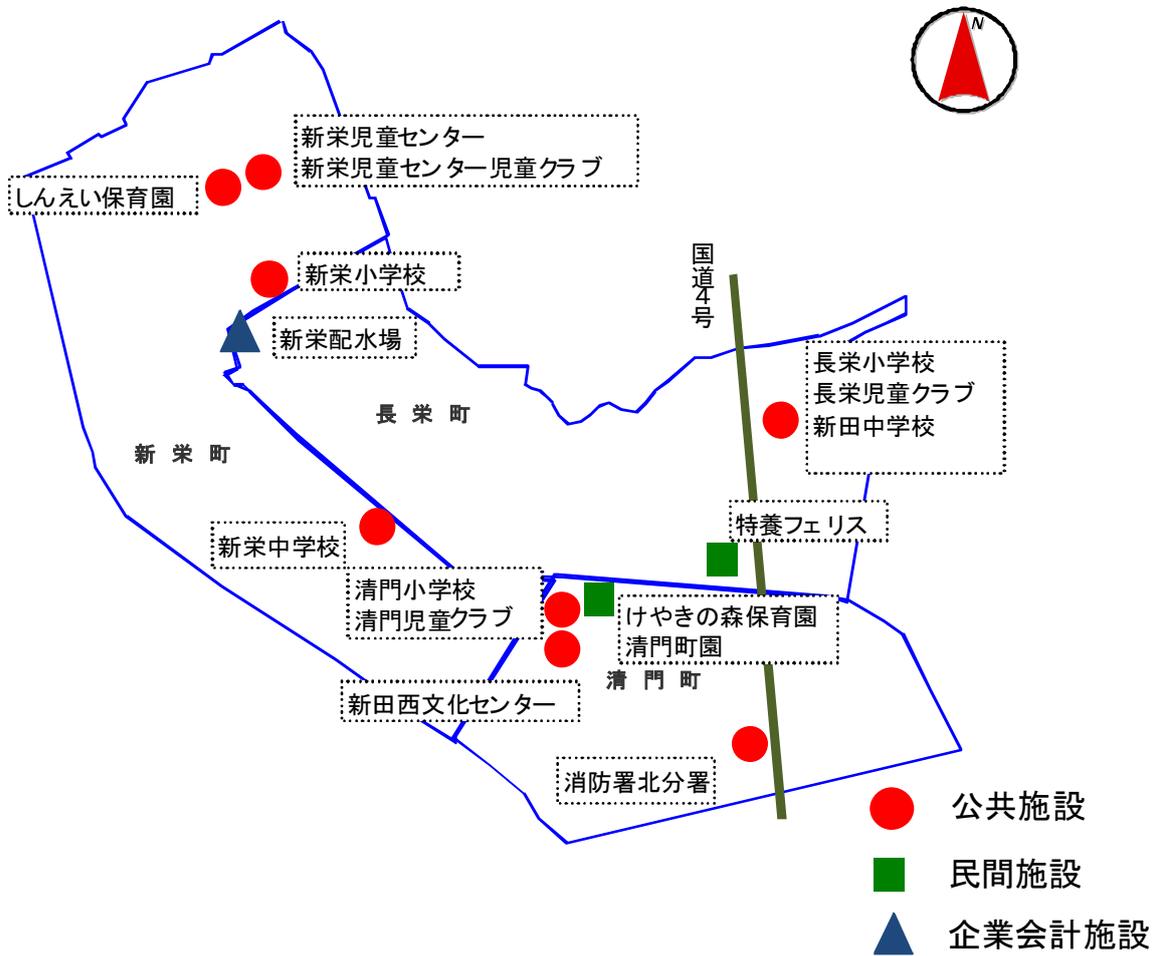
第5章 地区別の配置状況

本章では、下図のとおり市内を10地区に区分し、地区ごとの施設配置図、既存施設の一覧表（生活圏域、施設名、建築年月、所在地）及び「計画期間内に整備等を計画している主な施設」を掲載した。

「計画期間内に整備等を計画している主な施設」については、本計画の計画期間である平成23年度から27年度の間計画している、公共施設の「建替え」、「耐震補強工事」及び「施設の長寿命化に係る取組」について掲載してある。なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整が可能な範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施することを基本とする。



①新田西部地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	長栄小学校	昭和55年3月	長栄町
2	一次施設	長栄児童クラブ(長栄小学校内)	昭和55年3月	長栄町
3	一次施設	清門小学校	昭和51年9月	清門町
4	一次施設	清門児童クラブ(清門小学校内)	平成16年3月	清門町
5	一次施設	新栄小学校	昭和49年3月	新栄町
6	一次施設	新栄児童センター児童クラブ	昭和55年2月	新栄町
7	一次施設	しんえい保育園	昭和49年3月	新栄町
8	二次施設	新田中学校	昭和55年3月	長栄町
9	二次施設	新栄中学校	昭和49年3月	新栄町
10	二次施設	新田西文化センター	平成22年4月	新栄町
11	三次施設	消防署北分署	平成11年3月	清門町
12	三次施設	新栄児童センター	昭和55年2月	新栄町

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

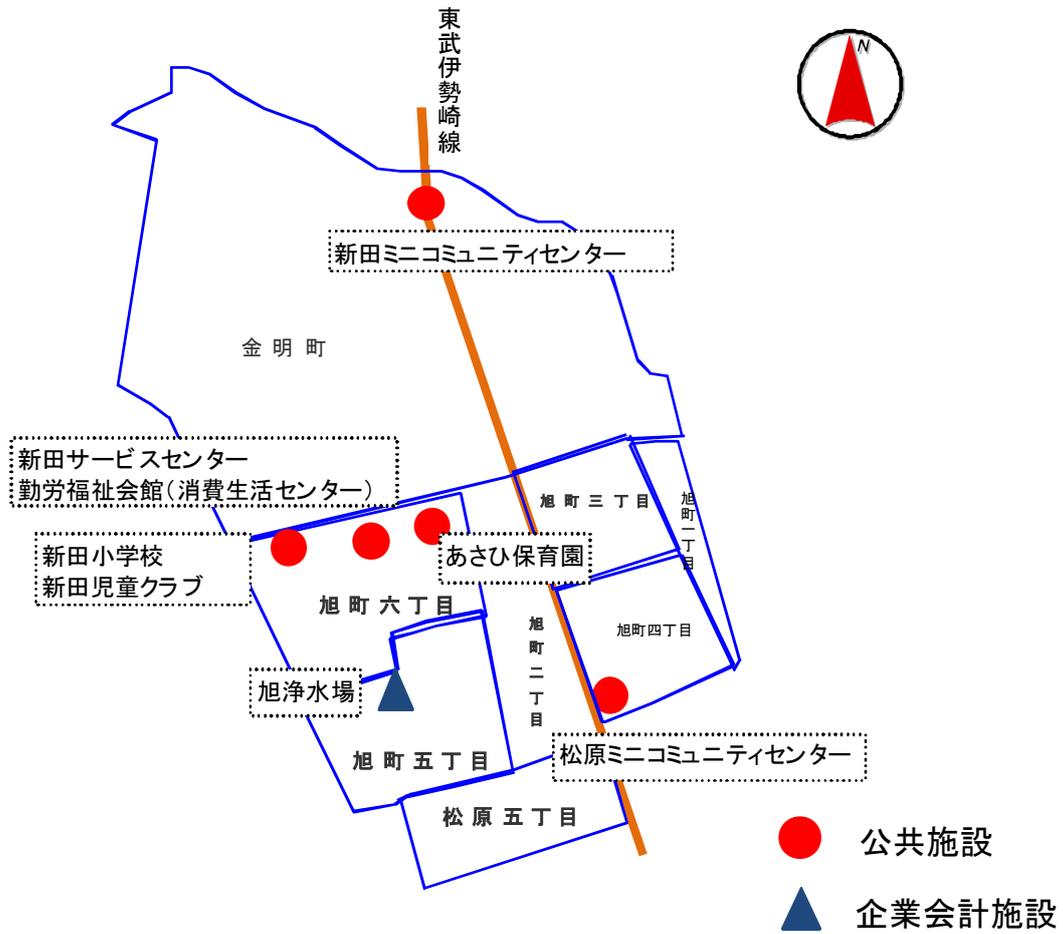
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	長栄小学校(A棟、屋内運動場)	耐震補強 (H23設計、H24工事)	H23、H24	長栄町
2	清門小学校(B棟)	耐震補強 (H23設計、H24工事)	H23、H24	清門町
3	清門小学校(屋内運動場)	耐震補強工事	H23	清門町
4	清門小学校(給食棟)	耐震補強(H23診断、H24設計、H25工事)	H23~H25	清門町
5	新栄小学校(屋内運動場)	耐震補強工事	H23	新栄町
6	新栄小学校(給食棟)	耐震補強(H23診断、H24設計、H25工事)	H23~H25	新栄町
7	新田中学校(A棟)	耐震補強工事	H23	長栄町
8	新田中学校(屋内運動場)	耐震補強(H23設計、H24工事)	H23、H24	長栄町
9	新栄中学校(A棟)	耐震補強工事	H23	新栄町

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

②新田駅周辺地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	新田小学校	昭和44年3月	旭町六丁目
2	一次施設	新田児童クラブ(新田小学校内)	昭和44年3月	旭町六丁目
3	一次施設	新田ミニコミュニティセンター	平成13年3月	金明町
4	一次施設	松原ミニコミュニティセンター	平成8年3月	旭町四丁目
5	一次施設	あさひ保育園	昭和43年2月	旭町六丁目
6	三次施設	新田サービスセンター	昭和50年7月	旭町六丁目
7	四次施設	勤労福祉会館(消費生活センター)	昭和50年7月	旭町六丁目

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

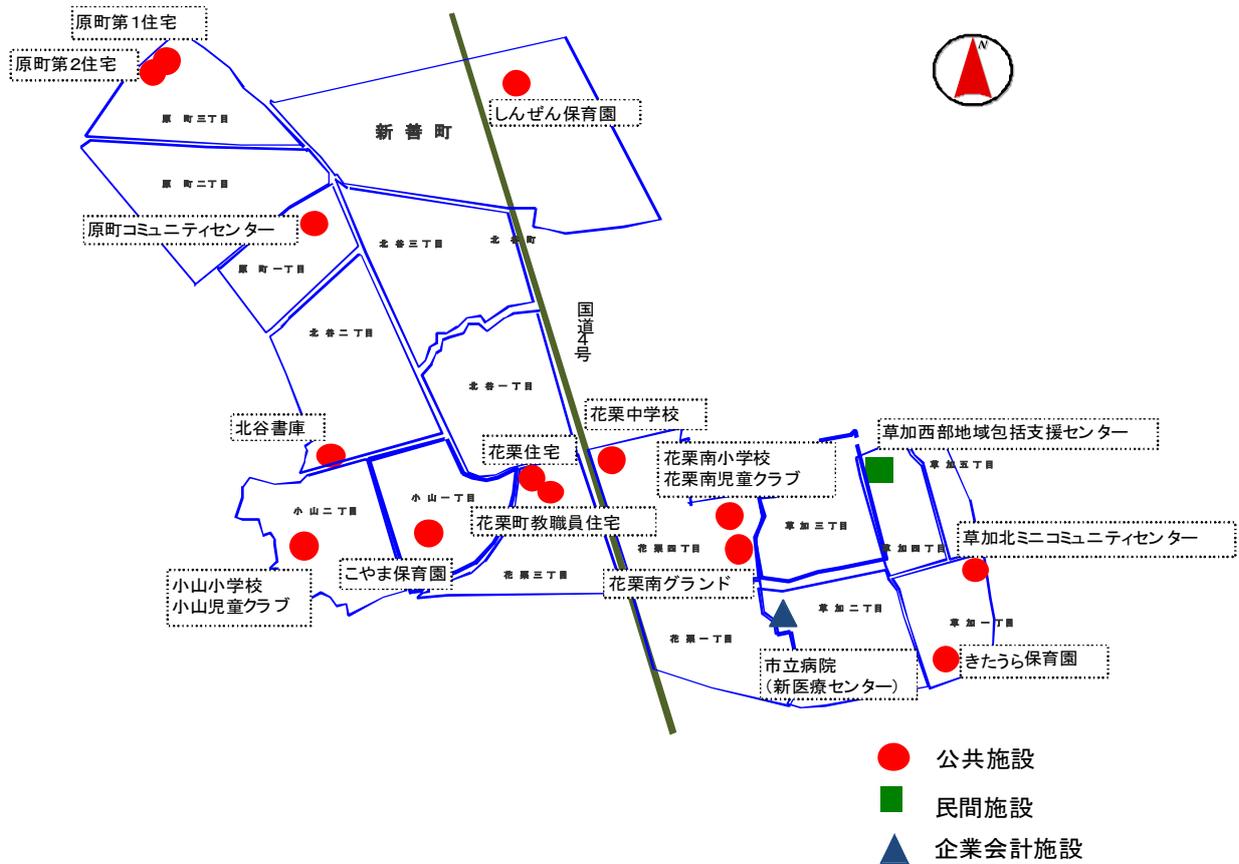
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
	該当施設なし			

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

③草加西部地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	小山小学校	昭和 57 年 3 月	小山二丁目
2	一次施設	小山児童クラブ(小山小学校内)	平成 14 年 3 月	小山二丁目
3	一次施設	花栗南小学校	昭和 47 年 5 月	花栗四丁目
4	一次施設	花栗南児童クラブ(花栗南小学校内)	平成 18 年 3 月	花栗四丁目
5	一次施設	こやま保育園	昭和 50 年 7 月	小山一丁目
6	一次施設	しんぜん保育園	昭和 48 年 8 月	新善町
7	一次施設	きたうら保育園	平成 15 年 11 月	草加一丁目
8	一次施設	草加北ミニコミュニティセンター	平成 8 年 3 月	草加一丁目
9	二次施設	花栗中学校	昭和 52 年 4 月	花栗四丁目
10	二次施設	原町コミュニティセンター	昭和 58 年 3 月	原町一丁目
11	三次施設	原町第 1 住宅	昭和 44 年 3 月	原町三丁目
12	三次施設	原町第 2 住宅	昭和 45 年 3 月	原町三丁目
13	三次施設	花栗住宅	昭和 48 年 3 月	花栗三丁目
14	三次施設	花栗南グランド	昭和 63 年 7 月	花栗四丁目
15	四次施設	市立病院	平成 16 年 4 月	草加二丁目
16	—	花栗町教職員住宅	昭和 48 年 9 月	花栗三丁目
17	—	北谷書庫	昭和 47 年 7 月	北谷二丁目

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

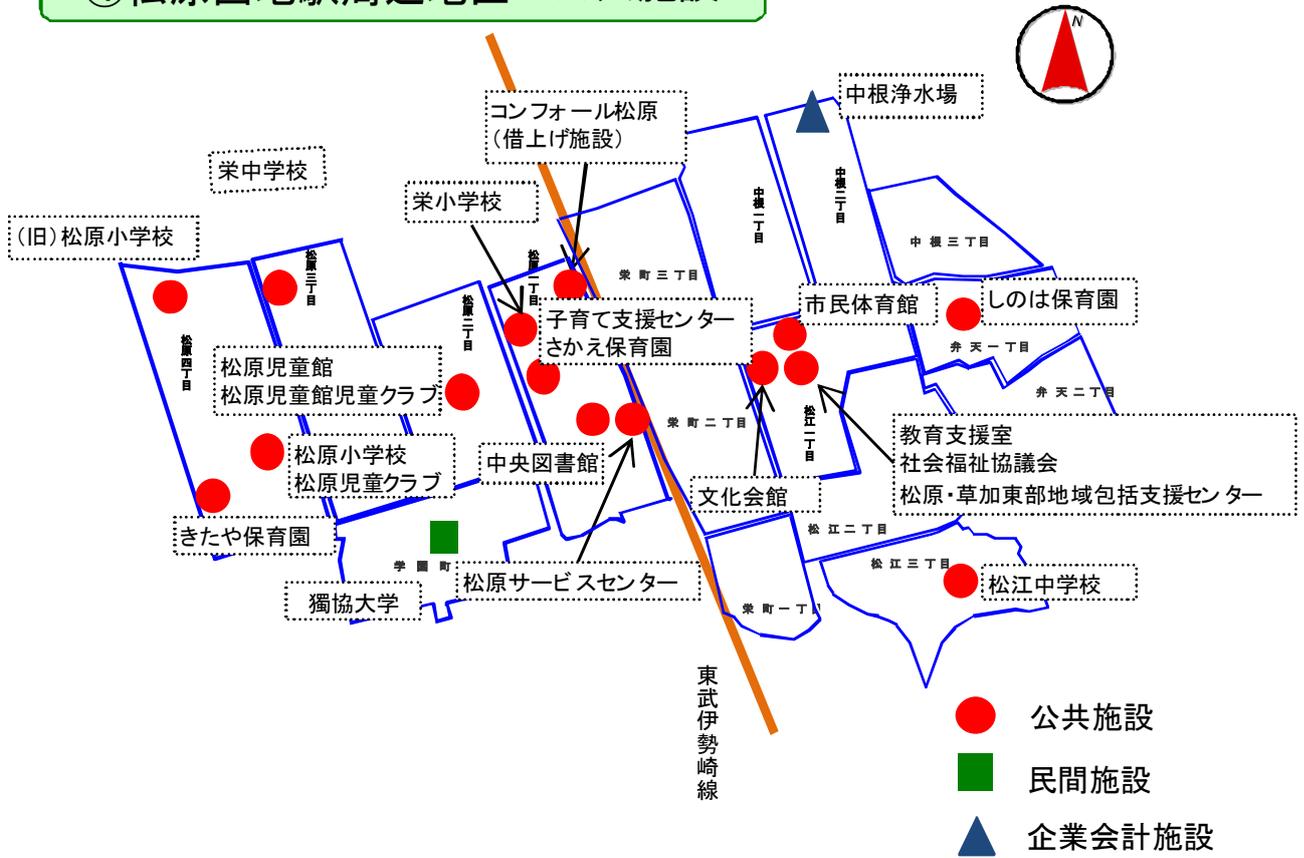
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	小山小学校(給食棟)	耐震補強(H23 診断、H24 設計、H25 工事)	H23~H25	小山二丁目
2	花栗南小学校(A棟、B棟)	耐震補強(H23 設計、H24 工事)	H23、H24	花栗四丁目
3	花栗南小学校(給食棟)	耐震補強(H23 診断、H24 設計、H25 工事)	H23~H25	花栗四丁目
4	花栗中学校(A棟、B棟)	耐震補強工事	H23	花栗四丁目
5	花栗中学校(給食棟)	耐震補強(H23 診断、H24 設計、H25 工事)	H23~H25	花栗四丁目
6	原町第 1 住宅、第 2 住宅	公営住宅に係る耐震状況把握	H23~	原町三丁目

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

④松原団地駅周辺地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築年月日	所在地
1	一次施設	松原小学校	平成23年3月	松原四丁目
2	一次施設	松原児童クラブ(松原小学校内)	平成23年3月	松原四丁目
3	一次施設	(旧)松原小学校(花栗小跡地)	昭和45年6月	松原四丁目
4	一次施設	栄小学校	昭和38年3月	松原一丁目
5	一次施設	松原児童館児童クラブ	昭和48年3月	松原二丁目
6	一次施設	きたや保育園	昭和42年10月	松原四丁目
7	一次施設	さかえ保育園	平成22年3月	松原一丁目
8	一次施設	しのは保育園	昭和44年3月	弁天一丁目
9	二次施設	栄中学校	昭和38年9月	松原三丁目
10	二次施設	松江中学校	昭和60年3月	松江三丁目
11	三次施設	松原児童館	昭和48年3月	松原二丁目
12	三次施設	松原サービスセンター	平成10年2月	松原一丁目
13	三次施設	松原第1住宅(コンフォール松原)	平成20年8月	松原一丁目
14	四次施設	中央図書館	平成11年9月	松原一丁目
15	四次施設	草加市文化会館	昭和47年1月	松江一丁目
16	四次施設	市民体育館	昭和48年3月	松江一丁目
17	四次施設	社会福祉協議会	昭和50年3月	松江一丁目
18	四次施設	教育支援室	昭和50年3月	松江一丁目
19	四次施設	子育て支援センター	平成22年3月	松原一丁目

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

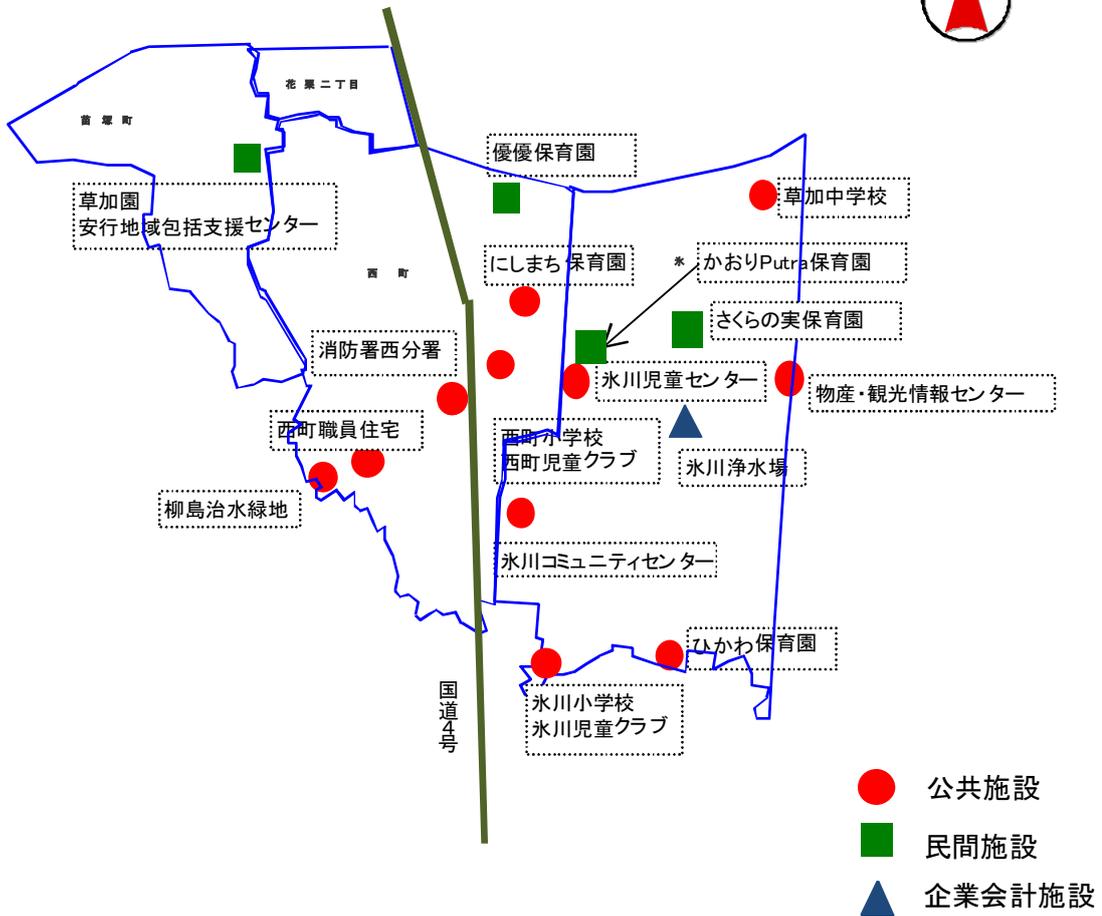
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	栄小学校	校舎等改築(H23設計、H24・25工事)	H23～H25	松原一丁目
2	栄中学校(C棟、D棟)	耐震補強工事	H23	松原四丁目
3	栄中学校(給食棟)	耐震補強 (H23診断、H24設計、H25工事)	H23～H25	松原四丁目
4	(仮称)栄児童クラブ	建設工事(H23設計、H24・25工事)	H23～H25	

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

⑤草加駅西側周辺地区の公共施設



- 公共施設
- 民間施設
- ▲ 企業会計施設

◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	西町小学校	昭和47年6月	西町
2	一次施設	西町児童クラブ(西町小学校内)	平成23年3月	西町
3	一次施設	氷川小学校	昭和52年9月	氷川町
4	一次施設	氷川児童クラブ(氷川小学校内)	昭和52年9月	氷川町
5	一次施設	にしまち保育園	昭和47年3月	西町
6	一次施設	ひかわ保育園	昭和51年3月	氷川町
7	二次施設	草加中学校	昭和36年11月	氷川町
8	二次施設	氷川コミュニティセンター	昭和61年3月	氷川町
9	三次施設	消防署西分署	平成23年3月	西町
10	三次施設	氷川児童センター	昭和57年5月	氷川町
11	三次施設	柳島治水緑地多目的運動広場	平成16年4月	西町
12	四次施設	物産・観光情報センター	平成9年10月	氷川町
13	—	西町職員住宅	昭和48年3月	西町

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

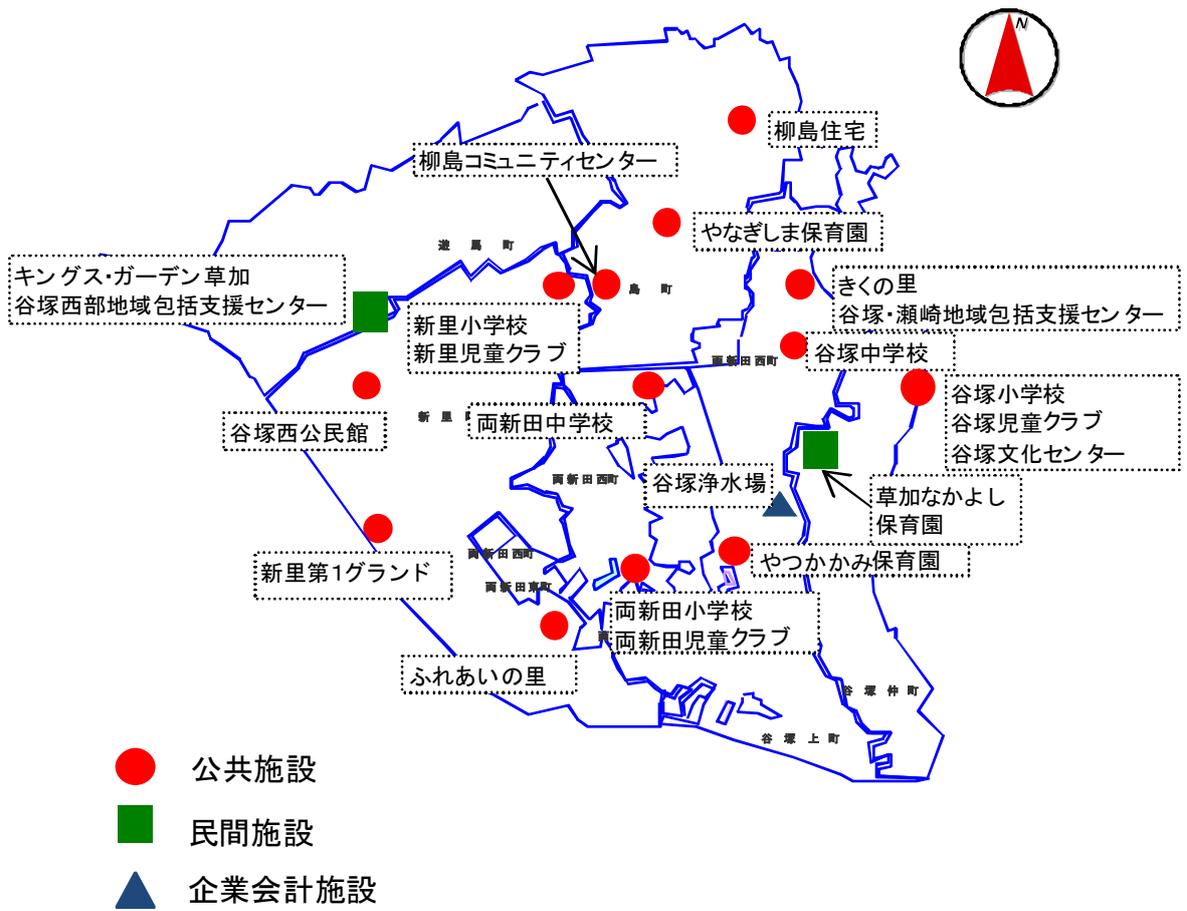
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	氷川小学校(給食棟)	耐震補強(H23 診断、H24 設計、H25 工事)	H23~H25	氷川町
2	草加中学校(B棟)	耐震補強工事	H23	氷川町

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

⑥南西部地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	新里小学校	昭和46年5月	新里町
2	一次施設	新里児童クラブ(新里小学校内)	昭和46年5月	新里町
3	一次施設	両新田小学校	昭和57年3月	両新田西町
4	一次施設	両新田児童クラブ(両新田小学校内)	平成17年3月	両新田西町
5	一次施設	谷塚小学校	平成19年3月	谷塚仲町
6	一次施設	谷塚児童クラブ(谷塚小学校内)	平成19年3月	谷塚仲町
7	一次施設	やなぎしま保育園	昭和44年10月	柳島町
8	一次施設	やつかかみ保育園	昭和55年3月	谷塚上町
9	二次施設	両新田中学校	昭和54年3月	両新田西町
10	二次施設	谷塚中学校	昭和43年4月	谷塚上町
11	二次施設	柳島コミュニティセンター	昭和63年3月	柳島町
12	二次施設	谷塚西公民館	昭和46年3月	新里町
13	二次施設	谷塚文化センター	平成19年4月	谷塚仲町
14	二次施設	在宅福祉センター きくの里	平成13年3月	谷塚上町
15	三次施設	新里グランド	昭和57年12月	新里町
16	三次施設	柳島住宅	昭和46年3月	柳島町
17	三次施設	高齢者福祉センターふれあいの里	平成17年8月	新里町

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

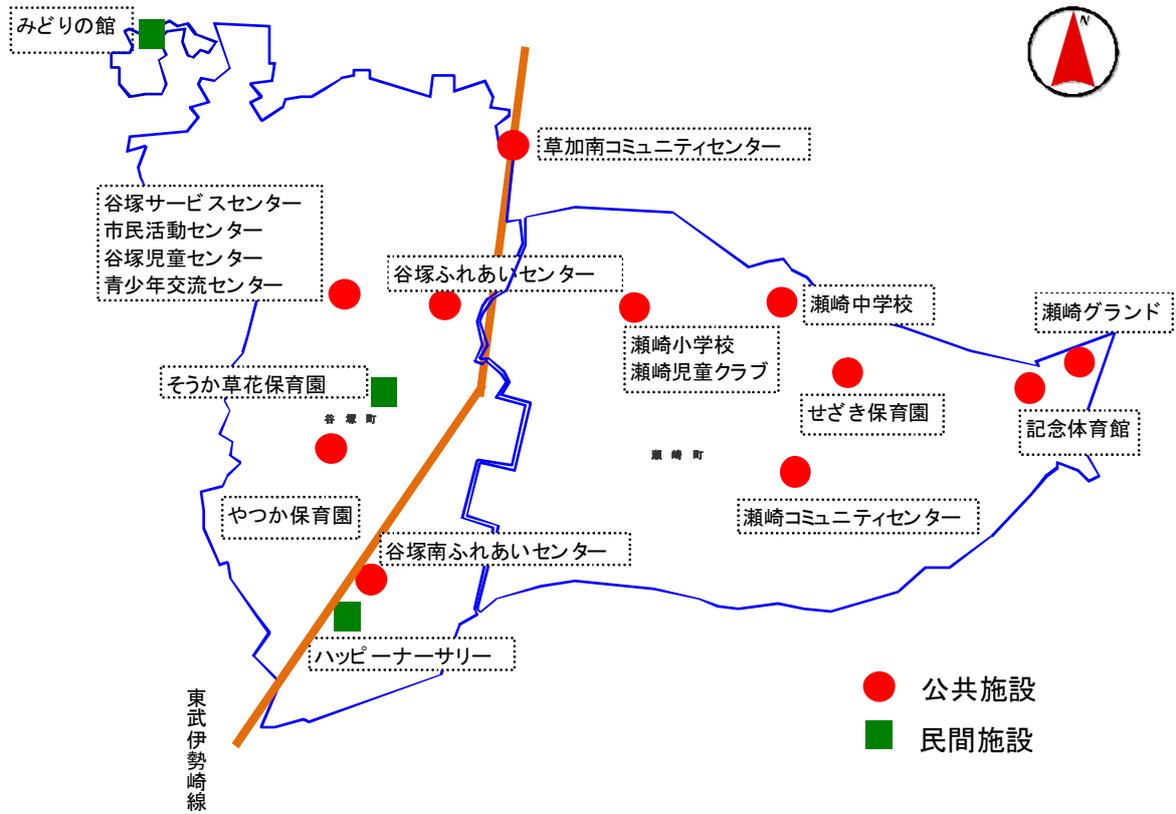
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	新里小学校(A棟)	耐震補強工事	H23	新里町
2	両新田小学校(屋内運動場)	耐震補強工事	H23	両新田西町
3	(仮称)谷塚西文化センター	H23 設計 H24~H25 建設工事	H23~H25	新里町
4	柳島住宅	公営住宅に係る耐震状況把握	H23~	柳島町

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

⑦ 谷塚駅周辺地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	瀬崎小学校	昭和42年3月	瀬崎町
2	一次施設	瀬崎児童クラブ(瀬崎小学校内)	昭和42年3月	瀬崎町
3	一次施設	やつか保育園	昭和41年4月	谷塚町
4	一次施設	せざき保育園	昭和48年3月	瀬崎町
5	一次施設	谷塚ふれあいセンター	平成3年1月	谷塚町
6	一次施設	谷塚南ふれあいセンター	昭和59年12月	谷塚町
7	一次施設	草加南ミニコミュニティセンター	平成8年4月	谷塚町
8	二次施設	瀬崎中学校	昭和51年3月	瀬崎町
9	二次施設	瀬崎コミュニティセンター	昭和59年4月	瀬崎町
10	三次施設	谷塚サービスセンター	昭和51年3月	谷塚町
11	三次施設	谷塚児童センター	昭和51年3月	谷塚町
12	三次施設	瀬崎グランド	昭和57年7月	瀬崎町
13	四次施設	市民活動センター	昭和51年3月	谷塚町
14	四次施設	青少年交流センター	昭和51年3月	谷塚町
15	四次施設	スポーツ健康都市記念体育館	昭和60年11月	瀬崎町

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	瀬崎小学校(B棟)	耐震補強 (H23設計、H24工事)	H23、H24	瀬崎町
2	瀬崎中学校(給食棟)	耐震補強(H23診断、H24設計、 H25工事)	H23~H25	瀬崎町
3	(仮称)消防谷塚ステーション	建設工事	H23	谷塚町

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

⑧北東部地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	八幡小学校	昭和48年4月	八幡町
2	一次施設	八幡児童クラブ(八幡小学校内)	平成17年3月	八幡町
3	一次施設	八幡北小学校	昭和54年4月	八幡町
4	一次施設	八幡北児童クラブ(八幡北小学校内)	昭和54年4月	八幡町
5	一次施設	川柳小学校	昭和47年8月	青柳七丁目
6	一次施設	川柳児童クラブ(川柳小学校内)	昭和47年8月	青柳七丁目
7	一次施設	やはた保育園	昭和49年9月	八幡町
8	一次施設	やはた保育園分園	昭和55年3月	八幡町
9	一次施設	あおやぎ保育園	昭和51年3月	青柳七丁目
10	二次施設	青柳中学校	昭和56年3月	青柳八丁目
11	二次施設	川柳中学校	昭和42年3月	青柳七丁目
12	二次施設	川柳文化センター	昭和55年4月	青柳六丁目
13	二次施設	柿木公民館	平成14年7月	柿木町
14	二次施設	八幡コミュニティセンター	平成元年1月	八幡町

15	三次施設	柿木グランド	昭和 63 年 4 月	柿木町
16	三次施設	消防署青柳分署(合同庁舎内)	昭和 54 年 10 月	青柳六丁目
17	—	消防署青柳化学車庫	平成 17 年 3 月	青柳六丁目
18	三次施設	総合福祉センターであいの森	平成 4 年 10 月	柿木町
19	三次施設	知的障害者授産施設つばさの森	平成元年 3 月	柿木町
20	三次施設	障害者ケアホームひまわりの郷	平成 22 年 3 月	柿木町
21	三次施設	青柳住宅	昭和 50 年 3 月	青柳八丁目
22	三次施設	総合運動場	昭和 47 年 6 月	青柳七丁目
23	四次施設	養護老人ホーム松楽苑	昭和 51 年 3 月	柿木町
24	四次施設	知的障害者通園施設あおば学園	昭和 49 年 7 月	青柳六丁目
25	四次施設	そうか公園(そうか公園クラブハウス、多目的運動広場、テニスコート)	昭和 63 年	柿木町
26	四次施設	市民温水プール	昭和 60 年 3 月	柿木町
27	四次施設	環境業務センター(合同庁舎内)	昭和 54 年 10 月	青柳六丁目

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

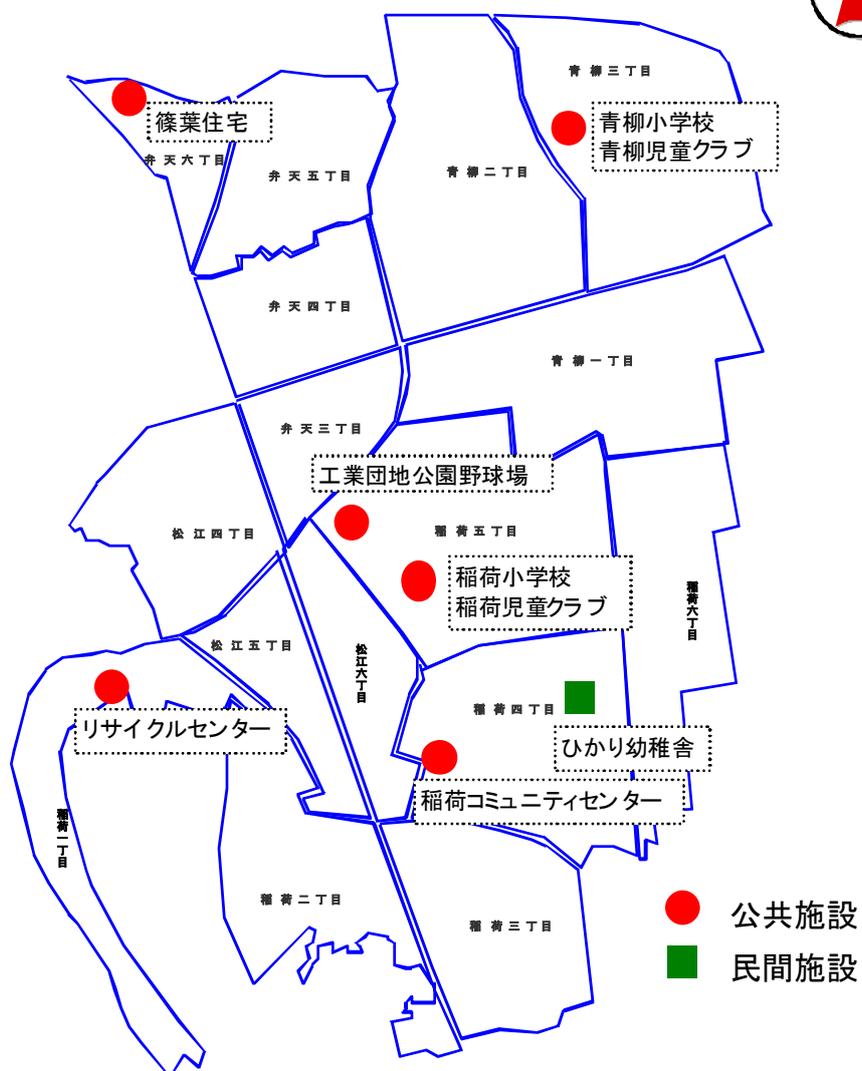
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	川柳小学校(C棟)	耐震補強(H23設計、H24工事)	H23、H24	青柳七丁目
2	八幡小学校(A棟、B棟)	耐震補強(H23設計、H24工事)	H23、H24	八幡町
3	八幡北小学校(A棟、B棟)	耐震補強(H23設計、H24工事)	H23、H24	八幡町
4	川柳中学校(B棟)	耐震補強(H23設計、H24工事)	H23、H24	青柳七丁目

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

⑨ 東部地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	稲荷小学校	昭和 52 年 3 月	稲荷五丁目
2	一次施設	稲荷児童クラブ(稲荷小学校内)	平成 14 年 3 月	稲荷五丁目
3	一次施設	青柳小学校	昭和 57 年 3 月	青柳三丁目
4	一次施設	青柳児童クラブ(青柳小学校内)	昭和 57 年 3 月	青柳三丁目
5	二次施設	稲荷コミュニティセンター	昭和 60 年 3 月	稲荷四丁目
6	三次施設	篠葉住宅	昭和 47 年 3 月	弁天六丁目
7	四次施設	工業団地公園野球場	昭和 41 年	稲荷五丁目
8	四次施設	リサイクルセンター	平成 21 年 10 月	稲荷一丁目

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

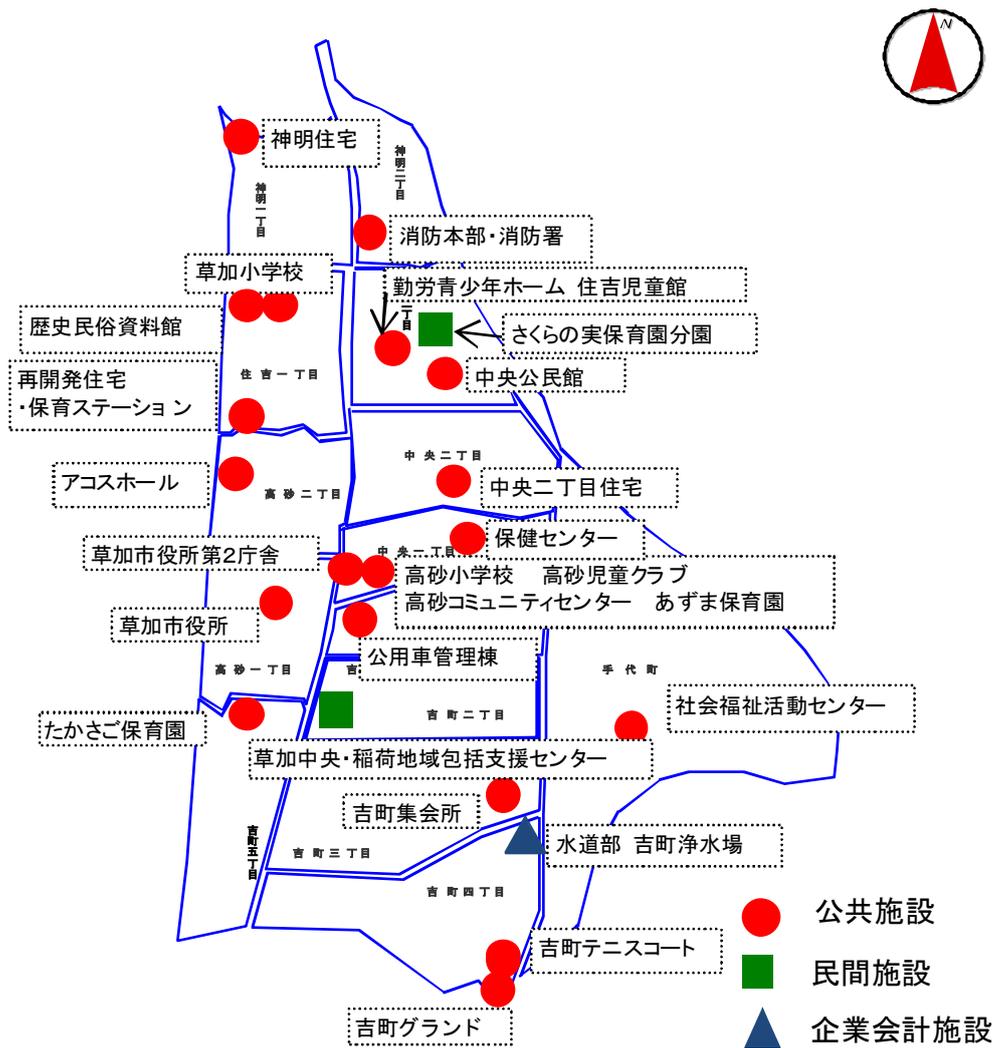
	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	稲荷小学校(給食棟)	耐震補強 (H23 診断、H24 設計、H25 工事)	H23~H25	稲荷五丁目
2	篠葉住宅	公営住宅に係る耐震状況把握	H23~	弁天六丁目

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

⑩草加駅東側地区の公共施設



◎既存施設の一覧表

	生活圏域	施設名	建築(設置)年月※	所在地
1	一次施設	草加小学校	昭和41年3月	住吉一丁目
2	一次施設	住吉児童館児童クラブ	昭和49年12月	住吉二丁目
3	一次施設	高砂小学校	昭和57年2月	中央一丁目
4	一次施設	高砂児童クラブ(高砂小学校内)	平成21年3月	中央一丁目
5	一次施設	たかさご保育園	昭和43年3月	吉町五丁目
6	一次施設	あずま保育園	平成21年6月	中央一丁目
7	—	吉町集会所	昭和58年4月	吉町三丁目
8	二次施設	中央公民館	昭和56年9月	住吉二丁目
9	二次施設	高砂コミュニティセンター	平成21年4月	中央一丁目
10	二次施設	勤労青少年ホーム	昭和49年12月	住吉二丁目
11	三次施設	住吉児童館	昭和49年12月	住吉二丁目

12	三次施設	社会福祉活動センター	昭和 63 年 3 月	手代町
13	三次施設	保健センター	昭和 62 年 3 月	中央一丁目
14	三次施設	神明住宅	昭和 43 年 3 月	神明一丁目
15	三次施設	保育ステーション(再開発住宅)	昭和 63 年 6 月	高砂二丁目
16	三次施設	再開発住宅	昭和 63 年 6 月	高砂二丁目
17	三次施設	中央二丁目住宅(コンフォール 8 号棟)	平成 15 年 8 月	中央二丁目
18	三次施設	吉町テニスコート	昭和 54 年 5 月	吉町四丁目
19	三次施設	吉町グラウンド	昭和 54 年 4 月	吉町四丁目
20	三次施設	消防署	昭和 43 年 9 月	神明二丁目
21	四次施設	市庁舎(本庁舎)	昭和 40 年 11 月	高砂一丁目
22	四次施設	市庁舎(西棟)	平成 10 年 3 月	高砂一丁目
23	四次施設	市庁舎(別館)	昭和 40 年 11 月	高砂一丁目
24	四次施設	市庁舎(第2庁舎)	昭和 56 年 3 月	中央一丁目
25	四次施設	公用車管理棟	平成 8 年 9 月	吉町一丁目
26	四次施設	水道部庁舎	昭和 47 年 6 月	吉町四丁目
27	四次施設	消防本部	昭和 43 年 9 月	神明二丁目
28	四次施設	アコスホール	平成 4 年 2 月	高砂二丁目
29	四次施設	歴史民俗資料館	大正 15 年 9 月	住吉一丁目

※小中学校については、最も古い建物の建築年月日を掲載

◎計画期間内に整備等を計画している主な施設

	施設名	内容	整備予定時期	所在地
1	草加小学校(屋内運動場)	耐震補強工事	H23	住吉一丁目
2	草加小学校(給食棟)	耐震補強(H23 診断、H24 設計、H25 工事)	H23~H25	住吉一丁目
3	神明住宅	公営住宅に係る耐震状況把握	H23~	

※施設の建替え、耐震補強工事及び施設の長寿命化に係る取組を掲載

※なお、この表に掲載された工事等であっても、財源の調整がつく範囲で、かつ優先順位が高いものについて実施する。

※耐震補強については、診断の結果に基づいて、設計・工事を行うものとする。

参 考 资 料

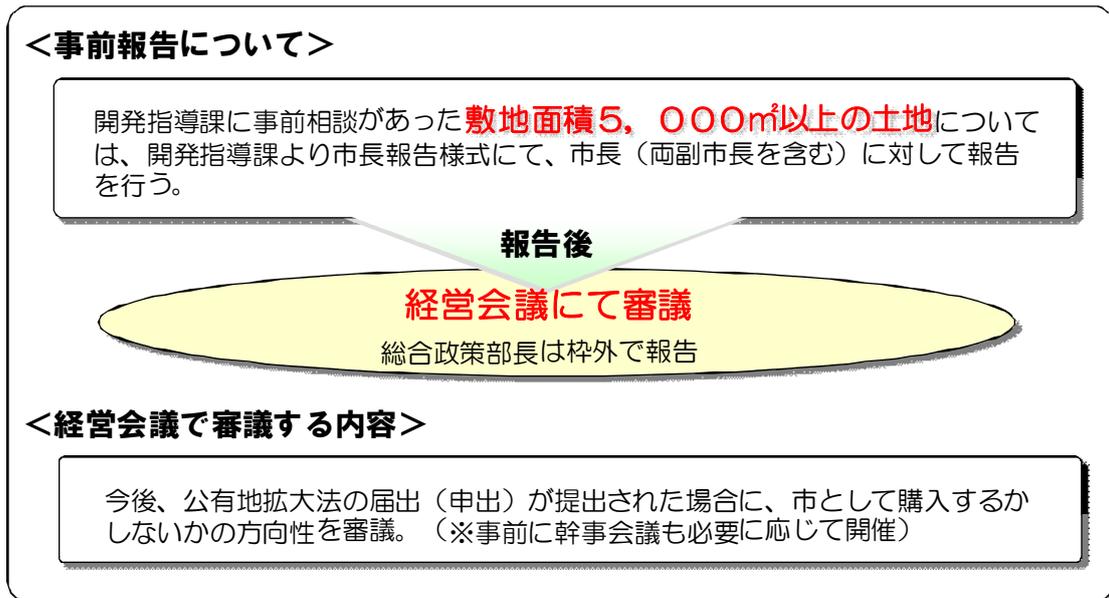
【参考資料】

◇土地・建物に係る事務手続

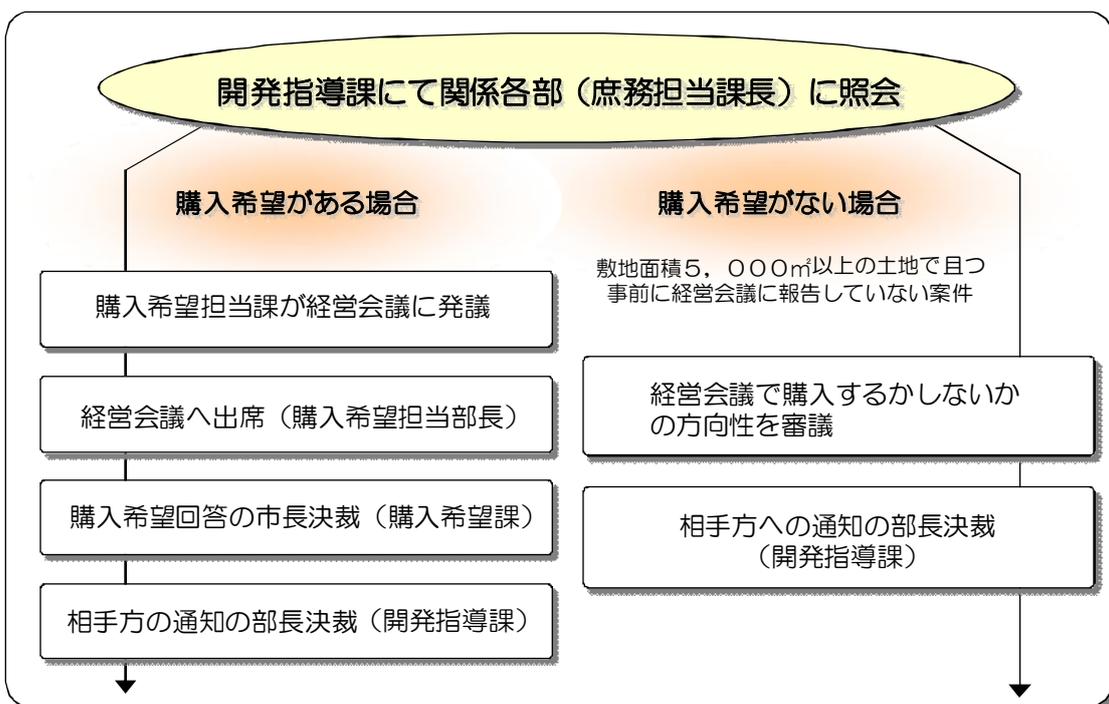
公有地拡大法に関わる事務処理について

平成19年7月18日

「公有地拡大の推進に関する法律」の届出（申出）が提出される前



「公有地拡大の推進に関する法律」の届出（申出）が提出された後



生産緑地法に関わる事務処理について



「生産緑地買取」の申出の提出前

<事前報告>

対象土地：事前相談があった**5,000㎡以上の土地**
 市長報告：住宅・都市計画課より市長報告様式（両副市長を含む）にて行う。

報告後

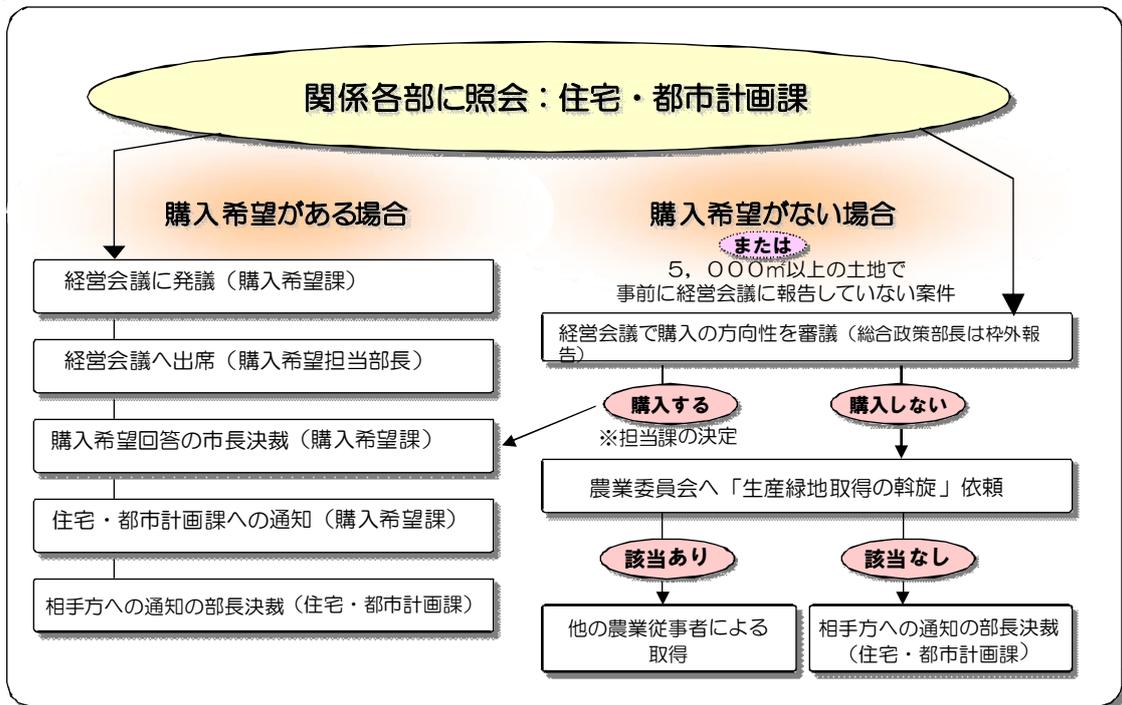
経営会議にて報告

総合政策部長は枠外報告

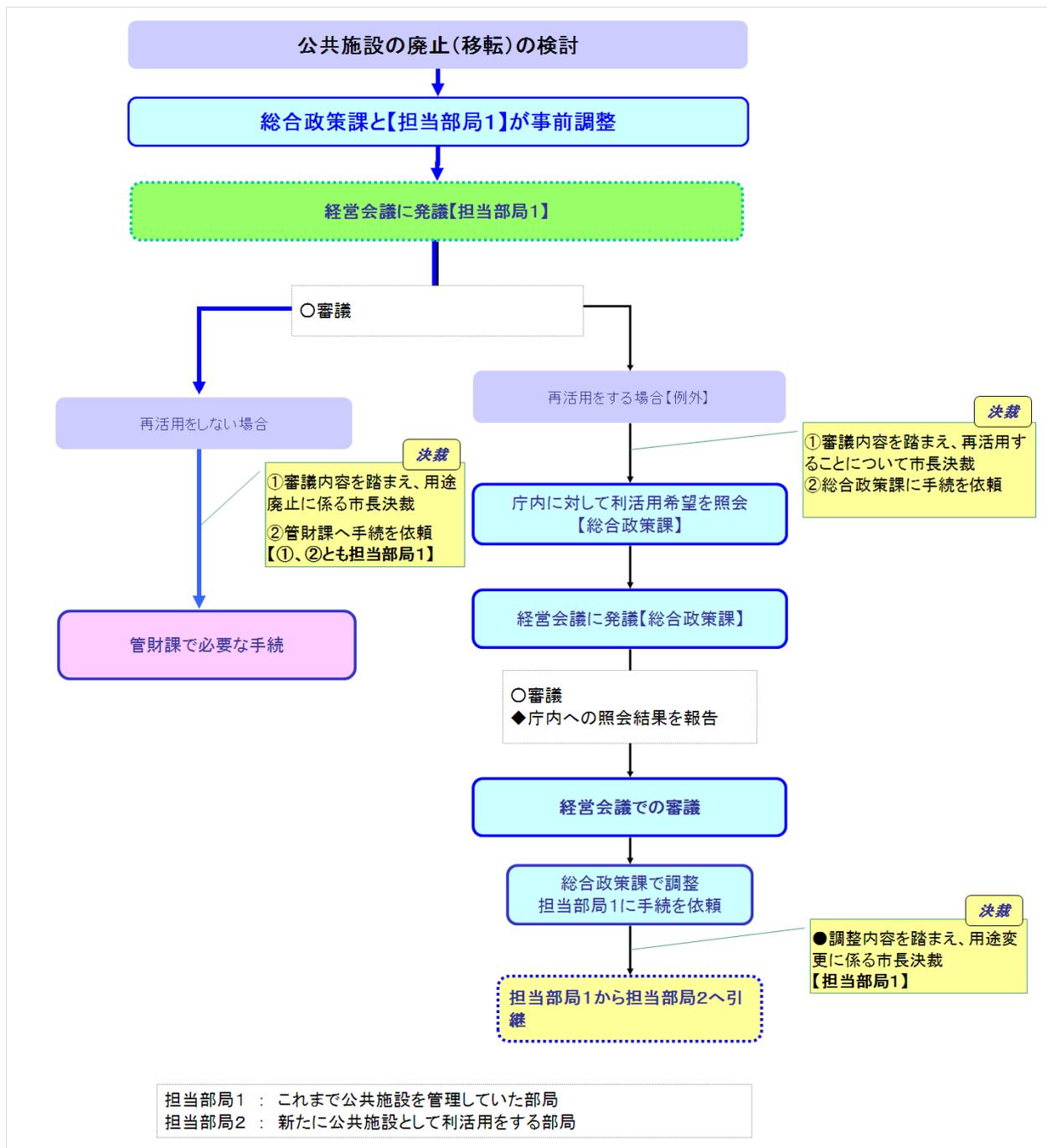
<事前報告を行う理由>

「生産緑地買取届出」が提出された場合に、すみやかに市として購入するかしないかの方向性を審議できるよう、事前に報告する。

「生産緑地買取」の申出の提出後



・公共施設の廃止（移転）にともなう当該施設の利活用等の進め方フロー

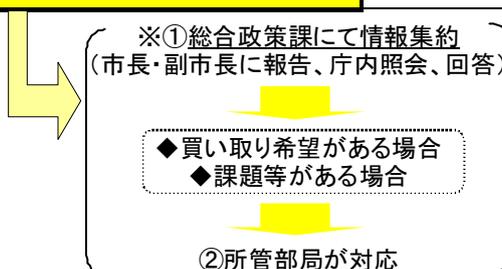


・土地の取得等に係る情報の取扱について

	〈事案〉	〈対象〉	〈所管〉
1	◆以前に「公有地の拡大の推進に関する法律」の届出（申出）が提出され、市として購入の有無を判断した土地（5,000㎡以上）について、再度、所有権移転等により提出された場合	◇提出のあった時点で、速やかに市長及び副市長に報告（前回、取得しない旨、回答したことを明記）する。 ◇関係各部への照会時に、市長・副市長に報告を行った旨を文書に記載する。	開発指導課
2	◆事前相談がなく、「公有地の拡大の推進に関する法律」の届出（申出）が提出された場合	◇提出のあった時点で、速やかに市長及び副市長に報告する。	
3	◆5,000㎡未満で、市の政策上重要であると考えられる土地（適宜判断※） →公拡法に基づく届出（申出）以外のもの	◇相談を受けた時点で、用地取得計画に基づき、事前打合せを行ったうえで、必要なものは、速やかに市長・副市長に報告	

※用地取得計画に掲載されている土地（グラウンド、消防・福祉施設用地等）、綾瀬川左岸広場周辺の土地など

4	◆国、埼玉県、その他公的団体等からの照会 →公拡法に基づく届出（申出）以外のもの	◇相談または文書などにより情報を得た時点で、速やかに経営会議（枠外）にて、市長・副市長に報告	①総合政策課 ②所管部局※
---	---	--	------------------



公共施設配置計画

(2011～2015)

■発行／草加市

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

TEL048-922-0749 FAX048-922-3406

e-mail: sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

■編集／草加市総合政策部総合政策課

■作成／平成23年3月